

## 令和5年壱岐市議会定例会9月会議 会議録目次

審議期間日程 .....	1
上程案件及び議決結果一覧 .....	2
一般質問一覧表 .....	4
第1日（9月7日 木曜日）	
議事日程表（第1号） .....	5
出席議員及び説明のために出席した者 .....	7
再 開（開議） .....	7
会議録署名議員の指名 .....	8
審議期間の決定 .....	8
諸般の報告 .....	8
行政報告 .....	8
議案説明	
報告第12号 令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について .....	16
報告第13号 令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について .....	17
報告第14号 令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について .....	18
報告第15号 令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について .....	19
報告第16号 令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について .....	20
報告第17号 令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について .....	21
議案第45号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について .....	23
議案第46号 壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について .....	23
議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市立一支国博物館） .....	24
議案第48号 第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定	

について	24
議案第49号 令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	26
議案第50号 令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	29
議案第51号 令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	29
議案第52号 令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	30
議案第53号 令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	31
認定第1号 令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	31
認定第2号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	32
認定第3号 令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第4号 令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	34
認定第5号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	35
認定第6号 令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	36
認定第7号 令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	38
認定第8号 令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	39
財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査と決済審査の報告	40

第2日（9月12日 火曜日）

議事日程表（第2号）	45
出席議員及び説明のために出席した者	47
議案に対する質疑	48
報告第12号 令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	48
報告第13号 令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	48

報告第14号	令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	48
報告第15号	令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	48
報告第16号	令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	48
報告第17号	令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	48
議案第45号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について	53
議案第46号	壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	56
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市立一支国博物館）	56
議案第48号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について	56
議案第49号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	57
議案第50号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	57
議案第51号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	57
議案第52号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	57
議案第53号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	57
認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	57
認定第2号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第3号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第4号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第5号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第6号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	57

認定第7号 令和4年度老岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について .....	57
認定第8号 令和4年度老岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について .....	59
委員会付託（議案） .....	61
予算特別委員会の設置 .....	61
決算特別委員会の設置 .....	61
第3日（9月13日 水曜日）	
議事日程表（第3号） .....	63
出席議員及び説明のために出席した者 .....	63
一般質問 .....	64
4番 山口 欽秀 議員 .....	64
14番 市山 繁 議員 .....	77
7番 植村 圭司 議員 .....	89
8番 清水 修 議員 .....	104
第4日（9月14日 木曜日）	
議事日程表（第4号） .....	113
出席議員及び説明のために出席した者 .....	113
一般質問 .....	114
6番 山川 忠久 議員 .....	114
15番 赤木 貴尚 議員 .....	124
3番 武原由里子 議員 .....	133
第5日（9月28日 木曜日）	
議事日程表（第5号） .....	147
出席議員及び説明のために出席した者 .....	148
発言の申出（市長からの報告） .....	149
委員長報告、委員長に対する質疑 .....	150
発言の申出（企画振興部部長からの報告） .....	152
議案に対する討論、採決 .....	154

議案第45号	沓崎市漁業集落排水処理施設条例及び沓崎市公共下水道条例の一部改正について	154
議案第46号	沓崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	154
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について（沓崎市立一支国博物館）	155
議案第48号	第2期沓崎市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について	156
議案第49号	令和5年度沓崎市一般会計補正予算（第4号）	156
議案第50号	令和5年度沓崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	159
議案第51号	令和5年度沓崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	159
議案第52号	令和5年度沓崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	160
議案第53号	令和5年度沓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	160
認定第2号	令和4年度沓崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	160
認定第3号	令和4年度沓崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	161
認定第4号	令和4年度沓崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	162
認定第5号	令和4年度沓崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	163
認定第6号	令和4年度沓崎市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	163
認定第7号	令和4年度沓崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	163
認定第8号	令和4年度沓崎市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	163
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		
諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	163
諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	163
諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	163
発言の申出（市長の挨拶）		165



令和5年老岐市議会定例会9月会議を、次のとおり開催します。

令和5年8月31日

老岐市議会議長 小金丸 益明

1 期 日 令和5年9月7日(木)

2 場 所 老岐市議会議場(老岐西部開発総合センター2F)

令和5年老岐市議会定例会9月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9月 7日	木	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	9月 8日	金	休 会	○議案発言(質疑) 通告書提出期限(正午)
3	9月 9日	土		(閉庁日)
4	9月10日	日		
5	9月11日	月		
6	9月12日	火	本会議	○議案審議(質疑、委員会付託)
7	9月13日	水		○一般質問
8	9月14日	木		○一般質問 ○予算・決算発言(質疑) 通告書提出期限(正午)
9	9月15日	金	休 会	
10	9月16日	土		
11	9月17日	日		(閉庁日)
12	9月18日	月		
13	9月19日	火	委員会	○常任委員会
14	9月20日	水	休 会	
15	9月21日	木		
16	9月22日	金	委員会	○予算特別委員会
17	9月23日	土	休 会	
18	9月24日	日		(閉庁日)
19	9月25日	月	委員会	○決算特別委員会
20	9月26日	火		○決算特別委員会
21	9月27日	水	休 会	(議事整理日)
22	9月28日	木	本会議	○議案審議(委員長報告、討論、採決) ○散会

## 令和5年壱岐市議会定例会9月会議 上程案件及び議決結果一覧

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第12号	令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第13号	令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第14号	令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第15号	令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第16号	令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第17号	令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告済 (9/12)
議案第45号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第46号	壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について（壱岐市立一支国博物館）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第48号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第49号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第50号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第51号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第52号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
議案第53号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/28)
認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会	継続審査
認定第2号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/28)



認定第 3号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第 4号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第 5号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第 6号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第 7号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
認定第 8号	令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/28)
諮問第 3号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/28)
諮問第 4号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/28)
諮問第 5号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/28)

### 令和5年壱岐市議会定例会9月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続
条例制定、 一部改正、廃止	2	2			
予算	5	5			
その他	5	5			
報告	6	6			
決算認定 (内前回継続)	8	7			1
計	26	25			1

議員発議	上程	可決	否決	継続
発議(条例制定) (一部改正)				
発議(意見書)				
決議・その他				
計				
請願・陳情等 (内前回継続)				
計				

## 令和5年壱岐市議会定例会9月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
9月13日 (水)	1	山口 欽秀	壱岐市の保育所運営のあり方について	64～77
			今後の壱岐市の保育所体制について	
			高齢者の交通手段の支援について	
			洋上風力発電の「導入可能性エリア」の情報の国への情報提供の見送りについて	
9月13日 (水)	2	市山 繁	東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出開始について	77～88
			ふるさと納税寄付額の5割ルールの厳格化について	
9月13日 (水)	3	植村 圭司	洋上風力発電の導入可能性について	89～103
			「いきっこ留学制度」の改善について	
9月13日 (水)	4	清水 修	モバイルクリニックの導入検討について	104～111
			UIターン促進事業の現状と課題について	
9月14日 (木)	5	山川 忠久	壱岐版SDGsの現在地と今後について	114～123
	6	赤木 貴尚	壱岐市内小中学校特別教室や子ども達が学び過ごす全教室にエアコン設置すべき	124～133
			壱岐市内小中学校体育館の環境整備について	
7	武原由里子	次期市長選に向け、進退の考えは		
9月14日 (木)	7	武原由里子	安心して働き、安心して生活できる福祉のまちづくりの推進に向けて	133～146
			誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策について	
			市民参画による健康づくりとDX化による効率化の推進	

令和5年 壱岐市議会定例会 9月 会議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和5年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	7番 植村 圭司 8番 清水 修
日程第2	審議期間の決定	22日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第12号 令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	総務部部長 説明
日程第6	報告第13号 令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第7	報告第14号 令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	農林水産部部長 説明
日程第8	報告第15号 令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第9	報告第16号 令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	企画振興部部長 説明
日程第10	報告第17号 令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	財政課課長 説明
日程第11	議案第45号 壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について	建設部部長 説明
日程第12	議案第46号 壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	建設部部長 説明
日程第13	議案第47号 公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市立一支国博物館)	企画振興部部長 説明

日程第14	議案第48号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し)の策定について	市民部部長 説明
日程第15	議案第49号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算(第4号)	財政課課長 説明
日程第16	議案第50号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第1号)	保健環境部部長 説明
日程第17	議案第51号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計 補正予算(第1号)	保健環境部部長 説明
日程第18	議案第52号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補 正予算(第1号)	建設部部長 説明
日程第19	議案第53号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計 補正予算(第1号)	農林水産部部長 説明
日程第20	認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算 認定について	財政課課長 説明
日程第21	認定第2号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別 会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第22	認定第3号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特 別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第23	認定第4号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計 歳入歳出決算認定について	保健環境部部長 説明
日程第24	認定第5号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計歳 入歳出決算認定について	建設部部長 説明
日程第25	認定第6号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計 歳入歳出決算認定について	総務部部長 説明
日程第26	認定第7号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計 歳入歳出決算認定について	農林水産部部長 説明
日程第27	認定第8号	令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の 処理及び決算の認定について	建設部部長 説明

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第1号に同じ)

---

出席議員 (14名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 土谷 勇二君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

---

欠席議員 (1名)

10番 音嶋 正吾君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君  
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	白川 博一君	教育長 ……………	山口 千樹君
総務部部長 ……………	中上 良二君	企画振興部部長 ……………	塚本 和広君
市民部部長 ……………	西原 辰也君	保健環境部部長 ……………	崎川 敏春君
農林水産部部長 ……………	谷口 実君	建設部部長 ……………	平田 英貴君
消防本部消防長 ……………	山川 康君	教育次長 ……………	目良 顕隆君
総務課課長 ……………	横山 将司君	財政課課長 ……………	原 裕治君
会計管理者 ……………	篠崎 昭子君	監査委員 ……………	吉田 泰夫君

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

音嶋議員から欠席の届出があっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

ただいまから、令和5年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

---

### **日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番、植村圭司議員、8番、清水修議員を指名いたします。

---

### **日程第2. 審議期間の決定**

○議長（小金丸益明君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月28日までの22日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は、本日より9月28日までの22日間と決定いたしました。

---

### **日程第3. 諸般の報告**

○議長（小金丸益明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信しておるとおりでございます。

---

### **日程第4. 行政報告**

○議長（小金丸益明君） 日程第4、行政報告を行います。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

行政報告を申し上げます。

本日ここに、令和5年壱岐市議会定例会9月会議に当たり、6月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理

解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、9月5日の令和5年度長崎県食育推進活動表彰において、郷ノ浦町の柳田地区公民館様が、地域社会への貢献度が高く、他のモデルとなる実戦的な食育推進活動に取り組んでいる団体として、県知事表彰を受賞されました。

平成26年度から「柳田地域連携プロジェクト」を立ち上げられ、子どもから高齢者まで多くの方が参加する農業体験学習により、地域のつながりはもとより共食の機会をつくることで、子どもたちへ食事のマナーや食文化を大事にする気持ちを伝える食育活動が、高く評価されたものであります。

それでは、6月会議以降、本日までの市政の重要事項等について御報告申し上げます。

まず、再エネ海域利用法に基づく情報提供の結果と今後について、申し上げます。

本市周辺海域での洋上風力発電の導入可能性の検討について、本年3月に開催した洋上風力発電等導入検討協議会において、再エネ海域利用法における促進区域を想定した「導入可能性エリア」の情報を、「配慮すべき条件」を付して県へ情報提供を行いました。結果として、今期の県から国への情報提供は見送られました。

国への情報提供が見送られるという、本市としては非常に残念な結果となったことについて、去る7月31日の検討協議会において、県の説明を受けました。

検討協議会では、国への情報提供を見送った理由として、大きく2点の懸案事項が示されました。

1点目は、国の防衛関係施設等への影響により、導入可能性エリアの一部について風力発電設備の設置が制限されるおそれがあることから、発電事業として必要となる規模のエリアの確保が困難と見込まれること、2点目は、導入可能性エリアが、本市の共同漁業権外の一般海域であることから、市外の漁業関係者等も操業する海域となり、市外の漁業関係者等利害関係者との合意形成が不十分であると判断されたことであります。

国の防衛機関との協議及び市外の漁業関係者等との合意形成等については、市単独での対応は非常に困難であると認識しておりますが、今後は県も市との連携を強化して、国への働きかけ及び市外の利害関係者との合意形成等に取り組むとの意向が示されましたので、引き続き導入可能性エリアの検討を継続してまいります。

また、国の防衛関連施設への影響を回避する方策及び市内外の利害関係者との合意形成の推進に取り組むに当たり、実証試験機の導入の検討を進めることについて、協議会の場で御承認いただきました。

実証試験機の導入についても、海域の選定、利害関係者との合意形成、財源など、検討すべき課題はあるものの、先行地域において、実証試験により、様々な関係者の洋上風力発電に関する

る理解が深まっているという事実がありますので、今後、実証試験機の導入の実現に努めてまいります。

次に、平成30年12月に施行した、「壱岐市自治基本条例」について、本条例第30条に基づき、第3次壱岐市総合計画の見直しに合わせて条例の検証・見直しを行うこととし、幅広い意見を聴取するため、まちづくり協議会、各地区公民館長、各種団体の代表者、及び市民公募により、総勢30名の委員による審議会を設け、去る7月20日に第1回の審議会を開催いたしました。

審議会では、会長・副会長の選出、長崎大学経済学部山口純哉准教授による「市民参画・協働と自治基本条例の必要性」をテーマとした講演、検証方法及び今後のスケジュール等についての協議を行いました。

今後は、審議会及び専門部会での検証作業に加え、パブリックコメント等を実施し、12月会議上程に向けて作業を進めてまいります。

次に、「国土交通大臣杯第14回全国離島交流中学生野球大会」、通称「離島甲子園」が、去る8月21日から24日にかけて、過去最多となる25チームの参加の下、鹿児島県奄美大島で開催されました。

壱岐市選抜チームは、ピッチャーを中心とした固い守りで、毎試合僅差ながらも守り勝つ野球で勝ち進み、決勝戦では、前々回の優勝チーム「石垣島ぱいーぐるズ」と対戦しました。大観衆の声援の中、両チーム実力を十二分に発揮する好ゲームを展開し、2対1で見事競り勝ち、平成25年の第6回大会以来、10年ぶり3度目の優勝を飾りました。今回の優勝で、通算の優勝回数も全チーム中最多となり、近年目覚ましい活躍を見せている本市の中学生軟式野球のレベルの高さを再認識したところでありますが、本大会の目的の1つであるチームの仲間や他の離島から参加した選手たちとの交流を通して大変貴重な経験をすることができたものと考えております。

また、来年開催予定の第15回大会について、壱岐市での開催が決定いたしました。平成25年の第6回大会以来11年ぶり、2回目の本市での開催となります。各チームの選手団及び大会関係者を含め約600人の参加を予定しており、本大会の開催により、全国離島の子どもたちの交流が深まるとともに、本市のPR及び交流人口の拡大につながることを期待しております。

次に、交流人口の拡大についてでございます。

本市における観光客数を推計する上で参考となる九州郵船とオリエンタルエアブリッジの本年7月の航路航空路の乗降客数は5万9,738人で、対前年比117.3%でありました。また、8月についても、台風6号の影響はあったものの、おおむね天候にも恵まれ、前年を超える



観光客で賑わったものと考えております。

「彦根市市制施行20周年記念 神々の島 彦根ウルトラマラソン2023」については、運営費として例年多くの企業に御協賛をいただいております、本年度は昨年よりも390万円多い合計1,821万円の御寄附を頂いております。

企業名等の詳細については、今後、大会ホームページ等で紹介する予定としております。

大会当日となる10月21日には、市内各所で交通規制等を行いますので、市民皆様には、沿道での応援に加え、円滑な大会運営に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、7月24日から、長崎総合科学大学附属高等学校の学生約60名が、本市でドローン合宿を行いました。これは、同校のエンジニアコースの学生が、本市在住のドローンインストラクターの指導の下、ドローン操縦の座学と体験を行うもので、昨年の合宿が非常に好評であったため、本年も実施していただいたものであります。同校が所在する長崎市は住宅密集地区が多く、飛行禁止区域も多いことからこのような体験の実施は難しい状況であります。本市は長崎市に比べて規制区域が少なく、また海での体験活動も豊富なことから非常に好評だったとのことで、同校の松本浩校長からは来年度以降もぜひ続けて実施したいとのことであります。

これまでの教育旅行については、海での体験活動が中心でありましたが、今回のドローン体験やSDGsに特化した体験などを加え、これまでとは違った本市ならではの体験活動の取組も進んでおります。引き続き多くの学生に本市を訪れていただけるよう、滞在型観光メニューの充実等に取り組んでまいります。

次に、去る8月6日に、フランスのクルーズ会社、ポナン社の日本・韓国支社長が、来年4月に本市への寄港が決定しているクルーズ客船ル・ジャック・カルティエ号のツアーの事前視察として来島されました。本ツアーは鹿児島港から、甕島、天草を経由して本市へ寄港し、博多港に帰着するという7泊8日のツアーで、大半が欧米系の乗船客150名程度が来島される予定であります。

このように、一度に100名を超える規模で海外の旅行客が本市を訪れるのは初めてのことであり、国内の旅行客との対応と異なる点多々あることから、関係団体と連携を図りながら満足度の高いツアーとなるよう、準備を進めてまいります。

次に、産業の振興について。

まず、農業の振興についてであります。本年の早期水稲については、7月の降雨等の影響で紋枯れ病や、いもち病が発生している圃場が散見されますが、おおむね気温が高く推移したため生育が早まり、成熟期の中心は平年よりやや早い8月16日から26日頃となりました。

また、普通期水稲についても、気温が高く日照時間も長く推移したため順調に生育が進んで

おります。今後、病害虫の発生のおそれがありますので、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

葉たばこについては、7月上旬の降雨等の影響を受け一部の地域で立ち枯れ病が発生しましたが、気温が高く推移し順調に生育したため、目標収量である250キログラムの反収が見込まれております。

肉用牛については、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢を起因とする飼料価格等高騰の影響を受け、厳しい経営状況が続いております。

J A 壱岐市肥育牛の販売実績は、7月の枝肉単価が前年同月比229円安の2,275円となっており、8月に開催された子牛市では、前回6月の平均価格と比較し、88.7%、6万4,000円安の51万円となっております。

そのため、飼料価格高騰の影響を受けている畜産・養鶏農家の負担軽減を図り、飼料価格高騰の一部について支援するため、地方創生臨時交付金を活用し、所要の予算を計上しております。

また、農業の持続的発展には、担い手対策が最重要課題でありますので、地域農業の牽引者である認定農業者の育成、新規就農者の確保、集落営農の組織化、集落営農法人の支援等を継続して取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を昨年同期と比較いたしますと、漁獲量は1.9%減の780トン、漁獲高は27%増の10億5,100万円と漁獲量は減少しておりますが、漁獲高は増加しております。これは、5月から6月にかけて大型クロマグロが約70トン漁獲されたことが要因ではありますが、壱岐海域への漁獲枠の制限により、クロマグロが回遊していても捕獲できず、漁獲を断念せざるを得なかったとお聞きしております。このような状況も踏まえ、漁獲枠の拡大について引き続き長崎県及び長崎県議会へ要望してまいります。他の魚類については、漁獲量は減少しておりますが、魚価は少しづつコロナ禍前に戻りつつあるとの報告を受けております。

一方で、市内5漁協の正組合員数は、令和4年度末で昨年から48名減の724名となっており、魚家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

また、磯焼け対策として、令和元年度から本格的にイスズミ等の植食性動物駆除等に取り組んでまいりました。その結果、三島・渡良地区を中心に郷ノ浦地区の広範囲において、ヨレモク等大型海藻の再生が確認されております。

このような状況を踏まえ、壱岐市磯焼け対策協議会の本年度の新たな取組として、二酸化炭

素の新たな吸収源として注目されているブルーカーボンを活用する取組が進められることとなりました。内容としては、磯焼け対策により回復した藻場をブルーカーボンクレジット申請し、クレジット化することで、カーボンニュートラルを目指す企業等に購入していただき、その資金を活用して、持続的な磯焼け対策につなげていく取組となっております。このような取組を通して企業等と連携することで、民間資金による脱炭素社会の実現に貢献できるものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症については、本年7月以降、本市を含め全国的に感染者が急速に拡大していることから、市民皆様に対し、基本的な感染対策への御協力をお願いしてきただけでなく、

国は、高齢者など重症化リスクの高い方へワクチン接種を勧め、その他の希望する方については、接種機会を提供する方針を示しました。

本市においては、最多接種者では7回目となる「秋開始接種」を壱岐医師会の御協力により、9月20日から行う予定としております。対象者は、初回接種を終了した生後6か月以上の全ての方で、使用するワクチンはオミクロン株XBB.1.5対応1価のワクチンとなっております。今後、ワクチンの供給状況を勘案しながら、随時、市民皆様へお知らせしてまいります。

次に、国は、「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、デジタル社会のビジョンとして「デジタルの活用により一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」を掲げ、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」を進めてまいります。

本市においては、総務省の「デジタル活用支援推進事業」を活用し、初心者向けのスマートフォン教室を開催してきたところではありますが、本年度も、スマートフォンの基本操作やアプリの使用方法について、11月から来年1月まで計14回の講習会を市内の公共施設等で開催することといたしております。

今後、講習会の日程等についてお知らせしてまいりますので、市民皆様の積極的な御参加をお願いいたします。

次に、下水道使用料の統一についてでございます。

下水道使用料につきましては、公共下水道と漁業集落排水処理施設の使用料が異なることから、令和6年度を目途に料金を統一する方針であることを申し上げていたところでもあります。

今回、令和6年4月の使用分から使用料を統一するため、関係条例の改正及び関連予算について、議案を提出しております。今後、さらなる下水道区域での加入促進と、合併処理浄化槽の整備促進を行い、自然環境にやさしいまちづくりに努めてまいります。

次に、教育関係であります。本年3月に本市において発生した離島留学生の事案を受け、

長崎県は、「これからの離島留学検討委員会」を設置し、これまで3回の委員会が開催されました。4月の第1回会議では、高校生の離島留学の概要と留學生の状況について、7月の第2回会議では、離島留学制度における課題と対策及び具体的な取組について、9月の第3回会議では、壱岐事案の背景の検証報告及び離島留学制度の改善策等についての協議がなされております。

本市としましても、県と連携し市が事務局となり「壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会」を設置し、県の離島留学制度及び市のいきっこ留学制度の現状や課題、留學生と里親の支援策について合計3回の検討部会を開催したところであります。

今後の取組として、県の検討結果を参考としつつ、いきっこ留学制度について集中的に協議する「壱岐市いきっこ留学制度運営委員会」を9月中に開催するよう計画しており、留學生が安心した留學生活を送れる環境づくり及び里親への支援策等について取りまとめを行うなど、いきっこ留学制度の見直しを図ってまいります。

次に、小・中学生の活躍について申し上げます。

去る6月18日、諫早市のトランスコスモスタジアム長崎で開催された「第39回長崎県小学生陸上競技交流大会」に出場した霞翠小学校6年中田靖稀さんが、走り幅跳びとジャベリックボール投げの最高記録を得点化した「コンバインドB」の部において大会新記録で見事優勝いたしました。本年9月17日神奈川県横浜市の日産スタジアムで開催される「第39回全国小学生陸上競技交流大会」でのさらなる活躍を期待しております。

また、7月22日から24日にかけて「令和5年度長崎県中学校総合体育大会」が開催され、諫早市の長田いこいの広場相撲場で行われた相撲競技団体戦で、郷ノ浦中学校が第3位に輝き、その後開催された「令和5年九州中学校体育大会」に出場し、惜しくも、全国大会への出場には届きませんでした。長崎県代表としてその力を存分に発揮してくれました。本市の小・中学生の活躍を大変嬉しく頼もしく思いますとともに、今後の壱岐市の子どもたちのさらなる活躍を期待しております。

次に、防災対策についてであります。去る8月10日に最接近した台風6号は、本市では、幸いにして大きな被害はありませんでしたが、九州南部の鹿児島、宮崎及び大分の各県並びに、台風から離れた高知県及び愛媛県において、線状降水帯が発生し、冠水や浸水、土砂崩れなどの甚大な被害が発生しております。近年では、こうした台風や大雨が頻発しており、本市においても、いつ自然の猛威に襲われてもおかしくない状況にあるものと認識しており、気を緩めることなく、関係機関と十分連携を図り、防災対策に万全を期してまいります。

また、令和元年度以来となる壱岐市防災訓練を、11月5日、勝本港一帯において開催することとしております。災害発生時における初動体制の確立、関係機関との連携等、実効性の高

い訓練を行ってまいりますので、市民皆様にも御参加及び御見学をいただき、防災意識の向上につなげていただきたいと思いますと考えております。

消防・救急につきましては、熱中症については、今年に入り、8月末日までに29名の方を救急搬送しております。今後も厳しい残暑が続くと思われますので、市民皆様には、こまめな水分補給を行っていただき、室内においてもエアコンや扇風機等を有効に使用し、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染者について、8月末までに疑似症例を含めて73名の方を救急搬送しております。市民皆様には、引き続き換気や手洗い、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染対策に御協力をお願いするとともに、119番通報の際には新型コロナウイルスに関する情報を一人一人に聴取しておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、今般、野焼き、しくり焼きに伴う火災が頻発しております。草木を焼却する場合は、必ず消防署に届出を行い、周囲の燃えやすい物と安全な距離を保ち、焼却中はその場を離れずに、確実に消火を確認いただくなど、火の取扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。

次に、議案関係について御説明いたします。

本議会に提出した令和5年度補正予算の概要は、一般会計補正額2億6,865万5,000円、各特別会計の補正総額2億1,650万5,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、4億8,516万円となります。なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、249億1,645万9,000円で、特別会計については、85億3,423万4,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和4年度各出資法人の経営状況等に係る報告5件、令和4年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の一部改正に係る案件2件、公の施設の指定管理者の指定に係る案件1件、計画の策定1件、予算案件5件、令和4年度各会計決算認定8件であります。

何とぞ慎重に御審議をいただき、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） これで行政報告を終わります。

---

**日程第5. 報告第12号～日程第27. 認定第8号**

**○議長（小金丸益明君）** 日程第5、報告第12号から、日程第27、認定第8号まで、以上22件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 本日上程いたしております報告及び議案につきましては、担当部長及び課長に説明をいたさせますので、よろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部部長（中上 良二君）** 皆様、おはようございます。

報告第12号令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第1号で規定された法人でございます。

事業報告書の1ページをお開き願います。庶務報告として官庁事項及び株主総会の報告でございます。

次に、2ページをお開き願います。(3)の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

次に、3ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計625万9,530円、固定資産合計803万8,763円で、資産合計は1,429万8,293円となっております。

負債の部については、負債合計30万84円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の(4)未払金及び(5)預り金でございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

純資産の部については、株主資本合計1,399万8,209円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の1,429万8,293円でございます。

次に、4ページをお開き願います。損益計算書でございますが、売上総利益が172万603

円、販売費及び一般管理費 257万2,429円で、営業利益はマイナス85万1,826円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

営業外収益中、受取利息は預金利息の53円で、雑収入は被災保険金の91万1,240円でございます。営業外収益の合計が91万1,293円となり、経常利益の5万9,467円から法人税等差し引いた当期純利益は3万8,467円となります。

次に、5ページをお開き願います。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,396万円、当期変動額合計が3万8,000円で、当期末残高1,399万8,000円となっております。

6ページは個別注記表、7ページは主要勘定残高明細書、8ページは固定資産明細表、9ページは営業損益内訳書、最後の10ページは監査報告書でございます。

以上で、報告第12号の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** おはようございます。

報告第13号につきまして、御説明を申し上げます。

報告第13号令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第40期決算報告書を添付しております。

2ページ目をお開き願います。「当社の業務概要について」を御覧いただきたいと思います。

コロナ禍で3密を避けられるスポーツとして、来場者数もこれまで増加傾向にありました。令和4年度の来場者数は前年度から若干減少したものの、8,339名となっております。

次に、「当社の決算状況について」を御覧ください。3ページ目中段になりますが、当期純利益674万円の黒字となっております。

4ページをお開き願います。株式の状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持ち株比率は36.67%でございます。

6ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産が4,214万4,620円、固定資産が4,797万3,161円、資産合計は9,011万7,781円でございます。

7ページをお開き願います。負債・純資産の部でございます。負債合計は1,120万5,754円、純資産の合計は7,891万2,027円で、負債及び純資産合計は9,011万7,781円となっております。

次に、8ページをお開き願います。損益計算書でございます。中段の売上総利益金額が4,966万4,999円、販売費及び一般管理費が5,160万5,671円、営業損失額は194万672円となっております。営業外収益、特別利益と合わせ、税引き後の当期純利益額は674万819円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては9ページに記載しております。

10ページに株主資本等変動計算書、11ページに主要勘定残高明細書、12ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第13号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部部長（谷口 実君） おはようございます。

報告第14号令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページをお開き願います。役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは、事業報告でございます。令和4年度の事業概要は、アワビ種苗4万個を、壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により8,000個ずつを放流いたしております。

財源の内訳ですが、利息0.252%で、基金運用益176万4,000円、助成金として、県から25万2,000円、市から12万6,000円、管内5漁協より12万6,000円となっ



ております。

また、法人会計より15万2,000円を振り替えまして、合計242万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が当年度58万9,503円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億58万9,503円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページは、正味財産増減計算書でございます。

次の8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては預金利息を財源としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと58万9,503円となります。支出の面で、事務費等、経常費用として4,100円を支出いたしております。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11、12ページは、監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第14号についての説明を終わります。よろしくお願い致します。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 報告第15号及び報告第16号を続けて御説明いたします。

まず、報告第15号令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況を報告させていただくものでございます。

1ページをお開きください。経営状況について御説明申し上げます。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による行動制限も緩和され、社会経済活動の正常化に向けた動きが進む一方、長期化するウクライナ情勢や円安による物価上昇、原材料・エネルギー価格の高騰など、不透明な状況が続いてまいりました。

このような中、お客様の安全安心を第一に考え、感染予防を徹底した事業運営に取り組んでまいりました。

収入においては、対前年度比154%を達成しており、収支決算額においては約208万円の黒字となっております。

3ページをお開き願います。令和4年度の利用状況でございます。宿泊者数は前年度実績の

165%で、9,630名となっており、その他の利用者数も増加となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございます。収入の部が決算額1億9,366万3,247円で、前年度実績の154%となっております。

支出の部が決算額1億9,157万8,539円で、前年度実績の145%となっております。

また、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は208万4,708円の黒字となっております。

次に、5ページから7ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は損益計算書に相当するものでございます。

7ページ、合計(a)の列の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は2,815万9,110円となっております。

次に、8ページをお開き願います。貸借対照表でございます。Ⅰ、資産の部は合計で5,811万9,306円、Ⅱ、負債の部は合計で2,996万196円、Ⅲ、正味財産の部は合計で2,815万9,110円で、負債及び正味財産の合計は5,811万9,306円となっております。

9ページ、10ページに、財務諸表に対する注記、11ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第15号の説明を終わります。

次に、報告第16号令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページ、中段の【2】事業実績を御覧ください。取扱商品数は約350品目で、主要な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、約40品目を取り扱っております。物産展等の催事やフェアへの出展回数は14回ございました。

次に、3ページをお開き願います。売上実績は売上目標額5,000万円に対しまして5,586万6,388円であり、対前年比172%と増加しております。

次に、4ページから決算報告でございます。

5 ページが決算総括表でございまして、6 ページから8 ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。

まず、6 ページの一般会計の正味財産増減計算書をお開き願います。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計4,131万2,959円、経常費用の合計3,318万7,663円となっております。

次に、7 ページの受託事業会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、各種受託事業の会計でございます。経常収益の合計は1,475万4,313円、経常費用の合計は947万5,035円となっております。

次に、8 ページの特別会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金が充当をされております。経常収益の合計2,548万1,502円、経常費用は、事業費が2,405万4,745円、管理費が142万6,757円で、合計2,548万1,502円となっております。

次に、戻りまして5 ページをお開き願います。ただいま説明いたしました3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計1億900万9,796円、歳出合計7,267万9,100円でございます。歳入合計から歳出合計を差引きまして、正味財産期末残高は3,633万696円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9 ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部、合計4,578万7,749円、負債の部、合計945万7,053円、正味財産の部、合計3,633万696円、負債及び正味財産の合計は4,578万7,749円でございます。

10 ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第16号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

**○財政課課長（原 裕治君）** おはようございます。

報告第17号令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。

本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございま

すが、まず、実質赤字比率につきましては、令和4年度決算における一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支は黒字でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計において資金不足はございませんので、連結実質赤字比率につきましても生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、昨年度、令和3年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.6%でしたが、令和4年度は3か年平均6.5%で、対前年度0.1%の減となっております。

要因といたしましては、令和4年度の単年度比率は7.32%であり、前年度の単年度比率6.35%と比較して0.97%増加しておりますが、実質公債費比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった令和元年度の単年度比率7.6%が算定から外れ、令和4年度の単年度比率が7.32%でございましたので、3か年平均では減となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、18.6%と対前年度4.2%の減となっております。これにつきましては、分母となる地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額は前年度より減となったものの、令和4年度の地方債の発行額が元金償還金よりも少なかったことにより、地方債現在高が減少するとともに、基金残高が増加し、算定の分子が小さくなったことによるものと分析しております。

いずれの比率におきましても、中段の表にございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況で推移しておりますが、引き続き、健全な財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業会計におきまして資金不足はございませんので、比率は生じておりません。

なお、健全化比率等の概要につきましては、別紙資料3、各会計決算概要の1から2ページに添付しておりますので御参照願います。

以上で、報告第17号令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前 10 時 51 分休憩

午前 11 時 00 分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。平田建設部長。

〔建設部部长（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部长（平田 英貴君） 議案第 4 5 号、議案第 4 6 号を、続けて御説明いたします。

議案第 4 5 号壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から漁業集落排水処理施設及び公共下水道の使用料を統一することに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。まず、この条例の構成でございますが、使用料統一に伴い、改正対象となる各条例の一部改正を 1 本の条例で条建てにより規定をしております。

それでは条項ごとに説明をいたします。

まず、第 1 条は壱岐市漁業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。壱岐市漁業集落排水処理施設条例の第 1 6 条に規定する使用料の算定方法につきまして、別表第 1 中 6 4 0 円を 5 5 0 円に、2 4 0 円を 2 0 0 円に、1, 5 7 0 円を 1, 1 0 0 円に改めるものでございます。

次に、第 2 条は壱岐市公共下水道条例の一部改正でございます。壱岐市公共下水道条例の第 1 4 条に規定する使用料の算定方法につきまして、別表中 5 2 0 円を 5 5 0 円に、1 6 8 円を 2 0 0 円に、1, 0 4 0 円を 1, 1 0 0 円に改めるものでございます。

附則として、第 1 項は施行期日を令和 6 年 4 月 1 日としております。

第 2 項及び第 3 項は経過措置としまして、改正する漁業集落排水処理施設使用料及び公共下水道使用料については、令和 6 年 4 月請求分から適用することを規定しております。

なお、議案資料 1 の 1 ページから 2 ページに、改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第 4 5 号の説明を終わります。

続きまして、議案第 4 6 号壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について御説明申し上げます。

壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

本日の提出でございます。

提案理由は、消費税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願います。老岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を次のように改正するものでございます。改正内容は、消費税法の一部改正により、本条例における法律の引用条項が変更となるため、所要の改正を行うもので、第2条第2項ただし書中別表第1第1号を別表第2第1号に改めるものでございます。

附則として、この条例は、令和5年10月1日から施行するものでございます。

なお、議案資料1の3ページに改正条例新旧対照表を記載しておりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、議案第46号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

○企画振興部部長（塚本 和広君） 議案第47号公の施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

本日の提出でございます。

1、公の施設の名称及び位置、名称、老岐市立一支国博物館、位置、老岐市芦辺町深江鶴亀触515番地1。2、指定管理者、熊本市南区江越1丁目14-10、株式会社パブリックビジネスジャパン代表取締役萩原宣。3、指定期間、令和6年4月1日から令和11年3月31日まで。

提案理由でございますが、老岐市立一支国博物館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

今回の選定につきましては公募を行い、その結果、1者の応募となり、選定委員会の審査の結果を経て株式会社パブリックビジネスジャパンの指定管理者を提案するものでございます。

以上で、議案第47号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部部長（西原 辰也君） 議案第48号第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について御説明いたします。

第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）を別冊のとおり定めることについて

て、地方自治法第96条第2項及び老岐市議会基本条例第13条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

本日の提出でございます。

本議案につきましては、本年3月会議に提案後、民間事業者による認定こども園整備事業の撤退により、再度保育の量の見込みと提供体制の確保量の見直しを行う必要があるため、議案の撤回を承認いただいております。今回の中間見直しに当たっては、既に全体部分の修正を行っていたしましたので、民間事業者の認定こども園整備事業撤退により影響を及ぼす保育の量の見込みと提供体制の確保量について、令和5年度の実績及び令和6年度の見込み量の見直し並びに令和5年4月にこども家庭課からいきいろ子ども未来課へ課名の変更があったため修正を行っております。

次のページをお開き願います。第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の全体版でございます。

表紙の裏の本計画の目次を御覧ください。第1章から第7章までの構成となっておりますが、今回、中間見直しにおいては、第4章子ども・子育ての環境整備及び第5章施策の展開について、見直した部分を赤字で記載をしております。

また、策定に当たっては、子ども・子育て支援法に基づき、老岐市子ども・子育て会議において慎重に検討・協議を重ねていただき、パブリックコメントを実施し、修正等を行っております。

それでは議案資料4の議案第48号関係資料概要版で御説明をいたします。

資料の1ページをお開き願います。1、計画の中間見直しについて示しております。今回の中間見直しに当たっては、本計画策定時から現在までの社会環境の変化や住民ニーズの変化等の影響を考慮して、見込み量と現在の希望・利用状況との乖離を確認するとともに、令和5年度の実績及び僻地保育所の閉園予定に伴う令和6年度の見込み量の見直しを行っております。

2、量の見込みの推計について、今回の中間見直しにおいて、量の見込みを推計する対象者及び事業者等をそれぞれ表の通り記載をしております。

次に、2ページをお開き願います。3、教育・保育の量の見込みについて、算出方法、推計児童数を記載しております。推計の結果、年少人口は減少傾向にあり、今後の教育・保育の量の推計及び整備の方向性にも影響していくことが予想されます。

3ページをお願いします。③支給認定割合について、今回、令和6年度における推計には直近の令和5年度の実績と今後の推計として令和6年度の推計を記載しております。

4ページ以降、赤字部分について今回見直した令和5年度の実績と令和6年度の見込み

として、①前回パブリックコメント実施時、これは令和4年12月23日から令和5年1月27日まで実施をした分でございますが、その推計値から今回②の現段階の量の見込みと確保方策へと見直しを行っております。

なお、表内の括弧書きの数値は開設予定であった認定こども園の事業中止に伴う減少分の数値でございます。

次に、5ページをお願いいたします。上から3行目、令和5年度、6年度において、市内全域においては量の見込みを確保できる体制が整備されています。今後も市民のニーズを注視し、教育・保育サービスの地域格差解消等にも検討を重ね、さらなるサービス提供体制の確保に努めることとしております。

次に、6ページから11ページを御覧ください。4、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを記載しております。①の利用者支援事業から⑩の放課後児童健全育成事業まで、それぞれ見込み量と確保方策を記載しております。

次に、12ページから14ページは、5、市が実施している施策の見直しとして記載内容を再検討し、赤字の部分の修正及び追記を行った部分について抜粋して記載をしております。

以上で、議案第48号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課課長（原 裕治君） 議案第49号令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,865万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249億1,645万9,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

債務負担行為の補正、第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正によるものでございます。

本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表債務負担行為補正の1、追加として、ふるさと応援寄附金支援業務は令和6年度からの本業務の事業者の選定を行うため、債務負担行為を行うもので



ございます。次の一支国博物館指定管理料は指定管理者の新たな指定に伴い、当該期間の指定管理に係る債務負担行為を行うものでございます。

7ページから9ページをお開き願います。第3表地方債補正の1、変更で、以下掲示をしております各地方債について、対象事業費の調整及び県との一時協議における事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税は今回の補正予算に係る一般財源として、4,920万4,000円を追加しております。

なお、令和5年度の普通交付税につきましては、対前年度当初決定額から0.6%減の91億509万3,000円に決定しております。

15款国庫支出金2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、今回補正予算に計上しております物価高騰対策等の事業に充当する、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金で8,987万円を計上しております。

16款県支出金2項4目農林水産業費県補助金の長崎県経営発展支援事業は、新規就農者の機械設備導入に対して、国が2分の1、県が4分の1の割合で負担する補助金で、358万8,000円を計上しております。

18款寄付金1項1目一般寄附金1,000万円及び2目指定寄附金の企業版ふるさと納税寄附金500万円は、実績に基づきそれぞれ追加しております。

20款繰越金1項1目前年度繰越金は、前年度繰越金9,118万2,000円を計上しております。

21款諸収入4項3目雑入の長崎県市町村振興事業補助金は長崎県市町村振興協会の助成事業規約の変更に伴い、次の16ページから17ページにかけまして、歳入予算の組替え、調整を行うものでございます。

22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。

まず、歳出全般についてですが、今回人事異動、会計間の移動に伴う職員給与費等の組替えによる補正を行っております。給与費明細書につきましては、52ページから56ページに記載しておりますので、御参照願います。

今回の補正予算の主な事業内容につきまして、別添資料2、令和5年度9月補正予算(案)概要で御説明いたします。

2ページをお開き願います。2款総務費、1項6目企画費のウルトラマラソン運営事業は、

企業版ふるさと納税を受け、運営費補助金を追加すると共に、残る一部については基金への積立てを行うもので、530万円を計上しております。同じく6目企画費の地域創生費は自治基本条例見直しに係る審議会委員報酬及び関係費用を追加するもので、143万3,000円を計上しております。

2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、総務課分としてバンカーサーチャージの3ゾーンを超える分についての負担金3,575万円を計上しております。

以下、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用した事業につきましては、別紙資料5、議案第49号関係資料に事業の詳細を記載しておりますので、御参照願います。

4ページをお開き願います。3款民生費2項1目児童福祉総務費は、第3期子ども・子育て支援事業計画に向けたニーズ調査を実施するもので、287万1,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。5ページ、5款農林水産業費1項3目農業振興費の新規就農者総合支援対策事業は、新規就農者の機械設備導入に係る事業費478万4,000円に対する国、県の補助金2件分、358万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。6ページ、5款3項2目水産業振興費、新たにチャレンジ水産経営応援事業は、漁業者の機器導入整備に対して、県6分の1、市6分の1の負担割合で支援するもので、事業費493万5,000円の3分の1の補助金、164万5,000円を計上しております。5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル整備事業は、資材等の価格高騰に伴い事業費を追加するもので、2,452万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。7ページ、6款商工費1項4目観光費の観光施設管理費は、スポーツ合宿等に利用されている筒城浜園地のジョギングコースの改修を行うもので959万2,000円を計上しております。次のイルカパーク管理費は、新たにイルカパークにイルカを導入するもので、イルカの2頭購入、1頭借用を行う費用として1,128万円を計上しております。

次のページをお開き願います。8ページ、7款土木費6項1目公共下水道費の公共下水道事業特別会計への繰出金は、下水道使用料統一に向けた公共下水道受益者負担金の返還に係る財源繰り出し及び人事異動による組替えを合わせまして、7,967万4,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。9ページ、9款教育費6項1目保健体育総務費の青嶋公園管理費は、次年度開催予定の軟式野球大会に向けて施設の環境整備を行うもので、192万5,000円を計上しております。

以上で、議案第49号令和5年度老岐市一般会計補正予算(第4号)について説明を終わります。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔財政課課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部部長（崎川 敏春君） 議案第50号及び51号について御説明を申し上げます。

初めに、議案第50号令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ192万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億252万4,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、1款1項1目一般被保険者保険税及び3款1項2目出産育児一時金臨時補助金につきましては、令和5年4月1日から、出産育児一時金が42万から50万円に引上げとなり、保険者の負担増に対応するため、国が令和5年度に限り、財政支援を行うこととなり、財源調整を行っております。

4款1項1目保険給付費等交付金、7款1項1目その他繰越金につきましては、今回の補正財源としまして、それぞれ追加をいたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款6項1目傷病手当金につきましては、新型コロナウイルス感染症が2類感染症と位置づけられておりました令和5年5月7日までに感染し、就労できなかった被保険者に支給するもので、7万8,000円を追加いたしております。

8款1項6目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和4年度実績に基づく精算返納金としまして184万5,000円を追加いたしております。

次に議案第51号令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保健事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億225万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億404万

5,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

事項別明細書により、内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、3款、4款、5款の地域支援事業交付金及び7款繰入金につきましては、法定負担割合に基づき人件費の補正財源としまして、それぞれ予算計上をいたしております。

8款1項1目繰越金は、今回の補正財源としまして9,552万5,000円を追加いたしております。

10ページから13ページをお開き願います。歳出でございますが、3款地域支援事業費につきましては、人事異動による人件費の組替補正でございます。

また、6款1項2目償還金につきましては、令和4年度の介護サービス費及び地域支援事業費の実績に基づく精算返納金総額9,351万1,000円を予算計上いたしております。

14ページからは、人件費補正に係る給与費明細書でございます。

以上で、議案第50号及び51号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔保健環境部部长（崎川 敏春君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 平田建設部長。

〔建設部部长（平田 英貴君） 登壇〕

**○建設部部长（平田 英貴君）** 議案第52号令和5年度老岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。令和5年度老岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,037万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,387万2,000円とします。

2項は記載のとおりです。

本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、内容を御説明いたします。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入ですが、6款1項1目一般会計繰入金8,037万1,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款下水道事業費1項管理費において、下水道使用料統一に伴う公共下水道受益者負担金の返還費用

8,026万8,000円の補正を行っております。併せまして、人事異動による人件費の組替補正を行っております。

以上で、議案第52号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

〔建設部部長（平田 英貴君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 議案第53号令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和5年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,195万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,191万9,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。

本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として3,195万3,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に550万円を増額補正いたしております。主な内容については、需用費と役務費、合わせて1,189万3,000円を追加し、備品購入費の入札執行残639万3,000円を減額いたしております。

2款基金積立金1項1目減価償却基金積立金に、前年度繰越金を財源として2,645万3,000円を計上いたしております。

以上で、議案第53号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願申し上げます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 原財政課長。

〔財政課課長（原 裕治君） 登壇〕

**○財政課課長（原 裕治君）** 認定第1号令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

令和4年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計240億

5,248万315円、歳出合計233億8,977万3,306円、歳入歳出差引残額6億6,270万7,009円となっております。

決算内容につきましては2ページ以降に記載しております。

次に122ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が6億6,270万7,000円、4、翌年度へ繰り越すべき財源として(2)繰越明許費繰越額が1億7,152万5,000円でございますので、これを差し引いた5の実質収支額は4億9,118万2,000円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和5年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5ページから6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和4年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高、これにつきましては、令和5年3月31日現在の現在高となりますが、92億3,451万6,000円で、前年3月末より11億9,547万9,000円の増となっております。

定額基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和4年度の決算状況につきましては、令和3年度に実施された感染症防止営業時間短縮協力金などの新型コロナウイルス感染症対応関連の事業費の減、また、これらに係る国、県支出金の減などによりまして、歳入総額は対前年度比マイナス2.1%、5億1,090万8,000円の減、歳出総額は対前年度比マイナス1.6%、3億7,110万2,000円の減となっております。

また、財政調整基金4億355万2,000円、減債基金9,000万円の基金への積立てを行っております。

そのほか、令和4年度決算状況及び主要施策につきましては、別紙資料3、令和4年度各会計決算概要の7ページ以降の令和4年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。

御審議の上、認定賜りますようお願いいたします。

〔財政課課長(原 裕治君) 降壇〕

○議長(小金丸益明君) 崎川保健環境部長。

〔保健環境部部长(崎川 敏春君) 登壇〕

○保健環境部部长(崎川 敏春君) 認定第2号から認定第4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業歳入合計33億7,792万3,400円、歳出合計33億6,607万2,529円、歳入歳出差引残額1,185万871円、直営診療施設勘定は、歳入歳出合計それぞれ4,835万8,114円でございます。

事項別明細書により、主な内容を御説明申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款国民健康保険税の状況は記載のとおりであります。令和4年度課税分の収納率は、医療給付分、後期高齢者支援分、介護納付金分を合わせまして97.22%であります。滞納繰越分の収納率は15.99%となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。4款1項1目保険給付費等交付金は、医療費及び保健事業等への長崎県からの交付金でございます。

6款1項1目一般会計繰入金は、法定繰入れでございます。

12ページ、13ページをお開き願います。6款2項1目財政調整基金繰入金は、歳入不足を補うため3,000万円を繰り入れております。

16ページ、17ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費は、国民健康保険事業の運営に係る事務費でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。2款保険給付費の総額は24億3,565万5,356円となっております。

20ページ、21ページをお開き願います。2款4項1目出産育児一時金は10件、2款5項1目葬祭費は69件、2款6項1目傷病手当金は28件の支給実績となっております。

3款国民健康保険事業費納付金は、国保運営に係る長崎県への納付金でございます。

22ページから25ページをお開き願います。5款保健事業費でございます。2項1目特定健康診査等事業費は、コロナ禍の中、医師会の御理解と御支援の下、6月から2月まで特定健診を行っております。

また、受診率は広報活動に加え、市内イベントやまちづくり協議会などが主催するイベントに積極的に参画をさせていただき、速報値では43.8%であります。最終の11月法定報告までには昨年並みの46%を見込んでおるところでございます。2項2目特定保健指導事業費は、令和4年度も市内4会場で結果説明会をはじめ、委託医療機関の御支援の下、生活習慣病予防を含めた各種保健事業を行ったところでございます。

また、34ページ以降は直営診療施設勘定の事項別明細書で、湯本診療所の運営に係るもの  
でございます。

次に、認定第3号第4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、  
御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項  
の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入合計3億7,793万2,601円、歳出合計3億7,239  
万2,925円、歳入歳出差引残額は553万9,676円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料の収  
納状況は記載のとおりであり、保険料収納率は前年度分が99.3%、滞納繰越分が19.6%  
となっております。

4款1項一般会計繰入金は事務費及び保険基盤安定分を合わせ、1億3,978万4,725  
円となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医  
療広域連合納付金3億7,031万9,147円の内訳につきましては、保険料分2億3,244  
万4,150円、保険基盤安定分1億2,391万2,580円、広域連合への市町負担分としま  
して1,396万2,417円となっております。

次に、認定第4号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明  
を申し上げます。

令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定  
により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。介護保険事業歳入合計37億3,243万6,843円、歳出合  
計35億239万5,500円、歳入歳出差引残額2億3,004万1,343円、介護サービス  
事業勘定、歳入合計3,868万7,935円、歳出合計2,856万2,684円、歳入歳出差  
引残額1,012万5,251円となっております。

事項別明細書により主な内容を御説明申し上げます。

6ページから11ページをお開き願います。歳入でございます。1款介護保険料の収納状況  
につきましては記載のとおりであり、保険料収納率は前年度99.43%、滞納繰越分2.55%  
となっております。3款、4款、5款及び7款につきましては、介護サービス費、地域支援事業



費、並びに事務費への法定負担、並びに法定繰入に基づくものでございます。

9款2項3目過年度収入は、令和3年度介護給付費の実績に基づく社会保険料診療報酬支払基金からの追加の交付金でございます。

12ページ、13ページをお開き願います。歳出でございます。1款総務費は、介護認定審査会などの運営事務費でございます。

14ページ、15ページをお開き願います。2款介護給付費の総額は31億4,490万6,284円となっております。介護サービス費につきましては、これまで年々増加傾向にありましたが、令和3年度と比較しまして、マイナス約9,000万円となっております。主な要因としましては、新型コロナにおける、2回にわたる感染の大きな波により訪問通所サービス及びショートステイの利用控えや、受入れ自粛が大きく影響したものと分析をいたしております。

3款1項介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、要支援総合事業費認定者への介護予防サービスや配食サービスなどの生活支援サービスの費用でございます。

16ページ、17ページをお開き願います。3款2項一般介護予防事業費は、介護予防の実施に向けた実態把握や、普及事業、ハイリスク者への個別指導事業などの費用でございます。

3款3項包括的支援事業・任意事業費につきましては、高齢者総合相談支援事業や認知症総合支援事業などの費用でございます。

18ページ、19ページをお開き願います。4款1項1目介護給付費準備基金積立金は、介護保険事業の安定的な運営を確保する目的に4,000万円を積み立てております。

また、26ページ以降は介護サービス事業勘定の事項別明細書で、老岐市地域包括支援センターの運営に関わるものでございます。

以上で、認定第2号から第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

[保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇]

**○議長（小金丸益明君）** ここで暫時休憩をいたします。再開を12時といたします。

午前11時51分休憩

.....

午後0時00分再開

**○議長（小金丸益明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。平田建設部長。

[建設部部長（平田 英貴君） 登壇]

**○建設部部長（平田 英貴君）** 認定第5号令和4年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億6,672万9,456円、歳出合計3億6,651万3,966円、歳入歳出差引残額は21万5490円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額4億2,370万1,300円に対しまして、収入済額は3億6,672万9,456円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額4億2,370万1,300円に対しまして、支出済額は3億6,651万3,966円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、2款1項1目の下水道使用料で、調定額7,036万2,014円に対しまして、収入済額6,835万4,200円であり、収入未済額は197万1,384円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が6,809万3,610円に対しまして、収入済額が6,772万6,980円で、収納率は99.5%と、前年度より0.5%向上しております。滞納繰越分調定額は226万8,404円に対しまして、収入済額が62万7,220円で、収納率は27.7%と前年度より2.9%向上しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

18ページは、実質収支に関する調書で、歳入から歳出を差し引いた実質収支額は21万5,000円でございます。

主要事業につきましては、資料3、令和4年度における主要施策の成果説明書25ページに記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部长（平田 英貴君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

〔総務部部长（中上 良二君） 登壇〕

○総務部部长（中上 良二君） 認定第6号令和4年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和4年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定

により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入合計でございますが1億2,236万9,994円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億2,567万2,000円、収入済額は1億2,236万9,994円でございます。

4ページ、5ページ目をお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億2,567万2,000円、支出済額は1億2,236万9,994円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算の事項別明細書のうち、まず、歳入の事項別明細書でございます。1款の使用料及び手数料でございますが、収入済額1,469万4,300円となっております。令和4年度の乗船者数などでございますが、乗船客が3万9,632人、また、車両が1,198台で、令和3年度と比較いたしますと乗船客は650人の減、車両は103台の減でございます。主な理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響及び人口減少等に伴い、乗船客数は減少し、また、三島地区における公共事業の減少に伴い、自動車航送台数についても減少し、昨年度と比較し減収となっております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額4,098万4,000円に対し、収入済額が5,153万6,716円となっております。国庫補助金の算定に当たっては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっております。今回、増額となった主な理由といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響等による経営状況の悪化に伴い、令和4年度分の航路欠損の拡大分について、追加支援を行う措置が取られたことなどでございます。

3款県支出金でございますが、予算現額1,816万3,000円に対し、収入済額1,901万7,927円となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、4款繰入金でございますが、予算現額5,226万8,000円に対し、収入済額が3,711万5,278円となっております。

次に、8ページから11ページに歳出の事項別明細書を記載しております。

まず、8ページ、9ページをお開き願います。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費12節の委託料168万9,204円の主なものは、乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2目業務管理費の10節需用費4,245万5,056円の主なものは、燃料費1,371万5,213円。修繕料2,849万9,863円で、燃料費は年間約15万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、定期検査費用、合入渠費用、機関部の諸修繕の費用でございます。12節委託料468万円は、陸上作業業務委託料で

ございます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございますが、歳入歳出いずれも1億2,236万9,000円となっております、歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第6号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔総務部部长（中上 良二君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

〔農林水産部部长（谷口 実君） 登壇〕

**○農林水産部部长（谷口 実君）** 認定第7号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億5,478万5,913円、歳出合計1億2,283万1,102円、歳入歳出差引残額3,195万4,811円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億3,181万4,000円に対しまして、収入済額は1億5,478万5,913円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億3,181万4,000円に対しまして、支出済額は1億2,283万1,102円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款使用料及び手数料1項1目使用料は機械使用料で、調定額6,452万783円に対しまして、収入済額6,339万3,813円であり、収入未済額は112万6,970円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が6,352万5,510円に対しまして、収入済額が6,239万8,540円で、収入未済額が112万6,970円で、収納率は98.2%と前年度より0.1%低下しております。滞納繰越分調定額が99万5,273円に対しまして、収入済額は同額で、完納となっております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

3款繰入金については、100万円で、備品購入費の財源の一部として減価償却基金からの取崩しを行っております。

4款繰越金については、2,281万5,642円で、前年度の繰越金として収入いたしております。

5款1項1目受託事業収入は、道路、公園等作業受託料収入6,715万2,520円でございます。

次に、6ページから9ページにわたりまして、2項1目雑入は台風災害による建物災害共済金等42万3,938円でございます。歳入合計1億5,478万5,913円でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、主に10節需用費3,158万1,130円の内訳で、主なものは消耗品費が1,840万4,467円、燃料費が951万5,957円、機械等修繕料360万8,418円を支出いたしております。17節備品購入費として1,056万円で、トラクター88馬力とロータリー各1台、飼料梱包作業用ロールペーラー1台を購入いたしております。18節負担金、補助及び交付金6,343万6,352円は、農業機械銀行振興会で雇用する機械オペレーター及び作業員の賃金等相当額を、振興会負担金と支出したものでございます。歳出合計1億2,283万1,102円でございます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きしまして、実質収支額は3,195万4,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 平田建設部長。

〔建設部部長（平田 英貴君） 登壇〕

○建設部部長（平田 英貴君） 認定第8号令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について御説明を申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条の2、並びに壱岐市水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第3号の規定に基づき、令和4年度壱岐市水道事業会計決算に伴う欠損金を別紙欠損金処理計算書のとおり処理し、併せて令和4年度壱岐市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。

本日の提出でございます。

決算報告書の2ページ、3ページをお開き願います。収益的収入及び支出についてですが、収入第1款の水道事業収益としまして、予算額7億6,600万2,000円に対し、決算額が7億6,922万1,829円となっております。

次に、支出ですが、第1款の水道事業費用の予算額が8億1,379万7,000円に対し、決算額が8億1,253万5,299円となっております。

4ページ、5ページをお開き願います。資本的収入及び支出でございます。収入第1款の資

本的収入としまして、予算額1億5,388万2,000円に対し、決算額が1億6,133万4,234円となっております。

次に、支出第1款資本的支出としまして、予算額3億5,619万円に対し、決算額が3億3,569万948円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億7,435万6,714円は、当年度消費税資本的収支調整額1,141万5,170円、過年度分損益勘定留保資金1億6,294万1,544円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。損益計算書です。営業収益が4億3,436万306円、営業費用が7億3,258万9,238円、営業損失が2億9,822万8,932円、営業外収益が2億8,330万303円、営業外費用が3,598万3,590円、経常損失は5,091万2,219円です。特別利益が869万244円、特別損失が765万2,017円、当年度純損失は4,987万3,992円となり、当年度未処理欠損金も同額となっております。

8から9ページは剰余金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。未処理欠損金は4,987万3,992円のうち4,087万1,833円を利益積立金から組み入れ、残りの900万2,159円が繰越欠損金となっております。

12から13ページには貸借対照表、16ページからは事業報告書等を記載しております。

水道事業会計は、平成30年度に策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各種施設の年次的更新を図り、適正な維持管理に努めておりますが、施設の維持更新費用、加えて企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの基準外繰入金なしでは経営が非常に厳しい状況であり、令和2年度からは一般会計からの基準外繰入金の減額により純損失が発生していることから、さらなる健全な事業運営に最大限努めてまいります。

以上で、認定第8号について説明を終わります。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いいたします。

〔建設部部长（平田 英貴君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** これで、市長提出議案の説明が終わりました。

次に監査委員に対し、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

**○監査委員（吉田 泰夫君）** それでは、決算審査報告をいたします。

令和4年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況、並びに水道事業会計決算書、財政健全化判断比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類などに基づいて、

各関係法令等に定められた事項について、また、竜崎市の監査基準に準拠して、さらに例月出納検査及び定期監査の結果等も踏まえまして決算審査を実施いたしました。その結果について、本日提出しております各決算審査意見書より報告をいたします。

なお、決算意見書には審査の内容、結果、また、数値につきましては、それぞれ、ただいま説明がありました内容と、決算書類及び決算統計資料に基づきまして記載をしておりますので、お目通しをいただければと思います。報告につきましては、本日の議事日程の順に沿いまして行いたいと思います。

初めに、報告第17号令和4年度竜崎市財政健全化判断比率及び資金不足率について資料の後に添付しております、審査意見書の3ページをお開き願います。第6、審査意見。審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令等に従って正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率もいずれも基準内の数値であり、適正であると認められます。

次に、認定第1号から第7号までの令和4年度竜崎市一般会計、特別会計、財産に関する調書の資料の後に添付しております検査意見書の51ページをお開きを願います。第6、審査意見。審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は、法令等に定められた内容に準拠し、決算数値に基づき作成され、適正に表示しているものと認められます。

歳入歳出決算事項別明細書の歳入で、備考欄に還付未済金がございますが、これについては決算書類の中では収入に含まれているところでございます。

なお、次のとおり事務の執行管理について、改善を要する事項が見受けられましたので、整備に努めていただきたいと思います。

1、財務に関する事務等の管理及び執行で、収入の調定、支出負担行為等の遅延等が見られましたので、検印、検証の励行をはじめ、さらなる内部統制の充実に努める必要があります。

2、債権回収整理については、債権管理班と各部署において回収対策等の協議が行われ、取り進められているところですが、特に私債権の管理について、管理対策の取組が不十分とみられます。

3、主な未収債権については下記のとおりであり、前年度より3,988万8,000円減少をしております。今後も適正に債権の保全管理を行うとともに、迅速な回収に努めていただきたいと思います。

なお、財産調書に関する中で、債権について災害援護資金貸付金、高等学校奨学金貸付金は、長期にわたり入金状況がスムーズでないため、債務者との交渉が途切れないよう留意して回収に努めていただきたいと思います。

4、財政面では少子高齢化、人口減少等の状況が続く中、地方経済の回復も厳しい状況にあると思われます。積立金は令和5年5月31日、出納整理期間の末日の時点での対比で、7億7,429万8,000円となっておりますが、先ほど説明にありましたように弁済資金、それから利益積立金については約5億弱となっている状況であります。今後、4年間の市債償還額は毎年30億円を超える予定をされている等、基金の見通しも不透明な状況と思われます。令和3年12月に策定されました、壱岐市財政基盤整備確立計画及び令和4年3月に改訂されました壱岐市公共施設個別施設計画の課題に取り組み、社会情勢の変化に対応できる財政基盤の確立を進めていく必要があると思います。

主要財務比率につきましてはお目通しをいただければと思います。

次に、認定第8号壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の承認について、資料の後に添付しております、壱岐市公営企業会計決算審査意見書の3ページをお開きを願いたいと思います。第6、審査意見。

1、決算報告書及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計に定める会計の原則に従って適正に表示していると認められます。

2、欠損金処理計算書は、法令及び条例に従って作成されていると認められます。

3、現状の水道事業の運営状況は、水道料金収入の減少、施設の老朽化等による修繕費等の増加により厳しい状況と見られます。一方、財政状況は、当年度末の未処理欠損金については、利益積立金より補填しておりますが、将来に向かってはこの利益積立金が目的とする欠損の補填の財源とはならない状況にありますので、今後、剰余金等で補填する状況とならない状況と見受けられますので、今後の水道事業の運営については先ほど説明もありましたように、速やかな改善対策を検討する必要があると思われます。

4、水道料金未収金については、未納額10万円以上の水栓件数で見ますと177件で、未納額が6,336万4,000円となっております。債権管理班との協議もされておりますが、回収整理の方策をより具体的に策定され、リスクの高い債権から整理する必要があると思われます。

以上、決算審査の報告を終わります。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

---

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月12日火曜日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午後0時30分散会



---

令和5年 壱岐市議会定例会 9月 会議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和5年9月12日 午前10時00分開議

日程第1	報告第12号	令和4年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第2	報告第13号	令和4年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第3	報告第14号	令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第15号	令和4年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第16号	令和4年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第6	報告第17号	令和4年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	議案第45号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について	質疑あり、産業建設常任委員会付託
日程第8	議案第46号	壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第9	議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市立一支国博物館)	質疑あり、産業建設常任委員会付託
日程第10	議案第48号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し) の策定について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第49号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算 (第4号)	質疑なし、予算特別委員会付託

日程第12	議案第50号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第51号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第52号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第53号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第16	認定第1号	令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第17	認定第2号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第18	認定第3号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第19	認定第4号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	認定第5号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第21	認定第6号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第7号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託
日程第23	認定第8号	令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員（14名）

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 土谷 勇二君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

欠席議員（1名）

10番 音嶋 正吾君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君  
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	教育長	山口 千樹君
総務部部長	中上 良二君	企画振興部部長	塚本 和広君
市民部部長	西原 辰也君	農林水産部部長	谷口 実君
建設部部長	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
総務課課長	横山 将司君	財政課課長	原 裕治君
会計管理者	篠崎 昭子君	監査委員	吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前にあらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

## **日程第1. 報告第12号～日程第6. 報告第17号**

**○議長（小金丸益明君）** 日程第1、報告第12号から、日程第6、報告第17号まで、6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

報告第14号令和4年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** この栽培漁業振興公社についてですが、昨年も質問いたしました。県の基金に基本的に基づいて金利で運営されているということでありましたが、これだけ長期の低金利が続いている中で、0.252の運用というようなこと書いてありますが、この0.252の、これが10億円に対して、今後も保証されているのかとか、今後こういう10億円の基金で、この栽培漁業の事業を進めていくという点でお考えはということ、まず1点。

それから、アワビをかなりの間、長期に放流していますが、その放流の成果は実際に上がっているのかどうかということです。とりわけ近年の磯焼けの現象の中で、こういうアワビとかサザエとかの放流事業に磯焼けの影響が出ているというふうに思うんです。一方で最近、三島のほうで磯焼けの改善がなされてきているということですが、まだまだ不十分だと思うんです。

ある人が、こういう放流はいいけども、餌のないところに放流しても、砂漠に生き物を放れば死んじゃうと。そういうふうな現象に、今のこの放流の在り方はなっているのではないかと。いうふうに疑問を呈されたわけですが、その意味でこのアワビの放流をこの磯焼けの中で、何らかの磯焼けに対応する形で放流のやり方を変えてきたのか、最初からずっと5漁協に任せて、はい、放流だよというふうにしてきたんじゃないかなと思います。この磯焼けの状況に対する対応の仕方も含めて、このアワビ放流の成果と今後について、どのようなお考えかお聞かせください。

**○議長（小金丸益明君）** ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 4番、山口議員のただいまの栽培漁業振興公社の基金運用での金利が上がらない中で、今後の経営の見通しはとの御質問にお答えをいたします。

本質問につきましては、昨年9月会議でも壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告の際に、同様の質問をいただいております。

山口議員がおっしゃる趣旨としましては、基金の運用益だけで栽培漁業が推進できていくのか、そして、まだ力を入れるべきではないかといったことだろうというふうに、捉えさせていただいているところでございます。

これまで議員御指摘のとおり、金利が引き下げられておりまして、運用益も当然減少してき

ております。令和4年度は、本会議で御説明のとおり、金利は0.252%で運用益は201万6,000円で、県、そして5漁協の助成金を合わせてアワビの放流事業を4万匹やっているところでございます。

また一方では、壱岐地域栽培漁業推進協議会において、市、5漁協の助成金によりクエ、そして赤ウニ、アワビ、青ナマコの放流事業を実施し、栽培漁業の推進を図ってきているところでございます。

そこで、昨年度から積極的な種苗放流事業の展開について検討を進めておりましたが、8億円の基金の元金部分、この8億円の部分について、長崎県出資団体見直し方針の中で、基金の取崩しが可能となっていることから、令和5年度から、本年度からですけれども、基金を取り崩すことによって、市、並びに市内の5漁協の負担軽減を図るとともに、壱岐地域の栽培漁業をより積極的に展開することができるとし、壱岐栽培漁業振興公社並びに壱岐地域栽培漁業推進協議会の総会等での所要の手続を経て、基金の取崩しにより種苗放流事業等を実施することといたしております。

具体的には、基金の取崩し額を活用できるのは、この栽培公社のみとなっていることから、これまで壱岐地域栽培漁業推進協議会で実施していた放流事業も、この栽培公社のほうへ移管することといたしております。

年度ごとの取崩し額の上限は、基金8億円の4%果実相当となっております、3,200万円までとなっております、その3,200万円をその事業費、いわゆる種苗放流事業等の6割まで、取崩しの財源を充当することができるというふうになっております。

よって今回の基金取崩しにより、市、並びに市内5漁協の負担軽減だけではなく、昨年度と比較してクエの放流を1万尾増加させる計画としておりまして、これまでの基金の運用益だけではなく、基金の取崩し額も含めた形で放流事業を積極的に展開してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、アワビの放流の成果についてはということでの御質問でございます。

当公社では、令和4年度にアワビ種苗を4万個放流をいたしております。アワビの放流効果につきましては、毎年度、郷ノ浦町漁協にアワビの漁獲量調査を依頼しておりますが、漁業者が漁獲したアワビに占める放流種苗の割合が混獲率と言われておりますけれども、その混獲率を成果の指標といたしているところでございます。

アワビにつきましては、種苗生産時にワカメ等の海藻を餌として与えて育成させるために、放流時の殻の色は緑色でございまして、放流後にはさまざまな餌を食べますので、殻が大きくなる過程で別の色に変化していきます。そのために、漁獲した際に、殻の中心部が緑色をしているアワビを放流したアワビというふうに判断をいたしております。

令和4年度の混獲率は、11.2%、全体322個取った中で36個がその放流したアワビであったということで、11.2%という結果でございました。これは、例年になく最もよい数値となっているところでございます。アワビの放流効果については以上でございます。

そして、追加して御質問がありました。これまで磯焼けとの関連ですね。そして、工夫しながらの放流をしてきたのかといった御質問でございますけども、やはり今、磯焼けについては、御存じのとおり、イスズミ等の捕獲をした関係で、それが藻を食べないということで、三島地区においては、藻場がかなり増えてきている、回復をしてきているという状況でございます。

そういった状況をつくらなければ、やはり種苗を放流しても餌がないと、やはり先ほどおっしゃったようなことになろうと思いますので、そういうことも一緒にしながら、餌をつくり上げて藻場を回復させて、またそこに放流することによって、いわゆる稚貝が育っていくといったことになろうと考えておりますので、これは、両方一緒にやっていく必要があると思っておりますので、今現に、そういった事業をしながら同時に進めているところでございます。

それから、やはり放流する際も、しっかり岩場の近くで放流するといったことを漁協さんにもお願いをしながら、漁業者にもお願いをしながら、そういった形での放流作業を行っていただいているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 1点目のお答えに対してですが、今までとなく大きく基金の運用とかを考えてやっていくということですが、ある意味で言うと、私が聞かなければ、そのような方針はどういう形で市民とか私たちに、議会へ届けるというか説明する意思だったのかということですよ。それをまず、今新しく聞きましたので、その点でお答え願いたいと思います。

それから、アワビの放流については、先ほど言われた方針転換で、アワビだけじゃなくて、ほかの放流も含めてやっていくということで理解しましたが、今、磯焼け対策やっているのは、イスズミとかその辺りの魚を除去しながら、藻を食べないようにするとか、それから三島のところは、温暖化に合わせたそういう藻が生えてきていると、そのような感じがするんですが、ほかの地域は、まだまだだというふうに思うんですね。その地域をどうするか、三島と同じような状況にするには、やっぱり放流時に餌と一緒に放流すると。最近、藻の菌を植え付けたやつをロープにやって生育させてというような、そういうことも壱岐でもやられているんで、そのセットでアワビを放流とか、そういう今までになく単なる放流じゃなくて、藻場をつくりながら放流という、そういう方針はないんでしょうか。それが2点目についての質問です。

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

**○農林水産部部長（谷口 実君）** ただいまの追加の質問でございますけども、いわゆる取崩しの関係をどこで決めてといったところで、そういった周知をどうしていくのかといったことではございました。

栽培漁業振興公社で、そういった公社の中の理事会や評議委員会等で、やはりこれからどうするかといった議論をした中で、そこで一応基金を取り崩すといったことを県とも協議しながら決定をさせていただいたところでございます。

そういったことから、そこをどう周知するかといったところでは、こういった形の御質問の中で御説明なり、またいろんな、例えば、そういった事業をやっている中で、広報誌等で紹介をしたりできれば、やっていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、放流の方法でございますけども、餌と同時に放流するといったことも、今おっしゃったところでございますけども、今、島内、三島地区で結構、郷ノ浦地区のほうで藻場が増えてきているというのは、イスズミ対策は、特に潜りの方がおられるところがされていて、集中して今、郷ノ浦漁協管内で行っているところでございます。ぜひ、各島内、どこも、そういったイスズミの捕獲対策ができればいいなというふうに考えているところでございまして、それはもう漁協さんとの御理解をいただきながら、こういった形でできていくのかを今後、協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、ロープに種子をつけて、一緒にそういったところで放流したらどうかといったことではございますが、これは、またいろいろ漁業者の方、漁協さんと相談しながら、どんな形でこういう放流事業ができていくのかといったことは、研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** この場合は、議会として、そういう栽培公社の運営とか実情の報告でありますので、ぜひ聞く前に、私が聞いたから答えたんじゃないなくて、聞く前にぜひ市のほうから、栽培公社については、こういう方針で、今後こういうふうに行きたいと考えていると、そういう変化がある場合には、報告していただくべきではないかということを要望いたします。

それから、アワビの放流については、いろいろ研究されるということで、ぜひ工夫されるように要望して終わります。

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** すみません。通告しておりませんが、報告第16号の壱岐市ふるさと商社の経営についての質問であります。



この壱岐市ふるさと商社は、一般社団法人ということでの壱岐市からの2,548万円を補助金として運営されている商社であります。で、今回の決算報告で言うと、収入が1億900万円ということで、支出が7,267万円ということで繰越しが3,633万円の繰越しということになっております。前年度は、2,746万円の繰越しになっております。壱岐市が2,548万円の補助金を出して、3,633万円の繰越しというような状態なんですね。

これでいいのかと私は思うんです。一般社団法人ですから、その法人が上げた利益については、分配しないということで、その株主とかにね。そういう法人ですので、売上げはそのまま繰り越しになるわけですが、法人としては、今年3,633万円を利益として抱え込む、昨年よりも1,000万円近く抱え込むと、こういう経緯でいいのかと。

一方市民は、この物価高の中で、経営も大変だ、商店の方もね、そういうことで、できるだけ出費を少なくしてやっている、そういう状況の中で、市が運営するこのふるさと商社が、補助金を2,500万円を出して、商社としてはもらって、なおかつ3,600万円の利益を上げる。商社として赤字じゃなければいいというふうに考えれば、市の運営資金の補助金2,548万円がなくても十分ふるさと商社として経営は、また次の年へ行けるのではないかなと、こういうふうを考えるわけです。

ですから、一般社団法人の役割、位置づけから言って、この財政状況も考えて、市民の生活も考えて、今までどおり補助金として2,000万円、2,500万円の補助金を続けるというのは、やっぱり変更を含めて経営の在り方を再検討すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 山口議員の御質問にお答えをいたしたいと思えます。

ふるさと商社の繰越しについてでございます。

現在今、3,600万円程度あるということで、把握をしております。出資のほうを市から1,000万円出しておきまして、実質2,600万円程度が法人に残っておるところでございます。法人会計の基準で、3割程度は内部留保として持っておいていいということに基準もなっております。それから、補助金を今、地方創生推進交付金で充てておりますけれども、将来的には自走を目指しておりますので、そういった中で、まだまだ売上げが今のところ5,000万円ぐらい、今年は7,000万円を目標にしておりますが、そういったところで補助金なしでも運営できるような形で、今、財務体質を強化しているというふうな御理解をいただければと思っております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） このふるさと商社の運営について、どう考えるかですね。市民が今のいろいろなもろもろの物価高の中で、経営も生活も大変な中で、この補助金２，５００万円を出すということよりも、減額してもふるさと商社は、来年、再来年潰れることはないし、やっていけるぞ。自走が、長引くかもしれないですけども、そういう方針転換を今までのことから言って、ちょっと検討されたらということで、ぜひ次年度の予算案等で結果が出ればというふうに思います。

以上です。

○議長（小金丸益明君） ほかに質疑はありませんか。

質疑がありませんので、以上で報告第１２号ほか６件の質疑を終わります。

以上で、６件の報告を終わります。

---

### **日程第７．議案第４５号**

○議長（小金丸益明君） 日程第７、議案第４５号壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正についてを議題とします。

質疑の通告っておりますので、これを許します。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 今回、下水道料金の改定についてということで議案が出されました。私は、極めて不親切だなというのを言わざるを得ない。昨年１２月に、全協で水道料金の改定についての資料が出されました。そして、今年６月の全協で、また同じような資料が出されました。

そこでの説明は、その場に資料を配られて、どうだと、こうこうだよという説明があつて聞かれました。しかし、それをどう検討するかという点では、そんな余裕もないまま、その全協終わりました。

その上に今回、この議案が出されましたが、議案の説明書は一切出されない。ただ、出されたのは、条例の幾らから幾らに上がるんだよと、それだけの話であります。

これでは、説明にならないというふうに私は思います。そういう意味で、しっかり市がこの改定について、どう改定をするというふうなことで、説明すべきだと。その点で、極めて不親切と言わざるを得ないと。

その点で、今回出された基本料金５５０円、超過料金２００円とした理由ですね。なぜ、基本料金が５４０円じゃなくて５５０円なのか。超過料金がなぜ１９５円じゃなくて２００円なのか。この出てきた数字の根拠、単なるプラスマイナスゼロで半分に割って、そんな単純なことではないと思うんで、その辺りの理由をもう少しお聞かせ願いたいというふうに思います。

その次、２番目。今後、下水道料金が統一されて運用されるわけですが、下水道の加入促進

管、今、公共下水道についても漁業排水についても60%というところで加入率がとどまっていることが資料で出されました。

ところが、現状は、武生水地区で言うと、商店街はどんどんシャッター街に変わり、高齢者が住んでいて、住んでいる住民もどんどん減っている。それから、瀬戸とか芦辺についても漁業者が減って、住んでいる人がどんどん減っていると。そういう状況の中で、壱岐市は、今後下水道の事業、人口減少、高齢化、そして少ない中での60%しかつないでない。これをどうつなぐことを進めるのかということをお考えなのか、御説明ください。お願いします。

**○議長（小金丸益明君）** ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田建設部長。

**○建設部部長（平田 英貴君）** 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の今回の下水道料金の改定につきまして、基本料金が550円、超過料金が200円になった理由ということでございますけれども、これまで公共下水道につきましては、受益者負担金を15万円納付をいただいております。

逆に、漁業集落排水設備につきましては、加入促進助成金を10万円、交付をしていたことから、漁業集落排水処理施設の使用料は、水道料金の100%、公共下水道使用料は70%の使用料設定となっております。これまで議会におきましても、使用料の早期統一について御意見をいただいていたところであり、市としましても長年の懸案事項でございました。

そのため、今回、令和6年4月から使用料を統一することとし、双方の公平性を保つこと。下水道事業は、一般会計からの基準外繰入れを受けながらの運営となっていることから、受益者負担の原則の観点、並びに改定前の使用料収入を下回らないことを考慮し、双方の使用料の差の中間を目途に調整を行い、今回の改定料金を設定したところでございます。

550円でありますとか、200円になった理由というところでございますけれども、基本料金につきましては、加入者の方全てが御負担をいただくというところで、85%になりますと、544円程度じゃなかろうかと思っておりますけれども、そこを550円、そして従量分となります、使った分が増えていく部分については、85%よりも少し低い200円ということで設定をしたところでございます。

それと、2点目の今後の下水道への加入の促進の考えということでございますけれども、市といたしましても、事業運営に当たっては、加入率を上げることが健全運営につながるものというふうに考えております。そうした中で、公共下水道の加入率は、先日、資料を提出をいたしました、令和2年度末が56.71、令和3年度末が57.92、令和4年度末が57.38と僅かながら上昇いたしております。漁業集落排水施設では、令和2年度末が55.17、令和3年度末が54.06、令和4年度末が58.23と、公共下水道と同様に上昇をいたしております。

加入促進の方策といたしましては、これまで市報及びホームページへの掲載及び未加入世帯や事業所へ直接出向きまして、加入の促進を図っております。加入率も、僅かながらではありますが、年々上がってきておりますので、継続して下水道のメリットや必要性を啓発しながら、さらなる加入促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 最初の質問に対してですが、使用料の計算が今年の12月のところで、市から出された資料でいくと、公共と漁業のほうで総合計が6,800万円だと。令和6年度のこの550円と200円ですと、7,000万円だと、合計の使用料のですね。そういう試算が出て、それに基づいて、このときは出されてきているわけですね。

そういう計算はいいんですけども、それがちょっといいのかということをおもうんです。それは、下水道料金の県内比較がされて、公共下水道は県内ずっと見ても、3,550円に老岐市がなった場合、断トツの負担増ですね。それから漁業集落については、今まで高かったからということだと思いますけども、単なる単純平均で4番目になるというふうで説明書にありましたが、4番目でいいのかと。こんなに市民に県下で21市あって、4番目の高額の下水道料金を今後も続けるのかという点での検討がなされたら、やっぱり単純に水道料金がこれだけだから半分して、これだけにすると、そういう計算方式では、市民の負担は大変だということに思うんですが、そのような検討はなさったということでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 平田建設部長。

**○建設部部長（平田 英貴君）** 県内の状況、今言われましたように、公共が変更になった場合には、県内で一番高くなるんじゃないかというようなお話でございますけれども、市といたしましては、現段階で今回、提案をしております料金設定が最適であるというふうに考えておりますし、まずは、これまでの懸案事項でありました料金を統一すること、このことを優先をしていきたいというふうに考えております。

統一した後に、必要に応じて、料金改定についても御協議をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** その辺りは逆だと思います。単純に出してから後で修正というよりは、やっぱり十分検討していただきたかったということで意見を述べて終わります。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに質疑はありませんか。

以上で、通告による質疑を終わります。

日程第 8. 議案第 4 6 号～日程第 1 0. 議案第 4 8 号

○議長（小金丸益明君） 日程第 8、議案第 4 6 号から、日程第 1 0、議案第 4 8 号まで 3 件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

議案第 4 7 号公の施設の指定管理者の指定（壱岐市立一支国博物館）の質疑の通告がっておりますので、これを許します。山口議員。

○議員（4 番 山口 欽秀君） 一支国博物館の指定管理についての議案でありますので、今回、指定管理者を公募されたということではありますが、それに関わって、このパブリックビジネスジャパンのほうから、企業ふるさと応援基金が行っているというふうに思っているわけですが、いつ、幾らの基金がなされたのかという点ですね。その追加で、指定管理の公募との関係でいくと、公募はいつだったのかということをお聞かせください。

○議長（小金丸益明君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

株式会社パブリックビジネスジャパンより令和 5 年 4 月 1 3 日に寄附申込書を受理し、令和 5 年 4 月 2 0 日に 2 0 万円の企業版ふるさと納税を頂いております。

それから、公募はいつからだったのかというところがございますけれども、3 月末から公募を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4 番 山口 欽秀君） この企業版ふるさと応援基金についてですが、企業として壱岐市に応援するというところで基金入ってるわけですが、どうでしょう。3 月に公募があつて、この公募について、パブリックビジネスジャパンは応えたということではありますが、この公募に対して 1 者だけということではありますが、ほかに公募を検討とか、そういうふうな会社はなかったのかということ、すみません、先ほど聞き損ないましたが、それも答えていただけますか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 今回は 1 者の応募でございました。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4 番 山口 欽秀君） 指定管理を希望するところが、市に対して 2 0 万円の寄附をする、この辺りは、単純に企業が善意で 2 0 万円を壱岐市に出してくれたと、ありがたいねともらうべきなのか。公正の面で、この指定管理を公募に答えた企業がですよ、2 0 万円を出すという点で、いかがなものかと。そういう検討はなされたんでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。寄附者に対して、特別な配慮をしたとなれば問題と考えておりますが、今回の指定管理者の選定に関しましては、公募を実施しております。それから、選定委員会の審査の下、適正に選定しており問題ないと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 3回終わりましたけど。

以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がありませんので、以上で議案第46号ほか2件の質疑を終わります。

---

### 日程第11. 議案第49号

○議長（小金丸益明君） 日程第11、議案第49号令和5年度壱岐市一般会計補正予算第4号を議題とします。

本件につきましては、議長を除く14名で構成する特別委員会を設置し審査を行うようにしてまいりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

---

### 日程第12. 議案第50号～日程第15. 議案第53号

○議長（小金丸益明君） 日程第12、議案第50号から日程第15、議案第53号まで、4件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで議案第50号ほか3件の質疑を終わります。

---

### 日程第16. 認定第1号

○議長（小金丸益明君） 日程第16、認定第1号令和4年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件については、議長を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うこととしておりますので、質疑については委員会をお願いいたします。

---

### 日程第17. 認定第2号～日程第22. 認定第7号

○議長（小金丸益明君） 日程第17、認定第2号から日程第22、認定第7号まで6件を議題

とし、これから一括して質疑を行います。

認定第7号、令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、質疑の通告あっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 農業機械銀行の決算報告を見ると、令和4年度が3,195万円の収益、令和3年度が2,281万円余の収益が上がっております。これだけ上がった理由について、もろもろの作業の使用料等が上がったことによる実質収入が伸びたというふうに考えますが、そういうことでいいですかということ、その上に立って、農業機械銀行の役割は、規定に、市民の農業を支えるために機械銀行があるんだと。収益を上げる目的にしているんだというふうに条例でしたかね、書いてありますが、その点で2年続きで2,281万円、今年、令和4年度は3,195万円の収益を上げておるといふことの、この収益の上げることについて、疑問を私は思うんですよ。これも、先ほどのふるさと商社と一緒になんですけども、やっぱり市民は大変困っていると、農業についても。飼料代だ、何だかんだとね。そういう中で、市民の負担を少しでも減らすために、機械銀行が働くんだと。そういう立場であるなら、減免なりをして、収益をできるだけ還元すると、そういう立場はなかったのか、そのお答えください。

**○議長（小金丸益明君）** ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 4番、山口議員のただいまの農業機械銀行の実質収支が伸びているということでの御質問にお答えさせていただきたいというふうに思います。

過去5年間の実質収支、3年までおっしゃいましたが、平成30年度では2,340万円、令和元年度では1,340万円、令和2年度では720万円といったことございまして、その年度によって差異がございまして。

この農業機械銀行は、その年の天候や作業受託件数、そして機械の故障、更新など様々な要因で歳入総額、歳出総額に変動が生じる場合があります。

そのような中で、今日の燃料費とかラッピング等の資材代の高騰、それから所有機械の老朽化による修繕費や更新費が増額となる一方で、経費の削減にも努めながらいるものの、厳しい経営状況が続いているところでございます。

そこで令和4年4月1日から運営の効率化を図るために、利用料金の改定を行ったところでございます。

また、指導管理作業等の受託事業収入の増額もありまして、結果として実質収支が伸びた形となっております。

しかし、この繰越財源も次の令和5年度の一般管理費の補正財源にもなっておりまして、独立採算により効率的な運営を目指すためにも、現在の運営を維持してまいりたいというふうに思っております。

あくまでも、これ、実質収支でございますので、収入が伸びた分、そして支出が増えた分で、そういったところで年度で変わってまいります。機械の老朽化等の更新も、計画的にしていかななくてはならないと考えておりますけども、なかなかその減価償却の積立てを行いながら、計画的にしていきたいとは思っておりますけども、今のところ、この運営方法でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 農業機械銀行がどういう役割を果たすかというところを、しっかりもっと見直すべきではないかな。今の高齢化、それから農業の危機、いろんな高騰、そういう中で、壱岐の農業をどう支えていくか。その一つの大きな役割を機械銀行が持つべきだと。独立採算だから、利益は上げるの当然だみたいな、そういうんじゃないで、壱岐市がしっかり機械銀行も支え、農家も支える。そして、機械銀行が農家を支えるというような構図をぜひ取っていただきたい。収益はできるだけ農家の負担にならないような、そういう収益というふうなところが必要ではないかなというふうで、意見を述べて終わります。

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

質疑がありませんので、これで認定第2号ほか、6件の質疑を終わります。

---

### **日程第23．認定第8号**

**○議長（小金丸益明君）** 日程第23、認定第8号令和4年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを議題とします。

質疑への通告がっておりますので、これを許します。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 昨日、この水道事業の欠損金の処理、決算の認定の報告の中で、監査委員の方から決算審査意見書が出されました。

その中身を見ると、極めて欠損金が多く、未収金等で問題が大きいということを感じるわけですが、とりわけ未収金が多いと。令和3年度の未収金が3,511件、令和4年度が3,058件、合計が令和4年度が8,448万円というようなことでありますし、それから、10万円以上の未収金が、令和4年度は177件というような状況で報告されましたが、これは、水道事業の、僕は宿命だということも思うんですね。水道料金で利益を上げようとか、市民からいっぱい水道料金を取って、独立採算に持っていくというのは、水道料金については僕は難しいと思うんですが、しかし未収金の回収については、やっぱり市としては責任持って、できるだけやれるところはやるということ考えていくべきだと思うんですが、その辺りの未収金の回収状況、



それから差押えも含めて、水道料金には差押えないのかと思いますが、そういう回収の状況、今後の対応策は、どのような考えなのかお聞かせください。

**○議長（小金丸益明君）** ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。平田建設部長。

**○建設部部長（平田 英貴君）** 4番、山口議員の御質問にお答えをいたします。

水道料金の未回収の状況と市の対応策についてという御質問でございますけれども、まず、対応策というところでございますけれども、これは監査委員からも御指摘をいただいております高額滞納者、住所の不明者、市外在住の小額滞納者などのリストを作成をいたしまして、現況確認、現状の確認及び対応方針、そして戸籍調査による住所の特定などを行いながら、併せまして従来からの戸別訪問でありますとか、電話によりますお願い、徴収を行っており、滞納繰越額も年々圧縮をいたしております。

今後は、債権管理室と連携を図りながら回収方法の検討を図り、滞納繰越額の減少に向けて取り組んでまいります。

それと、差押えというお話がございましたけれども、水道につきましては、私債権ということで、強制徴収権ではございませんものですから、もし、差押え等行う場合には、裁判所を通して提訴するということが、個人を訴えていくというようなことにもなりますので、今現在は、催告等をいたして、納付相談を窓口を設けたりいたしておりますけれども、それに応じていただけない方につきましては、今現在、給水停止の措置を行っております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 10万円以上のこの177件の未納者ですが、一番特徴的に、この未納になっている原因は、どういうふうなものかというふうに市はつかんでいらっしゃいますか。

**○議長（小金丸益明君）** 平田建設部長。

**○建設部部長（平田 英貴君）** 原因は、やはりその未納者の方に、それぞれに事情はあろうかと思えます。事業による不振でありますとか、子どもさんの費用がかかるとか、その時々でその未納者の方の事情というのは変わってきているものと考えておりますけれども、収納率でいきますと、99%の方がお支払いをいただいておりますので、公平性を担保するためにも、未納の方に対しましては、給水停止等を行いながら徴収に努めてまいりたいというふうに考えております。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 水は命に関わることでありますので、安易に給水停止というのは、考えるべきであります。収納についても市民の理解を得ながらということで、努力するしかな

いと思うんですね。家庭状況に応じて、収納、それからある意味で言うと、生活保護とか、そういう保護につなげるのかとか、その辺りもあると思うんで、収納の対応を努力してやっていただきたいと。

終わります。

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、通告による質疑を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

以上で、議案に対する質疑を終わります。

---

**○議長（小金丸益明君）** これより委員会付託を行います。

議案第45号から議案第48号まで、及び議案第50号から議案第53号まで、並びに認定第2号から認定第8号まで、15件をタブレットに送信しております。議案付託表のとおり、それぞれの所管委員会に付託いたします。

お諮りします。

議案第49号は、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第49号については、議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名いたしたいと思っております。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名で、予算特別委員会委員を選任することに決定いたしました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生委員会委員の中からとし、委員長に武原由里子議員、副委員長に清水修議員と決定いたしましたので、報告いたします。

お諮りいたします。

認定第1号は、議長を除く14名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、議長を除く14名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置いたしました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名いたしたいと思えます。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を決算特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

今定例会における決算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員会の中からとし、委員長に中田恭一議員、副委員長に土屋勇二議員と決定いたしましたので、御報告いたします。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月13日水曜日、午前10時から開きます。

なお、13日、14日の2日間は一般質問となっており、7名の議員が登壇予定で、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐FMで生中継いたします。市民皆様におかれましては、御視聴いただきますようお願いいたします。

本日は、これにて散会いたします。皆さん、大変お疲れさまでした。

午前10時55分散会

---

議事日程 (第 3 号)

令和5年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 4 番 山口 欽秀 議員  
14 番 市山 繁 議員  
7 番 植村 圭司 議員  
8 番 清水 修 議員

---

本日の会議に付した事件  
(議事日程第3号に同じ)

---

出席議員 (14名)

- |            |            |
|------------|------------|
| 1 番 森 俊介君  | 2 番 樋口伊久磨君 |
| 3 番 武原由里子君 | 4 番 山口 欽秀君 |
| 5 番 中原 正博君 | 6 番 山川 忠久君 |
| 7 番 植村 圭司君 | 8 番 清水 修君  |
| 9 番 土谷 勇二君 | 11番 豊坂 敏文君 |
| 13番 中田 恭一君 | 14番 市山 繁君  |
| 15番 赤木 貴尚君 | 16番 小金丸益明君 |

---

欠席議員 (1名)

- 10 番 音嶋 正吾君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

- 議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君  
議会事務局次長補佐 松永 淳志君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	教育長	……………	山口 千樹君
総務部部長	……………	中上 良二君	企画振興部部長	……………	塚本 和広君
市民部部長	……………	西原 辰也君	保健環境部部長	……………	崎川 敏春君
農林水産部部長	……………	谷口 実君	建設部部長	……………	平田 英貴君
消防本部消防長	……………	山川 康君	教育次長	……………	目良 顕隆君
総務課課長	……………	横山 将司君	財政課課長	……………	原 裕治君
会計管理者	……………	篠崎 昭子君			

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材の使用の許可をいたしておりますので、御了承ください。

10番、音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

**日程第1. 一般質問**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、質問通告者一覧表の順序により、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、4番、山口欽秀議員の登壇をお願いします。山口議員。

〔山口欽秀 議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） おはようございます。

9月会議一般質問、最初の質問者として質問をいたします。

まず1点目ですが、壱岐市の保育所運営の在り方についてお伺いします。民間の認定こども園の建設問題で、昨年から今年で様々な混乱がありました。市民は、あんな危険なところになぜ認定こども園を作るのか、もっと安全でいいところが壱岐市にあるんじゃないかと、こう考えて、疑問を持って、いろいろ意見を言われました。

ある市民は、新たな建設場所を自ら提供して、ここではどうだと、このような提案もあったわけです。

しかし、壱岐市は民間がやることだから関わることを避け続けたと思います。最後に市民の批判を受けて、そして壱岐市民を批判して、北串会は建設をやめて撤退していきました。

この間、老岐市子ども子育て会議の方針を市の方針だとして、認定こども園ができるので、へき地保育所5園を令和6年3月に閉園すると、まず市は表明しました。

ところが、認定こども園の建設が1年延期されると、へき地保育所3園を閉園して、それは令和6年3月だと。そして、志原、柳田2園については閉園を令和7年3月にすると、再度見直しを保護者に伝えました。

しかし、認定こども園の建設がなくなりました。元に戻った以上、大きな前提が崩れたわけですから、ならば市民の納得のいく見直しが必要ではないかと考えます。

それでは、市としては、どう考えているのか。市の方針は、子ども・子育て会議の方針に沿ってやってきたというわけですから、方針に立ち戻り老岐市の保育運営をしっかりとやるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。御答弁をお願いします。

**○議長（小金丸益明君）** ただいまの山口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

**○市民部部長（西原 辰也君）** おはようございます。

4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

民間認定こども園の建設が中止になったことにより、保育所運営の在り方はどのようになったのだろうかという御質問になります。

今回の民間事業者による認定こども園の開設につきましては、これまでも様々な議論がなされた中で、現地工事まであと一步のところでの事業撤退は、本市の保育環境のさらなる充実に大きく期待を寄せていただいただけに非常に残念な結果となり、今後の保育行政に大きく影響を及ぼすものでございました。

見直し内容及びその過程につきましては、議案第48号第2期老岐市子ども・子育て事業計画中間見直しの策定についての議案説明でも申し述べましたように、本年3月の民間事業者からの事業撤退の意向を受けまして、附属機関である老岐市子ども・子育て会議において、再度現状の児童数から今後の保育増の見込みと提供体制を実績等に基づき検討いただき、合わせて市民皆様から広く意見をいただくためのパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえた上で、保育所運営の在り方について、見直しの答申を当会議より受けております。

その答申結果を尊重し、老岐市の方針として、これまでも保護者の皆様、子育て世代の皆様へ御説明のとおり、今年度末、令和6年3月末で、渡良、沼津、初山のへき地保育所3園の閉園手続を行い、残る柳田、志原のへき地保育所2園についても、令和6年度末、令和7年3月末で閉園に向けた手続を進めてまいりました。

今後とも在園するお子さんと保護者の方にとって、よりよい形での閉園を迎えるため、保護

者の皆様の御理解と御協力、合わせて地域の方々の御協力もいただきながら、閉園に向けた手続を進めてまいります。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今の返答でありますと、認定こども園の建設がなくなったにもかかわらず、あることを前提として進んできた閉園の方針が一切変わってない。そこは、なぜでしょうか。そういう説明は保護者にされたのでしょうか。その点、御答弁ください。

○議長（小金丸益明君） 西原市民部部長。

○市民部部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えいたします。

保護者への説明会を、保育所運営の在り方につきまして、現状を踏まえたところでの説明を行ってまいりました。

本年度、渡良、初山保育所については、入所調整により休園措置を行ったところでございますが、沼津保育所では現5歳児、柳田、志原保育所では現4歳児が卒園を迎えるのと同時に、閉園手続を行うということになってまいります。具体的には、沼津保育所の現3歳児の在籍は現在ありませんので、現4歳児のお子さんが、令和6年4月より他の保育所等の選択をお願いすることとなります。柳田保育所においては、在籍する全3歳児のお子さんが、令和7年4月より他の保育所等の選択をお願いすることとなっております。志原保育所におきましても、現3歳児のお子さんの在籍はありませんので、在籍する現4歳児の卒園と同時に、閉園の手続を行うこととなります。

現状それぞれのへき地保育所での閉園に向けた計画的な保育所等の選択を、保護者の方におかれましてもいただいているものと考えておりますので、現在の保育所説明会を行った中で、この計画を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 実際答えてくれないんですね。建設を前提として、5園を閉園をするという方針を持って進んでいた方針が、急遽、民間子ども園の建設がなくなったのに閉園だけは進めると。これは、ちゃんと説明しなければ誰も納得しないんじゃないですか。私は沼津の保育園の説明に行きましたが、その点での説明はありませんでした。

しっかり納得する、認定こども園が建設なくなった以上、私は元へ戻して出発点、答申に基づくならばへき地3園の閉園は進んでいる、その点書いてあります。ところが、志原、柳田については残すと書いてあるわけですから、そこに立ち戻る必要があると。その点で御意見ないで

しょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

**○市民部部長（西原 辰也君）** へき地保育所の件でございますが、子ども・子育て会議の答申、再度今回の見直しを行った中で、現在の保育所の希望、そういったところを見まして、現在の量の確保につきましては一定見込みが、中で確保ができておりますので、その辺を思いまして、子ども・子育て会議の答申も出たものと思っております。その答申を尊重いたしまして、現在のへき地保育所閉園の計画を進めてまいるといふことで、説明を行っております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** まだ説明になってないと思います。認定こども園の建設がなくなった以上、それに基づいて変更されるべき見直しがせずにこのまま進んでいる。これは、誰も市民納得、保護者も納得しないと思います。その辺りの説明も、各へき地保育園の説明にもなかったと。本当に市民に対して不親切な、そしてその中に語られたのは、いろんな市民の声に対して、市の方針ですから、こういう一言で保護者に説明するという、そういう事態。これは、丁寧な説明にはなりませんし、市がやってはならない。保護者にしっかり寄り添ってやるべきだと思います。

さて、今言われました必要な量は確保してるから大丈夫だということでもあります。その点について、2番目の今後の老岐市の保育体制について、その関連でお伺いしたいと思います。

子ども・子育て会議の中間見直しで、全体として量の確保という点では書いてあります。それは前回の質問の中で、前の会議のときでも、老岐市全体でそろっているから大丈夫だということでありましたが、子育てのニーズはどこにあるのかというのを知っていらっしゃるのか。保護者は安心して子どもを預けて働きたい、子育てと仕事を両立したいと願っているわけです。この願いをしっかり支える環境を作るのが、市の役割であると考えます。

例えば、沼津の人が武生水保育園に定員がオーバーなので入れない。そのために、ほかのところに預けなければならない。そういう事態が起こる可能性があるわけですね。で、例えば勝本保育園に預けて、郷ノ浦で働かざるを得ないということになるわけですが、こんなことが朝、勝本保育園に預けて、郷ノ浦まで、仕事場まで、行けるか。大変なことですよ。だったらもう働かないよとか、そういうふうになりかねない状態が市民の中にはあるということをしっかり分かっていたいただきたいと思います。

そうするとですよ、今、保育所の要望は強いわけですよ。子どもを受け入れる細かい配慮、体制が必要なわけですが、今までへき地保育所5園に対して、令和2年度は84人、令和3年度は73人、令和4年度は65人の入所がありました。そして、渡良、初山がゼロになって、令和5



年度は36人となりました。

じゃ、令和6年度はどのぐらいになるでしょう。沼津が減りますから、沼津にも3人ほどいます。卒園して1人残ります。そうすると、30人前後かなというふうに、私の予想ですが、沼津がゼロになった。令和7年、志原、柳田が入っていた子どもたちが何人残って、その子らが志原、柳田に入るだろうという人数が、ほかに行かざるを得ないわけですから、受入れ先がない。

認定こども園が新しくできていれば、この25人ぐらいは入れる要素があったわけですから、それは許せるとしても、この25人ぐらい、令和7年度、令和8年度の20人程度の入所希望者が出る可能性があるということについて、どのように考えて、この25人なりの入所希望にしっかり応える、そういう準備ができているのか、その点をお答えください。

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

**○市民部部長（西原 辰也君）** 山口議員の2つ目の御質問、今後の壱岐市の保育所体制ということで、1つ目に待機児童問題についてと思います。

今後の壱岐市の保育所体制についてですが、へき地保育所は3歳から就学前までの児童の生活指導、創作活動、自己の力を十分に発揮できるような環境づくりをして、人間形成の基礎がつくられるように保育を実施しております。

へき地保育所は御存じのとおり、3歳から就学前で保育を必要とせず、教育を希望する児童の1号認定と、3歳から就学前で保護者の就労等により、保育を必要とする児童の2号認定が利用することができます。

現在、へき地保育所のほかには、1号認定の児童の場合は認定こども園と幼稚園、2号認定の児童の場合は認可保育所、認定こども園、幼稚園に入所することができます。

また、壱岐市では、市内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズ等を踏まえ、教育保育事業等を実施しておりますので、保育所には小学校区のような住所による縛りがなく、保護者の就業場所等の利便性により保育所等を選択することができます。

今後の推計児童数を見ますと、出生数の減少から、3年後には3歳から5歳までの児童については100名以上が減少することが予想されております。

教育保育事業につきましては、1号認定の児童は認定こども園及び幼稚園、2号認定の児童は、現状の認可保育所、認定こども園、幼稚園において、教育保育の量の確保はできるものと考え、へき地保育所を閉園することによる待機児童は生じないものと考えております。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 壱岐市全体では、枠がいっぱい余っているわけです。ところが、郷ノ浦に通勤する保護者にとって、預け場所がないわけです。武生水保育園は定数をオーバーしている。あそこに沼津の方が希望すれば入れますか。いや、それは約束できません。それは、市のほうの説明です。定員をオーバー、超過、増やすことができますか。いや、それはできません。そういう返答です、説明会の。

だから定員が大きく、今いっぱいなのに、そこにへき地保育所、今まで通っていたその人数に予想される人数が入れないという状態を、しっかりつかむ必要があるのではないですか。

郷ノ浦幼稚園も、定時は１２時までですけども、お母さん達が働くために６時までの長時間保育を希望される方が、五十何人の定員の中で４０人が長時間の６時までの保育を求めてらっしゃるわけです。つまり、保育を希望する親が多いわけです。そこに余裕を持った受け入れる体制が郷ノ浦地区にないんじゃないかと。じゃ、勝本行きなさいよ、芦辺行きなさいよ、八幡に行きなさいよという、そういうことはできないんじゃないですか。

ですから、さっき、今言われましたように、緩やかに子どもは減ります。だったら、緩やかに、その状況に合わせて、へき地保育所の閉園の見直しもすればいいじゃないですか。今回、認定こども園ができるから一気になくしても入れるよと。私、それは納得できます。しかし、できない以上、緩やかな閉園をやる必要が、市はしっかり考える必要がある。その点で、志原、柳田を最低でも今後、緩やかに保ちながら状況を見て閉園をする。それが答申に沿った、しっかり市民のニーズに寄り添った、現状に合った閉園の方針だというふうに私は思います。

その点で、しっかり現状、壱岐全体で定数が確保できとるから大丈夫だと。それでは実際に保護者や子どもが困ります。その辺りをしっかり検討の上、見直しを求めて、第１点目の質問を終わります。

では、３点目の高齢者の交通手段の支援についてであります。

高齢者は、年を取るとともに動けなくなる、運転もできなくなるということで、交通手段がなくなり、深刻な生活不安が広がるわけであります。その上に、年金生活になる中で、物価高騰や病院への治療費など、厳しい生活をますます強いられているのが現状であります。

この夏、猛暑の中、道路工事なんかで行き違うと高齢者の方が働いている。大変だなと。働かないと立ち行かない、そういう人も多い。やっぱりここに政治がしっかり寄り添わないといけないんじゃないかなと、私はつくづく思いました。

高齢になって、車の運転をやめざるを得ない。これは誰しも来るわけです。そのときに安心して病院に、買物に行ける支援が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

市長は、誰一人取り残さない、これが日頃から言ってらっしゃいます。

また、地方自治体の役割として、地方自治法第１条の２には、地方公共団体は、住民の福祉の

増進を図ることを基本としというふうには、地方自治法の第1条に書いてあるわけです。住民の福祉の増進にやらなければ、自治体の役割を果たしていることにならないよということではありませんか。そういう意味では、高齢者が安心して病院へ、そして買物に行けるよう、高齢者のためのタクシーの利用を促進する支援策の策定を考えてはいかがでしょうか。

御意見をお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

**○市民部部長（西原 辰也君）** 山口議員の3つ目の御質問に答えます。

高齢者の交通手段の支援についての質問でございますが、壱岐市では満75歳以上の方に対して、高齢者福祉の増進を図ることを目的に、市内の路線のバス、1路線につき100円で乗車することができる市内路線バス乗車カードを交付しております。

市内の路線バスは、路線内であれば停留所でないところでの乗降車ができ、高齢者の利用に配慮をされております。

また、高齢者も含め、介護や見守りを必要としたり、車椅子の利用等、一般の公共交通機関の利用が困難な方につきましては、障害者総合支援法によりますところの移動支援事業により、福祉の向上を図っているところでございます。

あわせて、地域の課題解決としてコミュニティーバスの導入など、高齢者の外出を支援していくまちづくり協議会の取組への支援をしており、地域内での共助が高まるものと考えております。

そのほかに、各スーパーなどでの宅配などのサービスや、無料シャトルバスの運行もあるようでございますので、買物の際には御活用いただけるものと考えております。

加えて、一部の利用機関や歯科診療所におきましても、受診の際の送迎を実施されており、御活用いただけるものと考えております。

なお、物価高騰対策の1つとして、非課税世帯給付金の支給を実施しております。経済的負担が少しでも軽減できることを期待をしております。

以上のようなことから、現段階でタクシー利用支援については考えていないところでございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 極めて冷たい福祉行政の立場だと言わざるを得ません。

まず、民間のスーパーが買い出し、それから民間の病院が市民の足となってやっていると。それで市が、いいな、それでいいんだ、私たちはやらんでいいなと。それは逆であって、民間が

やらざるを得なくなっていることに対して市がしっかり支援する、そういう仕事じゃないかと。そこが遅れていると。そういう逆の捉え方をして、福祉の増進のために行政がやるのが筋じゃないですか。民間がやってるから、市はやらんでいいんだ。こんな無責任な自治体のやり方は変えなければならない。考え直していただきたいと思いますが、どうですかね。

この壱岐市は、福祉の、言ったらあれですけども、孤島じゃないですかね。福祉行政の遅れの孤島。なぜそう思うかという、お隣の対馬市さんは、年間500円で10枚のタクシー券の支給をやってらっしゃいます。それから、同じような平戸市では、100円のチケットを90枚配って9,000円の支援をしていらっしゃいます。それから、松浦市、100円の券を100枚配っています。それから、島原市は500円の券を12枚、6,000円分送ってます。それから、雲仙市もタクシー料金の3割について、72枚発行しています。南島原市では、2万4,000円分のタクシー券を支払っています。

というふうに、それから、五島市。五島市はもっと進んでいて、「チョイソコごとう」という乗合タクシーを使って、運行区域内は、1回で300円出せばどこまでもその区域は乗れると。2区域オーバーして行けば、600円で病院にも行ける。300円あれば安心して病院へ行ける。往復でも600円で済む。

こういう福祉政策、高齢者のための交通支援策をやっているわけですよ。この辺りの他の自治体ですね。同じような交通不便な状態にある自治体の状況は把握された上での先ほどの答弁なのか、お答えください。

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

**○市民部部長（西原 辰也君）** 県内タクシー利用券の補助があるということにつきましては、山口議員からは昨年、一昨年とタクシー事業につきましての質問がなされてありまして、県内タクシーのこの分につきましても、以前議員からもお話がございました。そのことは、認識をいたしております。

こうした福祉対策が各市それぞれある中で、高齢者の交通手段としてタクシー利用がどこまで必要とされているのか。また、新たな高齢者支援策を開始することは、壱岐市の財政状況の中において、今後ますます高齢化する中でのその財源確保が将来にわたって可能なかどうか、総合的な判断が求められるものと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 財政的なことがあるからできないんだと。ほかの自治体は財政が豊かで、こういう高齢者タクシー券が楽々に出せるというふうな財政状況だというふうに見えるわけですか。それは違うでしょう。各自治体が、市民の福祉の増進のために何が大切かということで観点を考えて、それは市民の福祉増進に必要なだからお金を出しましょうと。そうい

う決意があるかどうか。福祉に温かい、そういう意欲、気持ちがあって、政策に反映できるかどうか、そこに市が立っていない。だから、ほかの市より大きく遅れている。壱岐市は孤島ではないですかと、私が言ったのはそういう点なんです。

市長、何か答えられますか。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 山口議員から厳しい御指摘をいただいております。今、特にタクシー券のことについてお話がっております。

しかしながら、福祉というのは、このタクシー券だけをもって壱岐が不当であるとは考えておりません。

そういったことから、今、御意見も賜りましたので、そのほかの福祉の件も含めて、山口議員からそういう御指摘を受けられないような福祉政策を、今後努力していきたいと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 市長から検討するということでありましたので、ぜひ今の市民の高齢者の実情に合わせた、そして他の自治体のやっていることも参考にされて、そのレベルで、必要な福祉増進のための施策として、タクシー利用がどうかと。

単なるタクシーの利用じゃなくて、こういう観点でもタクシー利用券は有益だと思うのは、タクシーを利用することでタクシー会社はタクシー料金が入るわけですから、タクシー会社にこれだけの補助金を出しました、そういうわけよりも、雇用を増やし、タクシー会社の収益にもつながる施策として、このタクシー利用券の値打ちというのはある。だから、各自治体は取り組んでいると思いますが、白川市長、何か異議があるんですか。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 私が今申し上げましたことについて、誤解があってははいけませんのでもう一度申し上げます。福祉というのは、今はタクシーの件のこととおっしゃっておりますが、私が今申し上げたのは、もちろんタクシーの件も含めて、福祉について協議をする。タクシー券を発行するということではございませんので、誤解をなさらないようお願いしたいと思っておりますし、私は確かにそういうことをすれば、タクシー会社はいいかもしれませんが、私が今言っておりますのは、本質はそうではなくて、山口議員は福祉を今おっしゃってるわけです。福祉をおっしゃってる。私は、結果として、確かにふるさと納税返礼品もそうですけども、結果として地域の活性化につながりますけれども、今、御質問は、私は福祉のことをおっしゃっていると思っておりますので、その辺、一定の利用者がどうだから福祉をなさいと、そういうことにはならないと思っておりますので、その点の御理解いただきたいと思っております。

ます。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 全体として福祉の見直しをすると、その中にタクシー券もあるというふうに言われていると思います。で、そのタクシー券の効果というのは、私はそういう企業を応援する形にもなるし、市民の応援にもなるということで考えるということを表示しているわけでありますので、ぜひ来年度予算含めてですね。

福祉の増進でいきますと、何か金がないというと財政がない、だからできないんだというふうに言われます。これは、市民の入湯券、あんま券の削減のときも言われたんですが、市民の福祉増進に直接的につながるようなことももっとやるべきですよ。観光客呼んで、福祉の経済を活性化せると。そして回り回って市民の福祉が増進する。そういうのもあるかもしれないですけども、ぜひ、はり、きゅう、あんまも含めた福祉の見直しをしていただいて、壱岐市が長崎県の福祉の孤島でなくなるように、ぜひ必要な検討をお願いしたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

その次の洋上風力発電の導入可能性エリアの情報の国への情報提供の見送りについて質問をいたします。

私は、再生エネルギー、資材エネルギーの利用促進はすべきであると考えております。しかし、今回の壱岐市が進める洋上風力発電については、疑問を持っております。それは漁業の一層の衰退を招きかねないからであります。海砂の採取の二の舞になると考えるからであります。

漁業が衰退すれば、壱岐の観光も衰退しかねません。壱岐の一次産業である農業、漁業をしっかり守っていくことが、政治の役割であると考えます。食料危機が叫ばれている今日、世界の状況から見て、農業、漁業を大切にすべき存在として、壱岐市は第一に考えるべきではないですか。その点、洋上風力の導入の中では、それに合致しない、そのように考えます。

その上で、今回の国への情報提供の見送りについて、どこに原因があったのか、それを伺います。

その見送りの要因の1つは、防衛省の国防レーダーの提供があると。それから2つ目には、利害関係者となる漁業関係者の理解が得られていないというふうに県は判断して、国への情報提供をしておりません。そのように伺っております。

なぜこのような懸念事項が残る事態になって、そして結果として国への情報提供ができなかったか、この辺りの市の見解、責任をお聞かせください。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 4番、山口議員の4番目の質問にお答えいたします。

壱岐市洋上風力発電等導入検討協議会については、これまで5回全て公開により開催いたしました。各委員等から活発な御意見をいただきながら、議論を重ねてきたところであります。

今回、長崎県が国への情報提供を見送った理由について、県に対し、壱岐市洋上風力発電等導入検討委員会での説明を要請いたしました。その結果、去る7月31日の会議で説明を受けたところでございます。

その中で、2つの懸念事項が示されました。

まず、1つ目の国の防衛関係施設への提供に関しましては、以前から全国的に報道でも取り上げられておりましたので、壱岐海域の影響についても早い段階での影響の有無の確認が望ましいとの認識から、令和3年度に国の関係機関に対し、影響についての確認に際し、どのような手続が必要かを確認いたしました。その回答として、導入可能性エリアが確定した段階で、そのエリアにどのように風車が配置されるのか、緯度、経度の情報も含めて提示されてからの確認になるとの回答でございました。

その結果として、「導入可能性エリア」が決定した後の本年4月に入り、影響がある海域としては、導入可能性エリアの西側海域と東側海域、両海域の北側が示されたところであります。

構成委員からは、具体的に防衛関係施設にとってどのような影響があるのか明確にすること。また、防衛関係施設への影響があるとされる海域への導入の可否を明確にすることが最優先であるとの指摘があり、そのためにも防衛省と国の関係機関との意見交換等を継続すべきとの御意見をいただきましたので、市としても関係機関との協議等を継続する意向であることを申し上げたところであります。

防衛省でも洋上風力発電と防衛との共生の必要性は認識されており、将来的には技術開発等による課題解決を考えられておりますので、今後の協議において早期の解決が図られるよう働きかけてまいります。

2点目は、市外の漁業関係者等との合意形成についてでございますけれども、この点については、協議会の中で特に構成委員からの言及等はございませんでした。

しかしながら、市外の漁業関係者と利害関係者との合意形成は、一基礎自治体である壱岐市だけでは困難なことから、国や県と連携の強化を前提として取組を継続する旨の事務局案を示しておりまして、構成委員の皆様の御理解を得ているものと考えております。

加えて、県から示された2つの懸念事項を含め、市内外の利害関係者や市民等の洋上風力発電に関する理解促進につながる方策として、実証試験機の導入の検討について、事務局より提案させていただきました。

構成委員からは、実証試験機の導入につきましても、海域の選定や関係諸省の合意形成を。（「それは聞いてません」と呼ぶ者あり）

いやいや、2つの問題について答えよとです。（「はい」と呼ぶ者あり）

実証試験では、風車（・・・）の導入であり、必要な海域の面積には限られること、また実証試験期間にも期限があることなどについて、それに対して関係者に十分な説明を尽くした上で、合意が得られるよう取り組む意向を示し、協議会での御承認を得たところであります。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 簡潔にお願いしたいなと思います。

まず、国防レーダーについての協議会等の話でいきますと、令和4年2月の国際航業が出した報告書の中に、自衛隊との関係で、防衛マクロ回線及び警戒官制レーダーへの影響は、具体的な風車の配置や規模等の情報を提示し、次代改めて評価するものであるため、当該事項の未確定な段階においては更新修正の必要はないと考えると、このように令和4年2月の時点で報告書が上がってる。つまり、市はこれ以前に、この点で、防衛レーダーについての認識があったはずですよ。なのに、そのまま特に防衛省との関係をつくらずに、今年5年3月に防衛省と話し合ったと、こういう流れじゃないですか。

そういう意味では、この令和4年2月の段階で、危機感を持って防衛省との関係、話合いを進めるべきであったのにしていないという点で、問題があるという点が1つです。

また、その他地域の利害関係者の理解についても、特に問題なかったような、市長言いましたが、令和4年9月の協議会の中で、勉強会の講師となった長谷先生が、他地域からの反対意見がある場合は承認は難しいですよというふうな指導をされております。令和4年9月ですよ。これ、議事録載ってますからね。

そして、令和4年12月になって、次の協議会までに実施予定の取組ということで、選考利用者の個別調整をするよというようなことをやっています。つまり、令和5年になって初めて他地域との漁業者との交渉等をやっている。まさに、防衛レーダーにしても、他地域についても、県に出す情報提供を求める直前のそういう取組であると。この事業はもっと前からずっと進んでますので、しっかり取り組むべき点が抜けていたんじゃないか、そういう認識ありますか。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私の答弁をちゃんと聞いていただきたいと思います。

この防衛関係については、令和3年度に国の関係機関に対して、影響についての確認に際し、どのような取組が必要かを確認したと申し上げております。令和3年度にしてるんです。それを4年にしてるじゃないかというのは、私の答弁をちゃんと聞いていただきたいと思っています。



それから、市外の事業者と、残念ですけれども、それは一般会議ですから、皆さんも御存じの  
はずでありますし、今度の7月31日の会議でもそれこそ説明ございました。私が申し上げた  
のは、7月31日の会議では皆さんからの意見はなかったと、そういうふうに申し上げており  
ます。ちゃんと聞いてください。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 令和4年2月の報告書に書いてあるから、それ以前に市は知っ  
ていたはずだと。そういう意味では、ちょっと正確に市長の発言を聞いてませんでしたので、  
そういうことだったと。

しかし、私が言いたいのは、それなのにきちっと対応してきたのかと。そういう点での不十  
分さが、今回の国への情報提供への見送りにつながったというふうに言わざるを得ないんじ  
ゃないですか。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** もう少しよく聞いてください。

私はその結果、回答として、導入可能性エリアが確定した段階で、そのエリアにどのような  
風車が配置されるのか、緯度、経度の情報も含めて提示されてからの確認となるとのことであ  
ったと、そういう回答を得てるんです。ですから、今年の4月に入って、その導入可能性エリア  
をお示しして、そして判断をいただいたということでございますので、私の回答を本当に聞いて  
ください。お願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 令和5年3月の協議会の今後の取組についてというところに、  
防衛省防衛政策局との今度の主な意見交換というか、その中に、防衛政策局は、提示された風  
車1本ずつの影響を検討するため回答に時間を要すると。正式な回答を追って連絡するという  
ふうに、令和5年3月に書いてあります。

つまり、令和5年3月においては、まだまだ防衛省の判断が出すには時間がかかると、そう  
いう状態であったわけでしょう。やっぱりそういう事態になったからこそ、今回の県の国への  
情報提供ができないというふうに、結果になったわけですから、そういうのはあらかじめ、こ  
れ、防衛省の責任なんですか。そういうふうに言ってるんですか。じゃないでしょう。市の取組  
の先の見通しが甘かったと、これしかないんじゃないですか。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 私は今、山口議員の理論構成も全く分かりませんね。そのことによっ  
て、県が国への提供を見送ったんです。市は、そういうことも、そうではなくて、3月の結果を  
県に情報提供いたしました。国に提供してくれということでした。

その結果、県が今言われました2つの事項について懸念があるということで、国への情報提供を見送ったんです。特に市が県の判断を左右する、そういった要素はないと考えております。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 最後に、協議会には学識経験者と共に、振興局の方も入ってらっしゃいます。なのに、例えば、振興局、それから長崎県の産業労働部新産業創造課の方がオプザーバーでやって、なぜ県とか国の、それから防衛省との関係を密にして、こういう事態にならないための対応策が必要であると、そういうふうに市長は考えないんですか。そこを言って。もう時間がないから。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 県の御判断なさることについて、市が言及することはございません。

**○議長（小金丸益明君）** 山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 市から県のいろんな部局の人が協議会に入っているわけですから、この辺りのオプザーバーとしての助言等が必要ではなかったのか。この中でも受けずに、ずるずると事業が進んで遅れた原因をつくったのではないかと、私はそう思います。

そういう状態の中で、新たに実験、検証をやるというような表明ですが、しっかり今回の事業の失敗というか、情報が上がらなかった原因、取組の問題点をしっかり検証された上で今後の方針を立てるべきであって、もう既に実験機を作るという、そういう方針は再度考えていただきたいということを表明して、一般質問を終わります。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、山口欽秀議員の一般質問を終わります。

.....

**○議長（小金丸益明君）** ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

**○議長（小金丸益明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

**○議員（14番 市山 繁君）** 皆さん、おはようございます。

本日の一般質問者の2番目の登壇でございます。

14番、市山繁が通告に従いまして、一般質問を行います。

現在、中国の日本の水産物輸入停止により、社会情勢も緊迫しております。また、岸田首相が本日13日午後、内閣改造を行います。

問題の中国の日本の水産物の輸入停止の回復を願っております。

私の質問は、1項の福島原子力発電所の処理水の海洋放出開始と、ふるさと納税寄附金の5割ルールの厳格化についての2点と、要旨として何点か上げておりますので、順次質問をいたします。簡潔な御答弁をよろしく願いいたします。

それでは、1項の東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出の開始についてですが、東京電力福島第一原子力発電所の処理水の海洋放出が8月24日開始され、放出期間は約30年程度に及ぶとの見通しと言われておりますが、中国の税関当局は、8月24日、日本の水産物の輸入を全面的に停止することを発表いたしました。

これにより、日本の水産業に多大な影響が憂慮されることについて、下記の質問をいたします。

中国の日本の水産物の輸入停止による壱岐市の影響についてでございますが、日本の2022年度の水産物実績での輸出総額は3,873億円であり、そのうち中国、香港、マカオの輸出額は合計1,647億円であり、日本の輸出額の約42%になっておりますが、3か国の輸入の内訳は、中国が871億円で約22%、中国の主な品目はホタテ貝、ナマコの調製品、カツオ、マグロなどで、香港はホタテ貝の調製品とナマコで755億円で19%、マカオがナマコの調製品ほかで21億円ですが、中国の中でも日本からホタテ貝を輸入し、中国で加工し、他国に、アメリカ等に輸出してる業者もあり、複雑な環境問題もあるようでございますが、長崎県の2022年度の水産物の輸出額は70億円であり、そのうち中国への輸出額は25億円で、約35%であります。ホタテ貝はありませんが、その分、近海で取れるブリ、ヒラス、マグロやイカ類ですが、その水産物が全面休止でありますと、国内消費も限界があり、魚価が低迷することが危惧されます。

県全体の中国への輸出額は分かっていますが、各地域の輸出額と魚種は把握しておりませんが、壱岐市への水産業の影響について、まずお尋ねをいたします。

次に、2項の国と壱岐市の支援についてでございますが、政府は中国による水産物の輸入停止への対応、風評被害の不安の解消に向け、2021年度に300億円の基金を創設し、2022年度は漁業振興に向けて支援するため500億円、合計800億円の基金を設立しております。その事業対象の対策の300億円の用途では、1に企業などの食堂へ水産物の提供。2は水産物のネット販売などで販売拡大と開拓。3は冷凍可能な水産物の一時買取り、保管に必要な資金の借入れ、金利等。4に広報誌の作成、流通業者説明会の費用等となっております。

次に、漁業振興の500億円の用途では、1に魚種、漁場の開拓、必要な漁具などの調達。2

に燃料代の削減に向けた取組。3に魚の箱などの費用削減。4に省エネ性能に優れた機器の導入であり、合計800億円の基金が予定されておりますが、政府はその後、9月5日の閣議で水産業者への追加支援として、2023年度予算での予備から207億円を支出することが決定しております。

前の風評被害に備える300億円の基金と漁業継続の支援する500億円の基金と、今回の支援の207億円の合計は1,007億円となり、ほかに輸出国等が定めるHACCP等の要件に適合する施設や機器の整備、認定手続にも支援することがされており、政府も水産業の危機感を感じており、これだけの支援は大変心強く感じておりますが、ホタテ貝の支援策が主体のように感じております。

水産業は壱岐市の基幹産業でもあり、水産業は多岐にわたり影響があると思います。国の支援もあると思いますが、今後の水産業の壱岐市の支援対策についてどのようにお考えか、御所見を伺いたいと思っております。

まず、質問は2個です。

**○議長（小金丸益明君）** 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 登壇〕

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 14番、市山議員の東京電力福島第一原子力発電所処理水放出にかかる長崎県下、そして壱岐市の影響と輸出額についての御質問にお答えさせていただきます。

まず、長崎県下の影響につきましては、水産物輸出の35%が中国向けでありまして、直接中国へ輸出されている業者等については大きな影響を受けております。

また、市場を通じて中国へ輸出されている場合には、中国の輸入停止に伴い、新たな輸出先が見つからないといったことになれば、国内需要に振り替えるしかなく、需要と供給のバランスが崩れることにより魚価が低下する可能性があると考えております。

壱岐市への影響につきましては、直接中国に輸出されている業者等は把握しておらず、現段階では影響は少ないものと考えておりますが、魚価の低下の影響は少なからず受けるのではないかと想定をいたしているところでございます。

また、水産物の輸出額につきましては、県水産部に確認をいたしましたところ、令和4年度で長崎県では、先ほど議員おっしゃったように約71億円となっております。そのうち中国向けが35%でございますので、約25億円というふうになっております。本市を含む各地域の輸出額につきましては把握していないとの回答でありまして、本市でもその関係につきましては把握はできていないという状況でございます。

次に、今後の支援策の検討についての御質問についてお答えをいたします。

現在、国において漁業者支援のための政策が検討され、実施されております。内容としましては、先ほど議員おっしゃったように、風評被害対策として300億円、漁業継続支援として500億円の基金が設置されておまして、予備費から207億円を活用し、新たな輸出先の開拓や加工体制の強化を支援することが決定をされております。

今後、壱岐市の基幹産業である水産業にも影響が出てくると想定され、国等の動向を注視すべきであるというふうに考えておりますが、基本的には、支援を行うべきは処理水放出の方針を決定した国であり、原因者である東京電力であると考えており、市独自の支援は考えておりません。

しかしながら、本市漁業者への影響が想定外の場合や顕著に見られる場合、そして、国の支援策が行き届かない場合には、県を通じて国への要望等を働きかけていきたいと、行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔農林水産部部長（谷口 実君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 私もそのような答弁になるとは思っておりましたが、あまり、各地方の被害まではなかなか分からないのが実情であると思っております。

そこで追加の質問をさせていただきますが、福島第一電力発電所の処理水の放出の質問は、ただいま私が申し上げたとおりでございますけれども、これの支援策として、壱岐市の支援策について、今申し上げたいと思っておりますが、その前に私は、ちょっと少し中国に申し上げると言ったら大きいようですけれども、個人的な思いを申し上げますと、中国政府は原子力発電所の処理水放出については、水産物の輸入停止については、科学的な結果は信用せず、ただ、水産物の安心安全のためと言われておりますが、日本の経済に低迷を凶っているように私は思っております。そんなに処理水の放流が危険で、人類に害がある日本近海の水産物と思われるなら、日本近海、特にEEZの近海で大型漁船で大量に漁獲するはずが私はありませんと思っておりますが、そのように思っておるなら、中国のことですから、直ちに私は漁を中止すると思われませんが、少し矛盾しているなというふうに考えております。

今回、中国の水産物の輸入禁止による国の支援策の需要拡大、風評被害の解消のため300億と、農業振興500億、今回発表の207億円で合計1,007億円の支援につきましては先ほど申したとおりでございますが、大半がホタテ貝関係の支援と思われまして。東北の地域はそうでしょうが、西日本、九州県下は鮮魚が主体となっております。長崎県は、離島県であります。2020年度の長崎県の漁獲高の35%が中国への輸出額であります。それだけ県下の

離島に影響があるとなりますと、島の基幹産業は農業、漁業であります。その1つでも崩れると、島全体に大きな打撃となります。特に、島は海に囲まれての生活であり、漁業に活力がなければ、島の活性化はなくなり、ひいては後継者の存続も憂慮されます。

それに漁業は、燃料の高騰が問題であります。現在は、1リットル10円の補助をしておりますけれども、今回政府は、ガゾリンの高騰により10月中にガソリンの平均価格を175円をキープし、補助金の延長をしておりますが、漁船に一番必要なA重油はどれだけの価格をベースとして補助されるのか、今回の基金で予算化されると思っておりますけれども、長崎市の水産業を支援する県下の議長会、市町会でも現況は御存じのとおりでありますので、長崎は水産県であります。他縣市よりも早く緊急重点要望として、県へ要望すべきと私は考えております。

この中国の水産物の輸入停止が長くなると水産業の死活問題にもなりかねませんので、提言をいたしておるところでございますが、この件について、先ほど要望するというようなことでございましたが、御見解をお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 14番、市山議員の追加質問にお答えさせていただきます。

燃料費の支援について、A重油に対してはどれぐらいの支援になるのかといった状況につきましては調査をいたしまして、そこに影響が出るようございましたら、やはり要望等を行っていきたく思っておりますので、まずはそういったところの金額的にどのぐらいになるのかといったところの把握に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 国の基準が出ますから、そのときになると思いますが、どれだけの補助になるか、私心配だから、今言いよりも。

そして、やっぱり今言うたように、市からも議長会からも市町会からも、そういうふうに頑張っていただきたいというふうに思っておりますので、今申しました。

そして、追加ですが、今回中国が日本の水産輸入を全面的に停止したことで、北海道や東北ではホタテ貝、ナマコが下落して、その影響は各地に広がり、宮崎県や鹿児島県では、養殖ブリの価格が下落しております。長崎県では、中国に輸出していた養殖マグロを国内向けに切り替えたところ、一番の値下げとなっております。茨城県では、伊勢海老の平均価格は、放出後4,000円から3,500円に下落しております。価格の下落が始まっております。

政府は輸出先転換や漁業継続販売、販路の拡大などの支援策を、先ほども言いましたように、支援総額1,007億円を充当すると決定しておりますが、何と云っても日本全国の被害地が多

いので、支援額の確保に皆さんが懸命とっておりますので、市と県の地域の水産業の救済のために頑張っていたきたいと私は思っておりますが、関連した質問でございますが、何かございましたら一言、次に移りたいと思います。

**○議長（小金丸益明君）** 谷口農林水産部長。

**○農林水産部部長（谷口 実君）** 追加の質問でございますが、やはり魚価の低下というのが、やはり影響が出てくるというふうに感じております。

そういったことで、まずもって国の救済策の支援をどのような形で受けれるのか、そして先ほど申しましたように、実際のところ、そういった顕著に影響が見られるようになりまして、やはり市といたしましても、県を通じて国等に要望を行いながら、そういった施策の検討を行ってまいりたいというふうに思っておりますので、まずもってそういった国の支援策について強力な体制を整えていただくように国へ要望していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 各市、この1,007億円を、やはり今、ホタテ貝が大体北陸のほうは主体ですから、それに取り負けんように、こっちもやっぱりマグロの養殖とか、長崎県もいろいろありますから、頑張っていたきたいと私は思っております。

それでは、次に移りたいと思っておりますが、それでは2項のふるさと納税寄付額の5割ルール of 厳格化についてですけれども、質問に入ります前に、このふるさと納税、応援基金につきましては、所管の職員様には事業の趣旨、目的をよく理解され、目標を目指して努力され、毎年増加となり、市の貴重な財産として多くの事業に利用されておりますことに感謝とねぎらいを申し上げます。今後も一層厳しくなると思っておりますが、英知を結集して寄附者の方々の喜ばれる方策に頑張っていたきたいと思っております。

ふるさと納税の寄附に対し、返礼品などの経費を5割以下に押さえる総務省の5割ルールの厳格化が本年10月から始まります。加熱する返礼の競争や、最近の物価の高騰が続く中、各自治体は、さらなる経営削減を求められます。

壱岐市の返礼品の状況について、下記の質問をいたします。

ふるさと納税は、寄附額の5割ルール厳格化の経費については、ふるさと納税寄附金の関連経費を5割以下に押さえるよう定めた規定が2019年の地方税法の改正で導入されたものであり、ふるさと納税の寄附金を地域振興に生かし、返礼品を通じてその地域を知っていただき、また来島される観光客の増加にもつながるのが目的で制定されております。

物価の高騰により、返礼品の代金や返礼品の送料が増額となり、返礼品の代金は寄与額の3

分の1以下となっておりますが、その中でも特に送料の負担が大きい離島である壱岐市のような自治体では、返礼品の量を減らすか、寄附額の設定を引き上げるしかしかないという自治体もあるようですが、関連する経費が増額となれば返礼品の代金に影響することになりますが、壱岐市の状況についてまずお尋ねをいたします。

次に、ふるさと納税の民間業者への業務委託している経費についてでございますが、ふるさと納税寄附金の5割ルール厳格化にする方針については、これまで曖昧だった寄附金、受領書の発行、郵送等を経費に計上し、明確にするためとされ、寄附者の心が自治体に通じて、自治体の貴重な財源として各事業に利用されておりますが、この大切な寄附金をめぐっては、仲介サイトを運営し、各種事務手続を代行する民間業者へ多くの寄附金が流出し、自治体の手元に十分に残らないことが問題視されたことがある新聞に掲載されておりましたが、私はそのようなことを知り、あきれておりますけれども、ある自治体では民間業者に見積書を依頼して試算し、結果、現在は5割以下は維持できる見通しですけれども、これ以上物価が高騰し続けると危うい状態になるだろうと言われておりますが、送料等は全国の基準でありますので、各地方の格差はないと思われませんが、民間事業者は全国で何社あって、民間事業者の手数料に違いがあるのか、壱岐市はどの民間業者を通じておられるのか、返礼品の送料と民間業者に支払っている経費について、また返礼品の3割は維持できているのか、お尋ねをいたしたいと思っております。

次に、3のふるさと納税返礼品の方法について、ふるさと納税寄附金が寄附される方々の温かい心の寄附であり、それと壱岐の島の産品、名産のお礼品を楽しみにし、次の返礼品はどんな名産が送ってくるかなと楽しみにしている方もいらっしゃると思っておりますが、その気持ちを、社会情勢の影響で返礼品の量や質を減らしたり、寄附額の設定を引き上げるなどしても、寄附者が減少すれば私は意味がないと思われまして。他市でも返礼品の方法を検討しておりますが、壱岐市も返礼品の有効な方法を検討する必要があると思っております。

検討はされておれば、その方法についてを説明をいただきたいと思っております。

次に、議長、質問はこれだけですから、答弁をお願いします。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

[企画振興部部長（塚本 和弘君） 登壇]

**○企画振興部部長（塚本 和弘君）** 14番、市山議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のふるさと納税寄附金の5割ルール厳格化に伴う壱岐市の対応状況についてでございますが、まず、ふるさと納税制度の概要及び壱岐市の現状について御説明いたします。

ふるさと納税制度は、地方で生まれた方がその地方の自治体から医療や教育等の様々な住民サービスを受けて育ち、大半の方が就職等によって都市部の自治体に移り住み、納税を行うこととなり、都市部の自治体は税収を得る一方で、生まれ育った故郷の自治体には税収が入らな



いという弊害についての問題提起がなされ、多くの議論や検討を経て生み出された制度であります。

平成20年5月に制度が開始され、8年目となる平成27年度に本市において初めて1億円を超え、自治体間競争が年々激化する状況の中で、市の担当職員が業務を担い、寄附獲得増に積極的に取り組んでまいりましたが、他自治体と比較し、伸び悩む状況が続いておりました。

このことから、寄附額を大きく伸ばしている県内自治体の状況を確認しましたところ、その要因が専門知識を持った民間事業者への委託であることを伺い、本市の貴重な自主財源のさらなる獲得に向け、寄附者のニーズや、国内の情勢に応じた返礼品開発やブラッシュアップのほか、プロモーション等についての業務を外部委託することについての検討を行い、その結果として外部委託を行うことで寄附額増が見込め、市の自主財源が増えること、また返礼品が増えることで市内の返礼品提供事業者の収益増、経営の安定化、そして雇用の維持拡大につながるなど、好影響を及ぼすことが大きく期待できると判断し、令和3年度から令和5年度の3年間で期間とし、委託事業者を公募の上、選定し、その成果として令和4年度には委託前の令和2年度と比較し、2倍強の7億を超える寄附獲得ができ、定住移住施策、子育て施策、農林水産施策などの実現のための貴重な財源となっております。

議員御質問の10月からの5割ルールの厳格化内容については、本年6月27日付で国から、本年10月1日から全ての必要経費を寄附額の5割以下とする旨の通達があり、厳格化された内容は2点であり、1点目は、これまでは経費として計上の必要がなかった確定申告が不要となるワンストップ特例申請及び寄附金の受領証明書の発行経費も含め、全ての経費を対象とすること。2点目は、返礼品の地場産原材料の取扱いの厳格化であります。この厳格化に係る本市の対応状況でございますが、7月5日に開催された県内ふるさと納税方針説明会において、年度途中での制度改正は返礼品提供事業者はじめ、現場が混乱すること、また、離島は送料が高く不利であることを強く伝えたところであります。

加えて、本年度の長崎県市長会において、平成31年4月の地方税法改正に伴うふるさと納税制度に関する規制の中で、寄附額に占める経費率5割以下と定められたこの経費率には返礼品の送料も含めることとされているが、関東からの寄附が半数を占める現状の中で、地方と関東近県とでは送料に大きな差がある。このことから、当該送料に関しては、経費率の対象から除外することの国への提言を行うこととされております。

しかしながら、制度改正開始までの期間が短く、市内の返礼品提供事業者に対し、早急な周知も必要であったことから、県委託事業者と協議、調整を行い、また、県内他市町の状況も確認し、本市の方針として、10月1日の制度改正に合わせ、市内の返礼品提供事業者の収益減など影響を及ぼさないよう、返礼品自体の金額は変更せず、市全体でのふるさと納税の経費割合

が5割以下となる範囲内で寄附額を上げることとし、8月8日付でその旨を通知したところですが、令和5年度については、現状どおりでできないか、現在、委託事業者との最終調整を行っているところであり、調整後の内容につきまして、後日、返礼品提供事業者の皆様にご改めしてお知らせすることとしております。

2点目のふるさと納税業務を外部委託したことによって、自治体の手元にあまり残らないとの御質問にお答えいたします。

本市のふるさと納税に要する経費は、寄附額の3割以下の返礼品代、返礼品の送料、広告宣伝費、寄附される方の窓口となるポータルサイトの利用料、ニーズに応じた魅力的な返礼品の開発やブラッシュアップやプロモーションのほか、返礼品の発注管理等の委託料であります。

1点目の御質問に対する回答の中で、外部委託に至った経緯等について御説明いたしましたが、2点目の外部委託したことによって、壱岐市の手元に寄附金があまり残らなくなったのではないかと御質問について、外部委託前の令和2年度と比較し、御説明いたします。

まず、令和2年度と令和3年度の比較でございます。令和2年度の寄附額は約3億800万円、その5割の1億5,400万円が市の自主財源、3割の約9,200万円が返礼品代として島内事業者の収益となり、残り2割のうち、ポータルサイト利用料や広告費用等への当該事業者へ支払った約3,200万円を除く約2億7,800万円が壱岐市内に残ったこととなります。

同様の考え方で算出した場合に、令和3年度は、寄附額が約3億5,800万円に対し、壱岐市内に約3億円が残ったこととなり、令和2年度比で2,200万円のプラスとなっております。

次に、令和2年度と令和4年度の比較でございます。令和4年度の寄附額が約7億3,900万円、壱岐市内に約6億400万円が残ったこととなり、令和2年度比で約3億2,600万円のプラスとなっております。

なお、壱岐市の自主財源としての比較においても、令和2年度と比較し、令和3年度でプラス2,500万円、令和4年度でプラス2億1,500万円となっております。

また、返礼品提供事業者においても、令和2年度は76事業者、返礼品数が664商品であったものが、令和4年度には126事業者、2,118商品となっており、市内の返礼品提供事業者の収益増、経営の安定化、そして雇用の維持拡大による地域振興につながっているものと判断しております。

さらには寄附件数が、令和2年度は9,991件であったものが、令和4年度には2万2,464件プラス1万2,473件、2.2倍となったことで壱岐市の認知度向上のほか、魅力が伝わることなど、好影響を及ぼしており、専門知識を持った民間事業者への外部委託の成果は十分に出ており、正しい判断であったと考えております。

3点目のふるさと納税寄附額の5割ルール厳格化に伴う返礼品対策についての御質問にお答

えいたします。

1点目の御質問に対する回答の中で、返礼品の対応について御説明いたしましたが、議員の言われるとおり、返礼品の質や量を落とすことによって本市への寄附額が減少することは当然避けるべきと考えております。このことから現在、より効果的な対応策について、委託事業者との最終調整を行っているところでございます。

壱岐市としましては、改正されたルールの中で、地域振興のための貴重な財源となるふるさと納税獲得増に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 答弁、ありがとうございました。

私は、先ほど申しましたように、壱岐市の担当は十分研究し、努力されていらっしゃる。それは先ほど申しましたとおりでございますが、私は、この民間業者の手数料のこのことは、新聞に載ったのは壱岐市のことを言っているわけじゃないわけですね。そうしたことがあるから、やっぱり本当にそういうことがあったのかどうかをお尋ねしておるわけですから。

そして5割を超えますと、返礼品がどう動くか。3割はお礼をされないということになりますので、それを憂慮して私は言っておるわけでございますが、追加質問をしますが、ふるさと納税の5割ルールの質問は、1項から3項まで述べて関連をいたしておるわけですが、2項のふるさと納税の返礼品の保証手続を代行する民間業者へ寄附金が流出し、自治体の手元に残らないとのことが問題視されているのは非常に私は残念であります、そのことを聞いたわけですね。

制度の趣旨を理解されていないと思いますけれども、このようなことがあってよいのか、どの経費がそこは高いのか、お分かりであれば参考にしたいと思って、その経費の中でどれが重点的に高いのか、そしてそのために返礼品に食い込んでいるのか、それをお尋ねしたいと思っております。

次に、3項のふるさと納税の返礼品の方法と実施されている自治体を紹介しますと、いろいろな方法と、壱岐市でも実施されている方法もあるかと思いますが、沖縄県の今帰仁村では2021年度までに3年連続で経費の比率が5割を超えていましたけれども、2022年度は初めて基準内に収めていると言われております。

その1つは、返礼品の送料が高くつくフルーツから、安く送付できる村への旅行券に移し、経費を節減したのが奏功し、寄附額の3割の商品券をその場で受け取り、土産品の購入や施設内の飲食に使える仕組みとしているなどの方法を実施しております。

福岡県の古賀市の高速サービスエリア、SAや、愛知県豊橋市の道の駅では、今年度、自動販売機やレジでふるさと納税ができるシステムを導入したり、福岡県飯塚市では、クール便の使用が必要な冷凍食品などの一部の返礼品について、その分、増額を検討したり、佐賀県の唐津市も（・・・）を検討中と、いろいろな方法を検討、実施している自治体もあります。

参考までに申しましたが、寄附される方も現状を理解されておるとお思いますので、壱岐市としても有効な方法を検討し、実施されたいとおと思いますが、これから厳しくなっただけありますが、どのような見解をお持ちなのか、お尋ねいたしたいとお思います。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和弘君）** 市山議員の追加質問にお答えをさせていただきたいとお思います。

まず、経費の部分がどのくらいかかっているかという、比率でございますけれども、返礼品のほうは約3割と、それから送料、広告費、決済等の費用、それから委託事業者への部分があります。これで現在、今、壱岐市のほうでは48.5%となっております。

今後、厳格化されていくということで、寄附金額の受領書の発行の手数料、ワンストップ特例の手数料、それから人件費等でございますけれども、これを入れました今現在、予想で52%になるというふうなことで計算をしております。

これを5割に抑えるというところで、今現在、委託事業者と交渉しているところ、最終調整をしておりますけれども、令和5年度につきましては、現状どおり、これまでどおりの形で進めていこうと最終調整をしておりますので、結果が出次第、また皆さんには、返礼品提供事業者の皆様にはお伝えをしていきたいとお思います。

それから、有効な方法ということで、送料の部分が非常に、離島でございますので、高くなっております。これは先ほども申し上げましたけれども、国への要望等を含めまして、今後とも引き続き調整をしていきたいとお思います。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 送料は、そういう規定がありますから、とにかく遠いところは、距離で行きますから、壱岐のような海上の送料になりますと高うつくのは事実ですから、これが上がると3割に食い込むんじゃないかということをおっしゃっておるわけですね。

それから、そうすると、事務費で仲介料とか、そういうのはよそと比較して壱岐はどうですか。その48.5%の範囲内で収まるとということですね。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和弘君）** 現在のところ、収まっておりますけれども、10月からの制

度改正によりまして超える見込みでありますので、その辺を調整するようにしておるところでございます。

**○議長（小金丸益明君）** 市山議員。

**○議員（14番 市山 繁君）** 先ほど、私も言いましたけれども、やっぱり送料がどうせ、これ、上がることは間違いないわけですから、先ほど言いました冷蔵の費用なんかは、その分を負担してもらおうところもあるそうでございますから、そのところ、せつかくよい品を送るわけですから、送料の1,000円か500円か、私、分かりませんけれども、その分を負担してもらって、了解を得て、いい品物を私は送ったほうがいいと思います。

私ごとですが、私の友達が毎回、中元とかお歳暮とか送ってくるわけですね。それは行橋の人ですが、あそこは福沢諭吉の1万円のせんべいを送ってきたんですね。関サバのを送ってきたり、それからのシイタケの、大分県の肉厚のシイタケを、いろいろ品を変えて送ってきます。

私もその返礼として壱岐牛をやっぱり宣伝せないかんと思って、最初は薄切りの1,600円ぐらいですかね。100グラム1,600円の肉を、すき焼きを送りよったわけ。それを、また同じものばかりいかんけんと思って、今度はまた焼き肉用を送ったわけですね。そしたら、そのとき喜んだわけです。これは喜んでくれるならいいねと思って、この次は、牛ステーキを4枚送ったわけです。そしたら、ほらほら言うて電話着いたら、すぐ電話かけて、こんなに珍しかもん送ってもらって、もう食べられとるじゃろか、食べていいもんじゃろかと喜んでいただきました。そして、大人には220グラムのステーキをやって、子どもに180グラム、それを4枚送ったわけですね。そしてやったところは、うちの親父が前言いよりました。人間は目と、それから香り、臭覚ですね、そして食。結局、眼香食、それを覚えとけと。人にやるときは、そういうふうに覚えとかないかんぞって言われたよったけん、私もそれを実行したわけですが、やはり変わった品物を、目を見張るようなものを、やっぱり値段は変わらんわけですから、やって、一等喜んで、これは私の返礼品には適所になるということを考えました。

それで、肉ばかりじゃなくて果物も、いろいろそりゃあるでしょう。メロンの5つ玉もありゃ4つ玉もあるわけですからね。その家族によって送ったり、価格によって、それはもう1万円ぐらいじゃ送られませんが、寄附額の多い人にはそういうふうにして、やっぱり喜んで、飛び上がるようなものを送ってみてもよいと私は思っております。

これは参考までですけども、そういう方法で今後、皆さん方頑張ってください、いかに増額をして、市の財源になるようにひとつ頑張ってくださいと思います。

もう後8分ありますけれども、これで私は終わります。どうも答弁ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 以上をもって、市山繁議員の一般質問を終わります。

.....  
**○議長（小金丸益明君）** ここで暫時休憩します。再開を13時といたします。

午前11時42分休憩

.....  
午後1時00分再開

**○議長（小金丸益明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番、植村圭司議員の登壇を求めます。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

**○議員（7番 植村 圭司君）** それでは、7番、植村圭司が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

3月の一般質問以来になりました。3月には、精神科病床がなくなったことにつきまして、質問したわけでございますけれども、その後、すぐに対応していただいたみたいで、6月行政報告では壱岐病院での令和7年度4月をめどに再開の準備をされるということで、課題解決に向けて取り組まれているという報告がございました。こうやって一般質問を通じまして、やっぱりやってよかったなというふうに思ったりもしております。

予算委員会等へも発言をしておりますと、今年でありますと、タイワンリスの1匹当たりの捕獲料が500円から700円と200円も上りましたし、要望していました民間保育所等整備手引きといいますものも7月にできました。やってよかったなというふうに思っております。

今回もこういった形で、市の発展に貢献できればという思いで質問をさせていただこうと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

今日は、洋上風力発電の導入可能性についてということと、いきっこ留学制度の改善ということで質問を持ってまいりました。

最初に、洋上風力発電の導入可能性についてということで質問させていただこうと思っております。

午前中の一部質問と重なりますけれども、もう一回確認をする意味も込めまして、再度質問のところがありますが御了承願いたいと思っております。

私としましては、島の未来、将来のためには、洋上風力発電の導入は必要だというふうに考えております。当然、漁業関係者等、航路関係者等、関係者皆様の御理解、そして島民の理解があつてのことで進めていただきたいというふうに思っております。

私も、今年1月にありました意見交換会のほうにも出席させていただきました。参加者の方は少なかつたんですけども、ここの中で説明を受けましたところ、メリットとデメリット両方を丁寧に説明をしていただきまして、改めて理解を深めたところであります。

私が、その推進する理由といいますのは後ほど述べますけれども、6月の行政報告では、この風力発電の導入可能性エリアについて、県に情報提供いたしましたという報告が6月議会でありました。9月になりますと、今度は、県から国への情報提供が見送られましたというふうになっております。要するに、壱岐から県への情報提供を行ったところ、県から国へは情報提供は行われなかったといったところで今回報告がありました。

この事業が滞ってるのかなというふうに思いまして、まず、確認を込めて今回質問をしております。見送られた大きい理由が2点ありまして、国の防衛関係施設への影響で設備設置に制限があるというのが1点、もう一点が、市外漁業関係者等利害関係者との合意形成が不十分だということで、国防関係と合意形成ができていないという2点で情報提供は見送られているという実態がございました。

そこで、この2点の懸念事項であります、この見送られた理由について質問をしたいと思っております。

まず一点目、国の防衛施設関係の影響は、最も基本的な確認事項と思われまして。これは今年になる前、以前にも基本的な確認として協議されていたと思われまして、今回初めて説明を受けました。今になって問題となった経緯と影響内容の詳細を伺いたいと思います。

2点目、2点の懸念事項、先ほど申しました2点ですね、この2点の懸念事項の今後の見通しと解決できる問題なのかの認識をお伺いします。

3番目、実証実験機の導入ということに触れてありました。実証実験といいますのがどういふものなのか、その内容、目的、効果の説明をよろしく願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 植村議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 7番、植村圭司議員の御質問にお答えします。

洋上風力発電の導入可能性について3点でございます。

まず、洋上風力発電の導入可能性の検討に当たり、国の防衛関係施設への影響については、山口議員の御質問の中でお話したとおりでございますけれども、その経緯について時系列に御理解をいただくために、再度申し上げたいと思います。

まず、令和3年度に、国の関係機関に防衛施設の影響についての判断をいただくためには、どのような手続が必要ですかということをお尋ねをいたしました。国の関係機関からの回答は、導入可能性エリアが確定した段階で、そのエリアにどのような風車が配置されるのか、緯度経度の情報も含めて提示された後でないことと確認ができないとのことでございました。

そこで、令和4年12月に開催した第2回の洋上風力発電等導入検討協議会で、導入可能性エリア（案）をお示しした後、国の関係機関に導入可能性エリア（案）として事務局が想定して

いる風車の配置情報と併せて国の関係機関に提供し、防衛関係施設への影響の有無について問合せをいたしました。

国の関係機関からは、影響の有無については、風車の緯度経度の座標ごとの判断となるため数か月を要する旨の連絡がありましたが、一定の結論を出す令和5年3月に開催した令和4年度第3回の検討協議会の段階では、いまだ国の関係機関からの回答はございませんでした。

4月に入り、国の関係機関から影響の有無についての回答があり、この情報も含めて、再エネ海域利用法に基づいて県への情報提供を行ったところであります。

影響の内容の詳細につきましては、国防に関わることから、市においても、現段階では防衛省から詳細な内容の聞き取りはできておりませんが、影響がある海域としては、導入可能性エリアの西側海域と東側海域の北側が示されております。一方、同エリアの東側海域の南側への設置は、防衛関係施設への影響はないとされたところでございます。影響の度合いにつきましては、影響があるとされた海域においては、設置する風車の高さや本数にかかわらず影響があるということでございます。

今後も、防衛省等関係機関とは意見交換等を行う旨確認しておりますので、防衛関係施設への影響につきましても、可能な範囲で具体的な内容を把握したいと考えております。

次に、これらは解決できる問題なのかという御質問でございますけれども、これまでの意見交換で、防衛省としても、国防と洋上風力発電の共存の必要性については理解が示されておりました。今回のような問題も、将来的には技術開発により回避できるとの見解も示されておりますので、今後の意見交換等におきまして、影響範囲が絶対的なものなのかを含め、早期に技術開発による解決が図られるよう働きかけてまいります。

もう一つの懸念材料である市外の漁業関係者等との合意形成については、設置場所が広範囲に及ぶことから、共同漁業権の範囲外、沖でございますけれども、いわゆる一般海域となりますので、本市単独での対応は困難と考えております。国や県との連携強化を前提とした上で、取り組むべき課題であると考えております。

県は、「環境にやさしく、気候変動によるこれまでにない災害リスク等に適応した、脱炭素・資源循環型の持続可能な社会が実現した長崎県」を将来像として掲げ、2050年までの脱炭素社会の実現を目指しており、去る9月4日に、九州電力株式会社と締結された脱炭素社会の実現に向けた連携協定にも、再生可能エネルギーの導入拡大が掲げられていることから、再生可能エネルギー主力電源化の切り札であり、国策とも言える洋上風力の風力発電の導入についても力強いリーダーシップを発揮していただけるものと考えております。

導入可能性エリアを利用する利害関係者等の特定並びに市外の漁業関係者等との対話による合意形成につきましては、県の御指導を仰ぎながら取り組んでまいりたいと考えております。



市外の利害関係者等との合意形成については、時間を要するものと考えておりますが、これらは、壱岐だけの問題ではなく、導入を目指す多くの自治体も乗り越えて前へ進んでおります。解決できない課題とは考えておりません。これらの課題の解決に見通しをつけ、改めて国への情報提供に臨みたいと考えております。

3点目の実証試験機の導入についての御質問でございますけれども、目的といたしましては、実証試験機の導入により、洋上風力発電の導入による漁業への影響や、自然環境への影響が明確になることだと捉えております。特に漁業への影響については、漁業関係者の皆様にも実証に関わっていただくことで、今の漁業に、どの程度の影響があるのか、漁業操業自体が可能なのか、取れる魚の種類や量に、どのような影響があるのかを定量化して目に見える形で確認することができます。

また、洋上風力発電と漁業とが共生するためには、事業関係者と発電事業者との間で、どのような歩み寄りが必要なのかを見極めるエビデンスともなります。

実証試験の内容については、規模として、洋上風力発電設備を1基または2基導入して行う予定であります。実証期間は3年から5年程度を想定しております。

漁業や自然環境への影響を確認する上で、有意義かつ効果的な事象となるよう、内容を精査して取り組みたいと考えております。

実証試験の効果についてでございますけれども、やはり一番の効果は、利害関係者や市民の皆様の間で、洋上風力発電に関する理解が深まることだと考えております。

これまでの取組で、既に再エネ海域利用法の促進区域に選定されている五島市の視察や千葉県銚子市との意見交換を行いました。いずれも先行して実証事業が行われております。この実証事業によって、当初は洋上風力発電自体に反対を決め込んだり、懐疑的だった漁業関係者等の理解が深まり、結果として、実証期間終了後も、商用機としての継続利用にも同意が得られている状況にあります。

五島沖での実証につきましては、実証海域は共同漁業圏内でありながら、水深100メートルの海域でございました。一方、壱岐市周辺海域では、共同漁業権外の一般海域でなければ、同様の水深を確保することはできません。しかし、一般海域になれば、市外の漁業関係者等、利害関係者も多数となり、合意形成にはかなりの労力を要するだろうことも事実でございます。それでもなお、実証事業を行うことが、市内外の様々な利害関係者に、実際にどのような影響があるかをじかに感じていただき、判断いただく最も有効な手段であると考えているところでございます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御説明いただきました。

この時系列を追って説明していただきまして、理解が深まったと思います。私も、最初は、なぜその防衛関係のお話が、今この場になって出てくるのかというふうに疑問に思ったんですけども、この協議自体は、令和3年から始まっていたということで、令和5年以降の確定後でないと分からなかったという話でございました。令和5年に、エリアが確定して県に報告した後に、国からの意見があったというふうに理解をしているんですけども、そういうことであれば、やっぱり国の防衛に関係するものでありますから、機密性も高いということであるでしょうし、非常に難しい問題にぶち当たったなというふうに思ったんですけども、御説明では、技術的なものも含めて、今後、解消する可能性があるということでもございました。

一ところ、これでは胸をなで下ろしたところでもございます。

ちょっと私も調べたところ、イギリスのほうですが、海外ですけども、この防衛関係、レーダーが風車に反射して影をつくってというふうなことの技術的問題があるという話を解決したというふうなニュースもございまして、海外ではございますが、そういった明るいニュースがございましたので、そのうち日本のほうでも、この問題については時間を追って解決していくんじゃないかというふうに楽観をしているところです。

ですから、ここは交渉等を粘り強くやっていただきたいというふうに思います。

そして、その漁業関係者の方、特に一般海域の方の理解というのが必要になってくるというふうに思うんですけども、ここについては、今のお話ですと、やっぱり、この実証実験機の導入を目指してやってみて理解を深めてもらうというふうな話も一つの方法でしょうから、今回、途中でやめるという話になったのではなくて、続けるという判断をされて、今後も交渉するというふうなお話だというふうに思いますので、私は、その方法で支持をしたいと思います。ですから頑張って、この洋上風力発電の推進というのは、やっていただきたいと思っております。

なぜ、私がそういうふうに言ってるかといいますと、やっぱりこれメリットがありまして、ここは私の私見でありますけども、直接波及効果と間接波及効果、両方あるんですけども、直接波及効果の中で、これ当然、島外から人がやってきて仕事が発生する、雇用が発生するということがございますので、そこは大きく期待できるところでございます。

そして間接的なものとしましては、事業が起こる、新しい事業ですね。グリーン電力といいますけども、この洋上風力を使った電気を利用した事業が、壱岐でもできるというふうに考えております。

そのうちの一つとしては、グリーン水素を使った事業、水素を使った水素の製造、水素の輸送、水素を使った発電、もしくはその電気分解を使った製品の開発等できるんだろうと。そして海洋データセンターというのがありまして、ここは私非常に期待をしているところでござい

して、海洋データセンターと言いましても分かりにくいんですが、要はデータですね。日本中にあります。例えば銀行とか、大手の会社のデータを蓄積するデータセンターというのを壱岐に誘致できるんじゃないかというふうに思っています。大変、電気を食うもので、非常に電気を使うというなれば、やっぱり電力がないといけない、洋上風力の電力を使えば、その辺ができる。

なぜ、データセンターが壱岐に適しているかといいますと、壱岐は災害にある程度強い。といますのが、地震に比較的遭いにくいところ、政府のマグニチュード6以上の地震想定につきましても、壱岐は、比較的全国的にも低い地域というふうになっておりますので、まず、地震が少ないところ。そして雨も降りますけども、今般起こってます大災害になるようなことは、まず、壱岐ではありませんので、こういった災害が少ない地域でのデータセンターというのは非常にアピールできる点ではないかというふうに思います。

これがあれば、雇用は当然ですけども、大手の商社、銀行とか、会社が、壱岐に参入してくるということも考えられますので、将来的にはこういった大きいことができるんじゃないかというふうに私は可能性を考えてます。

あとは、電力を使った養殖場の拡大でありますとか、あとは藻場ですね。この洋上風力発電機を使った藻場の造成、魚が来なければ藻場が育ちますし、来たら来たで漁場となりますので、こういった洋上風力発電機を設置することによって魚の集まり方、もしくは動きが変わって、非常にいい効果が出るんじゃないかというふうに期待をするところであります。

デメリットもあるんですけども、やっぱり一般海域ですので、その合意形成というのは非常に難しい。特に、その協議や合意の枠組みが今はないということがありますので、そこはすごい懸念事項であるんですけども、今のお話ですと、こういった実証実験を通して、理解をしていただけるようにいけるんじゃないかというふうに思っております。

こういったことをやるには、やっぱり市役所の中だけの事業というふうにならないで、やっぱり島民であるとか、島外の方に対しての説明があって、理解を深めていただくことが必要だと思わうんですね。

今のところ、見たところホームページで、これまでの検討結果、県協議の結果等つけてはあるんですけども、やっぱりなかなか市民の方への理解が進んでないんじゃないかというふうに思います。

前回、1月の意見交換会でも、参加者が、2回通じて100人行ってないんじゃないかと思わうんですけども、こういったちょっと島民の方の理解が進んでないところを何とかしたいなと思ってまして、出前講座であるとか、要所要所での説明会等、もう少し密にさせていただくと非常に助かるんですけども、そういった計画等を考えていかれないかというのを伺いし

たいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

ただいまの植村議員のお話、最もなことだと思っております。今後、皆様に、そういったホームページであり、またいろんな機会を通して、本内容についての周知は図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） ぜひともよろしく願います。広報紙使っても結構ですし、出前講座、説明会、人が出て行って、コロナも大体終わりつつありますので、顔と顔ですね、対話をする形で理解が深まっていく方法がいいんじゃないかというふうに思います。なるべくそういう形で、島民、島外の方への理解を深めていただきたいというふうに思います。

私としては、この事業を進めていただきたいという強い思いがあるんですが、市長のほうもちょっと意気込みを聞かせただけであれば助かるんですけども。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御存じのように、壱岐市はSDGsに積極的に取り組んでおります。

また、国内初の気候非常事態宣言も行いました。これらのもろもろの今までの取組、その根底にあるのが、やはり再生可能エネルギーの創出だと考えております。ぜひ、私たちが将来、本当にグリーンエネルギーを届けるためにも、この洋上風力発電、実現したいと思っております。

市民の皆様、議会の皆様、ひとつよろしく願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 市長からも力強いお言葉がありました。なるべく私も周知して、理解が深まっていくように頑張っていきたいと思っておりますので、諦めないで前向きに事業を進めていただけるようお願いをしたいと思います。よろしく願います。

続きまして、いきっこ留学制度の改善ということで話を進めていきたいと思っております。

まず、3月に亡くなられました壱岐高校の生徒様の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、関係者皆様方に対しまして謹んでお悔やみを申し上げます。

離島留学といいますと、壱岐高校の離島留学制度と壱岐市のやっております市内の小・中学生のいきっこ留学制度の両方がございますので、今日ここでは、壱岐市が所管するいきっこ留学制度に限定してお話ししたいと思います。壱岐高校のお話ではなくて、小・中学生のいきっこ留学のほうに限定した話にしたいと思います。

壱岐市は、現在、県と連携して、壱岐市離島留学・いきっこ留学検討部会で留学制度の取組内容を検討しているところと承知をしております。9月3日には、県庁のほうで壱岐事案につい

ての検証結果及び「離島留学制度」改善に向けての報告書が示されまして、これからの離島留学検討委員会も開催されました。ここには市長と教育長が出席されまして、私も傍聴してまいりました。

今日はこの検討委員会の結果を基に、今後、壱岐市として改善策が示されるものというふう  
に推測しておりますので、この検討案を見た後に出てくる話に資するようにしたいと思ってる  
んですけども、今後のいきっこ留学制度を検討するに当たりましてお伺いをしたいと思います。

まず、1点目、いきっこ留学制度の今後の改善検討スケジュールはどうなっているのか。

2番目に、今後各市独自の適宜改善を考える必要があると思ってるんですけども、どういう  
方法で事業評価をし、改善検討しようとしているのか伺います。具体的な方法が決まっていな  
ければ、改善の枠組み、どういうふうにして改善していくのかという仕組みをつくるべきかと  
考えてるんですけども、見解のほうをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** 2点御質問がございましたので、まず、最初のほうのスケジュール  
のほうの御質問からお答えしたいと思います。

先ほどいきっこ留学のお話をされましたけれども、経緯がございますので、少しこれまでの  
経緯とこれからのことに分けてお話をいたします。

まず、これまでの経緯でございますが、3月の事案を受けまして、長崎県は4月から9月に  
かけて、これからの離島留学検討委員会を3回開催しております。そこでは離島留学制度にお  
ける課題と対策及び具体的な取組について協議を行っており、改善策を示すことになっており  
ます。もうすぐホームページで示されると思っております。

次に、本市では、どうしたかと申しますと、5月から6月にかけて、壱岐市離島留学・いきっ  
こ留学検討部会という部会を3回開催いたしました。ここでは、いきっこ留学を主に、それか  
ら離島留学のことも含めて、現状や課題、そして里親の支援策等について協議をしてまいりま  
した。

これが、これまでの経緯でございます。

これからでございます。先ほどもございましたが、9月3日に行われました会議で、県のほ  
うは、離島留学制度の改善策の方向性を示しました。

これは離島留学のことだったんですけども、これを我々も見まして、私どもも、今後、第1  
回壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を9月27日に開催いたします。ここでは、現在やって  
おりますいきっこ留学制度の改善策について検討をいたします。

この際、メンバーを、これまで壱岐市で行ってございました部会のメンバーをほとんどそのま

ま引き継いで入れまして、そして検討することで、これまで3回の会議と、壱岐市のいきっこ留学の在り方についての検討の一貫性というのを担保したいと考えております。

そして、その後、第2回の会議を12月に行って、令和6年度に入学してくる留学生の受入れについて審査をいたします。

また、第3回の会議を来年2月に行って、今般行った我々の改善が、本当に機能しているのかどうかという視点で検証をしたいと考えております。

つまり、今後3回の会議を行うということでございます。

このようなスケジュールを持って会議を行って、いきっこ留学制度が持続可能な制度になるようにしたいと考えております。

次に、2番目の質問についてのお答えをいたします。

まず、いきっこ留学の制度でございますが、対象となっているものが、成長過程にある子どもでございますので、子どもの状況が日々変わっておりまして、これからも様々な課題が出てくるということは明らかだと思っております。ですから、制度というのは常に検討をし、見直しをしていく必要があるというふうに考えております。

そこで、先ほど述べました壱岐市いきっこ留学制度運営委員会を、毎年、複数回開催することにしております。その中で、留学生の命や健康が守られているか、留学制度の目標が達成されているか、里親や保護者への支援は十分かなどの観点で検証を行ってまいります。

また、十分な協議を行うために、構成メンバーも、これまで5名だったんですけれども12名まで大幅に増やします。中には、心の専門家や人権、福祉などに詳しい方なども入れます。また、市民の声を聞くために、公募委員も加えるということにしております。

このような多方面の意見を取り入れることで、いきっこ留学制度が持続可能なものとなるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御説明いただきました。

3回今年度やるということで9月が改善計画を発表すると、発表といたしますか決めて、12月に受入れを審査する、2月に改善した結果の機能の審査、振り返りをするといった話でスケジュールは進んでいくということだったと思うんですけども、この点でいきますと、この前の9月3日の中では、様々な内容がある中で、これ大綱的なものですので、ざっくりしてるんですが、例えば3つ、改善の方向性を示されています。

「生徒や里親に対するサポート体制の強化」、「生徒の受入体制の見直し」、「生徒に対する地

域全体の見守り」ということに加えて、改善を図っていくための組織をつくるというふうな話だったと思うんですけども、これは全部網羅されているような改善結果というふうに、9月の時点でなるというふうに思っているのでしょうか。それとも一部なのかというふうな話なんです。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今、この前の会議は、高校の離島留学の会議でございましたから、実は、既にいきっこ留学のほうが、もっとたくさんいろんなことをやっております、今の質問に端的に答えれば、ほぼ網羅しているだろうと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 植村議員。

**○議員（7番 植村 圭司君）** ほぼ網羅ということでございました。ほぼといいますと、おおむね満足できるものであるというふうに私たちは考えるんですけども、結局、9月27日の会議でその中身が分かるということでございますので、待つしかないのかなというふうに思うんですが、いずれにしても、その改善された内容といいますのが、100%のものであるとは思えないんですよ。やっぱりどこかしら何か直すところがまだまだあって、たゆまぬ不断の改善策というのを考えていかないと、なかなか充実したものにならないと思うんですけども。

そういった意味で、その改善をするということについてのその枠組みについては、12人で行う委員会、検討会ですね、それでカバーしていくんだというふうなお話というふうに理解するんですけども。例えば、この前の9月3日の検討会でありました地域とのつながり方、様々な関係者と、例えば出てきた言葉ですけども、縦横斜めの関係、その斜めの関係というのは、その地域のつながりだと思んですが、こういったこともいきっこ留学のほうで考えて改善されていくというふうに考えてよろしいんですかね。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** まず、私が申したいのは、こういうことなんですよ。

この前の会議を見ておまして、今、挙げるとすれば、県がやれてなくて市がやれていることが3つぐらいあります。

今、申された地域とのつながりなんですけれども、実はもう市の小学校は、全部コミュニティ・スクールになっていまして、地元のまち協さん辺りと連携してるわけですね。

例えば初山小学校辺りですと、そこにいきっこ留学の子どもがいると、もう大歓迎されてるわけですよ。しかも、まち協とか、それからコミュニティ・スクールですので、学校運営協議会などにも行くと、必ずそのことがあって、どうかして、もっといきっこ留学生を増やせないだろうかとか、快適に過ごしてもらうことはできないだろうかというのがあります。

また一方では、霞翠小学校辺りの運動会行きますと、何とあろうことか壱岐高校の生徒まで

入って運動会に参加しています。つまり、既に壱岐においては、縦横斜めはできているのではないかと私は思っています。

あと2つですけども、あのときの議論にならなかったんですけども、壱岐のほうは、既に3月の会議でコーディネーターの設置が決まっております、もう既に7月から2人使っております。マンパワーが増えているわけですけども、この方々がよく働いておまして、今、8月25日から学校が始まっておりますけれども、ほとんどの留学生とも個別に面談をしたり、里親さんと話したり、それから保護者とも話しているということが充実しております。つまり、そういう意味でも、県ができなかったことが既にできております。

あとこの前の会議で、私が気がつきましたのも、1つの里親当たりの定員、どれぐらいのキャパシティがいいのかというようなことが、これまでの会議の中であったんですけども、この前の会議ではございませんでした。あれっと思ったんですけども、実は壱岐市のほうでは、里親さんとお話をしておまして、小学生だったらこれぐらいだねとか、中学生だったらこれぐらいだねというのを、一つ目安をつくっております。もちろん、私どもは、それでやめろとか言うつもりはないんですけども、里親さん自身に、自分のところのキャパシティはこれぐらいであるということを感じていただいております。

という意味で、つまり、あそこで出されたものが10あるとすれば、市ができているものは15ぐらいあると思っております。ただ、おっしゃったとおり、それが全てパーフェクトかと言われると、私はそうではないと思っております。そこをパーフェクトだと思うのは傲慢だと思っております。

やはり、私どもの制度は完璧でないというつもりで、これからもやっていきます。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 植村議員。

**○議員（7番 植村 圭司君）** 御答弁いただきました。完璧でないものができていくという話だと思いますので、それは私と同じ気持ちでございます。不断の取組で改善を進めていくというふうな形で、よりいいものにしていくというふうな気持ちだと思いますので、そこは私も同感でございますので、ここは頑張って改善をしていける方向でやっていただきたいと思います。

9月27日に、その改善策を示されるということですので、それを待ちたいと思います。待って、待った後に、1回見させていただきまして、議会のほうからも何か必要であれば助言等、意見していかないといけないのかなというふうに思っておりますので、その際、よろしく願いたいと思います。

こうやって改善できるというふうなことでございますので、その枠組みも考えてあるという



ことでもございました。もう一つ聞きたいのは、この制度自体の責任者は、誰なのかがちょっと実ははっきりしないんですよね。

今回は、県が主導して、こういった検討会をやっているんですけども、県がこれを設置しなければ、壱岐市独自で、今運営委員会がありましたので、その運営委員会の中でやってきていたんだらうと。そこは6人の方がいらっしゃって、その中の方々が采配を振るっていたんだらうというふうに思うんですけども、その運営委員会の委員長さんが最終決裁で、この事業を進めていたんじゃないかというふうに思うんですが、そういうことであれば、教育長の決裁する部分と運営委員会の委員長さんが決裁する部分、もしくは市長の決裁する部分というふうに3つ考えられるわけなんですね。

最終的に、この事業の責任者、誰の責任において、事業が回っているのかというのを確認しておきたかったんですけど、そこはどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今おっしゃってる責任者というのが、例えば財政上の責任者なのか、それとも制度上の責任者なのかということでもございますが、これまでの運営委員会の運営委員長さんが持ってらっしゃった権限というのは何かというと、留学生を決定するとかそういったことだったと思っております。

ですから、制度の中では決定者は、その方だったと思いますが、実際に運営していく中で、例えば教育委員会のメンバーとか、学校とかに対して、こうなさい、あれなさいと言ってるのは教育長でございますから、最終的なものは教育長であるというふうな御理解でよろしいと思います。

ただ、お金を払っているのは市ですから、そういう意味では市長だと思っておりますが、この案件に関しては、私の前の教育長もかなり前面に立って教育委員会をリードしていたと思っておりますし、私も同じ気持ちでございますので、責任は私が取るということの御理解で結構でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 植村議員。

**○議員（7番 植村 圭司君）** 教育長が責任を取るというふうなお話でもございました。私たちのほうもそういった理解で、何か意見がありましたら、教育委員会のほうに主に話をしていきたいと思っておりますので、受け止めよろしくお願ひしたいと思っております。

ここからちょっと少し要望の話になってくるんですけども、こういった形で、いきっこ留学の改善がされるということでもございますが、これ、いきっこ留学といいますか、壱岐市のホームページ見たときに、いきっこ留学制度実施要綱というのが載ってるんですね。

これ、4月以降、島外の方から頻繁に、私もちょっと連絡を受けたことがありまして、壱岐市のいきっこ留学の実施要綱を見たら、ちょっと中身がひどいんじゃないのかというところがあ

りました。

実は、これ、次長にも確認して、もう改善してるんだよって話でございますので、今は実際には違うんですけども、ただ、このいきっこ留学実施要綱が変わる前のものが、今、今日この時点でも載ってるんですね。

島外からは、やっぱり壱岐市の用語、おかしくないのかって話になった場合に、変わってないままずっと掲載しているもんですから、壱岐ってちょっと遅れてるんじゃないの、進んでないんじゃないの、何かおかしいんじゃないのかという話が、いまだに来てるのが実際のところでございます、私のところに何件か来てます。

それで、さっき申し上げましたとおり、今はもう改善されているということでございますが、なぜこういうふうになってるのかという話を、ちょっと総務部長さんにお伺いしたいんですけども。

**○議長（小金丸益明君）** 中上総務部長。

**○総務部部長（中上 良二君）** 植村議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐市のあの例規集のホームページの更新につきましては、総務部のほうで担当しておりますので、私のほうから御説明をさせていただきます。

この例規集のホームページの更新につきましては、基本的に、3月、6月、9月、12月の市議会後の月末現在の内容をもって年4回更新をいたしております。

3か月ごとに、議決済みの条例なり、交付済みの規則等をまとめて、業務委託によって更新作業を行っております。この更新する作業につきましては、一定の時間を要するというようなことで、ただいま植村議員、御指摘の情報の時間差が生じている状況でございます。

いずれにいたしましても、できるだけ早急にホームページにて公開、内容の更新ができますように、事務処理に今後進めてまいりたいと思っておりますので、御理解いただければと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今、総務部長からもございましたけど、教育委員会のスタンスとしては、先ほども申しました9月27日の会議で改善策を出しますが、そこで改善策を検討していただかないと、我々としては新しい募集要項をホームページ上に出すわけにはいかんと、そういうスタンスでございます。

まだ、我々は、検討中であると思っておりますし、いきっこ留学はやめるつもりはございませんが、改善してないものを、そのまま改善、何らかの機関で検証していただかないものをそのまま載せるということではできないので、我々としても、9月27日の会議以降、新しい要綱を発出していくというようなスタンスでございますので、御理解をお願いいたします。

○議長（小金丸益明君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 山口教育長のお話分かります。募集要項の話ですね。

今、私が話したのは実施要綱の話なんで、実施要綱については、まだ改善がされていないものが載っているんですが、実はもう変わっているという話でございまして、募集要項の話は大丈夫です。その方向で問題ございません。

今のお話にありました実施要綱の改変につきましては、（・・・）ということでございますので、よろしく申し上げます。

ここの改善、壱岐のいきっこ留学についての注目度がやっぱり高まっているんですね。想像以上に、全国から注目を集めているというところがございまして、素早い対応したとか、やっぱり内容がよくなっているといったことは、なるべく早く出したほうがいいのかなというのがございまして、早過ぎても何ですから、正確に早く出すというふうなことに努めていただきまして。

全部出さなくても、変えましたという話だけでも何か載せるとか、そこは載せ方だと思うんですけども、やり方で時間かかるころはあると思いますが、早くできる方法もあると思いますので、ちょっと工夫していただいて、さすが壱岐だなというふうな話になるようなやり方を、ここは目指していただきたいというふうに私の希望です。

これはちょっと簡単な話だったんですが、もう一個、これがちょっと私も個人的に、このいきっこ留学をどう思ってるかって話も含めましてなんですが、今まで、好調ですと、人気ありますというふうな話を聞いてきましたので、なるほど、そうなのかというふうに思ってきたんですけども。

教育長も壱岐高校の校長先生であったので、離島留学の件、詳しいと思いますが、実は私も、昔、議員になる前、壱岐高校の離島留学取材してまして、おおむねその時期に離島留学の問題点というのを、ちょっと一旦分かったかなというふうな感じだったんですね。心の中に秘めていまして、いつか言おうと思ってたんですが、今の時期になってしまっ。

実はやっぱり、里親さんが少ないというのがあって、里親不足というふうのを慢性的に抱えておりました。私の知る限り、数年前からずっと里親さんの不足というのはあったと思うんですけども、そこを解消できないままいきっこ留学が始まったんですね。いきっこ留学の里親さんというの、やっぱり不足してるんじゃないかというふうに思っております。

回覧等で募集かけてるんですけども、なかなか集まらないという実際があったんじゃないかなというふうに私は感じてます。

その中で、今、実態的には里親留学22人、孫戻しが5人、親子留学18人というふうなことで、里親留学さんが一番多くて比重が多いんですね。この里親留学さんについては、比重が多

いにかかわらず里親が少ないという実態が今でも変わってないと思います。でありながらやっぱり押し進めようとしているというところに、やっぱり無理があるんじゃないかというふうに個人的には思っています。

そこで、法律的な話をしますと、実装法は関係ないと言いますが、児童福祉法第30条の中に、4親等外の児童については、3か月を超えて同居させるには届け出が要するというふうになっています。やっぱり法律上、そういった届け出も必要になっているということで、若干ハードルが上がってる状態、そういうところに壱岐市が、今、里親留学をやっているという、この現実があるわけです。

そうすると私の個人的な意見なんですが、親とのつながり、親との記憶をたどったときに、やっぱり子どもの幼少期の懐かしい思い出とかというのが、やっぱり人格形成に影響が出てるんじゃないかというふうなことを考えたときに、里親留学よりも、親子留学を積極的に進めるべきじゃないかと思っています。親子留学であれば、親と子が2人とも壱岐に、2人、3人ですね、壱岐にやってきて学べるということでございますので、全く問題なくできるんじゃないかというふうに思ってます、その比重を親子留学にシフトしたほうがいいんじゃないかというふうに思っています。

親子留学のデメリットは、世帯主さんがやってくると、離島活性化交付金が得られないというふうなことで、単なる引っ越しじゃないかというふうになっていますので、そこをクリアするのが必要なんですが、そこは県が、世帯主さんがやっても、この離島活性化交付金、得られるようにしますよというふうな要望を国のほうに出してるようなんですね。そうなりますと、市のほうでも、そういった交付金を使って、古民家の改修とか、空き家改修をやって、そこに親子を入れてくるというふうなこともできるんじゃないかと、親子誘致することができるんじゃないかというふうに思うんですけど、そこについての時間ないんで、すいません、答弁をちょっと、いかなもんかというふうに思ってるんですが。よろしいでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 御指摘の件はよく分かりましたので、これから研究してまいります。

**○議長（小金丸益明君）** 植村議員。

**○議員（7番 植村 圭司君）** 研究ということでございました。実態と、あと理想もよく検討していただきまして、壱岐に来て幸せだったと言っていただけの子がたくさん増えるように、懸命にやっていただきたいと思います。要望いたしまして私の一般質問、終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 以上で植村圭司議員の一般質問を終わります。

.....  
**○議長（小金丸益明君）** ここで暫時休憩します。再開を14時といたします。

午後1時50分休憩

.....  
午後2時00分再開

**○議長（小金丸益明君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。清水議員。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

**○議員（8番 清水 修君）** 皆さん、こんにちは。

9月会議の一般質問1日目の最後の4番になりました。

まとまった雨が降らないので、非常に皆さん、どこに行っても雨降らんね、降らんねという声ばかりでしたが、昼の天気予報ではあしたは少し期待できるかなというような予報にもなっていたようですが、晴天も大事ですけど、適度な雨もしっかり降ってもらいながら、壱岐の実りがますます増すことも願いながら、8番議員、清水修が通告に従いまして、大きく2点について質問させていただきます。

1つ目の質問は、この夏の自分なりの自己研修で、県内でのモバイルクリニックという巡回診療車両の導入事例について伺う機会がありましたので、このことについてお尋ねをします。

壱岐市でも高齢化が高まり、市民の健康を守るために、包括支援体制等が充実されながら様々な取組がなされています。初山地区ではコミュニティーバスが既に運行を開始され、箱崎地区でも間もなく始まると聞いています。買物や通院支援など、高齢者の暮らしの支援が見られるようになってきたと感じています。

しかし、慢性疾患を抱えて移動が困難な高齢者の自宅療養などをされている患者さん方への支援には程遠いのではないかと感じているところです。

少し前置きが長くなりますが、モバイルクリニックとは、巡回診療車両を導入して、通院が困難な患者さんに対しオンライン診療を提供することができる取組です。すなわち、医療検査機器などを搭載した車に看護師が同乗し、車内からテレビ電話で病院につなぎ、そこで行った検査データを基に医師とのオンライン診療が可能となったり、また、薬剤師さんからの服薬についても指導を受けることができるような、より適切な診療ができるようになっているということでした。

壱岐市も独居老人世帯と運転免許返納者も増えてくる現状において、この巡回診療車両でのモバイルクリニックが実施できれば、これまで以上に広範囲での支援ができるのではないかと

考えました。

研修で伺ったところ、この事業は、デジタル田園都市国家構想の交付金を活用して実現できたということでした。維持費の財源は、ふるさと納税を充当して、委託料で賄っているなどを聞きました。

かなりの高額な体制になるようですので厳しいかなと思いつつも、また、壱岐市は対馬や五島よりは民間医療がかなり充実しておりますので、このこともかなりこの車の導入にもいろんな難しい面もあるのかなと考えたりしました。

この巡回診療車両の導入について、壱岐市のほうで検討する機会があったのでしょうかというのが、第1点のお尋ねでございます。

市民の健康面での安全な暮らしを守るために、前向きな検討をお願いしたいと思います。

御答弁をお願いします。

**○議長（小金丸益明君）** 清水議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。壱岐保健環境部長。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇〕

**○保健環境部部長（崎川 敏春君）** 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、モバイルクリニックにつきましては、心電図モニターなど診察に必要な医療機材が装備された巡回診療車が、患者の指定する場所や時間に予約を入れ、訪問し、医療機関にいる医師とインターネットによるビデオ通話機能などを介して、遠隔によるオンライン診療をする仕組みであり、高齢化に加え、医療不足や無医地区の解消、公共交通が限られている地域の貴重な医療サービスの確保を目的に整備が進められております。

本県では、本年1月から五島市で運用が開始され、全国では長野県伊那市が実証事業を経て、運用を開始していると認識いたしております。

清水議員が言われる慢性疾患を抱え、移動が困難な御高齢の市民の方々など、通院が厳しい患者様には、お体への負担を減らし、適切な診療を受けることが可能となり、モバイルクリニックはこれらの課題解決に向けた手段の1つとなり得るものと考えております。

ここで、御質問の趣旨であります本市における事業導入の検討でございますが、昨年9月に五島市で本事業に関わられた関係者より、本市も同じ離島であり、高齢化が進んでいることから内容を御説明いただいたところでございます。

その上で、本市の医療環境をはじめ、医療機関と自宅などへの送迎支援や、二次離島である三島地区への巡回診療と、市内全域をカバーする訪問診療など、医師会が在宅医療に力を入れていることや、本市では、これまでの患者の病歴や生活実態を知るかかりつけ医を推進しており、引き続き、患者の皆様への最適な医療サービスの確保と地域医療の充実を図るには、壱岐医師会の幅広い支援が必要であること、看護師をはじめとする医療従事者の不足や、今後、働

き方改革による医師確保も厳しい状況が見込まれることなどをお話しさせていただいたところ  
でございます。

また、モバイルクリニック事業につきましては、通常の診療と変わらない評価がある反面、  
診療費の支払いやお薬の受渡しは、医療機関や薬局窓口で行わなければならないこと、巡回診  
療車の整備など、事業の導入に当たりましては、交付金や補助金などの活用が可能ではありま  
すが、ランニングコストなどの財源確保など解決すべき課題があることも確認をいたしてお  
ります。

本市の進める医療政策には、医師会の御理解と御支援が必要不可欠であります。

また、市民皆様の安全、安心な暮らしを守るため、充実した医療サービス、快適な診療環境を  
整備することは必要なことでもあります。

今後、市民皆様のニーズの把握と、市内医療機関の様々な取組に必要な支援が実施できるよ  
う、医師会をはじめとする医療関係者と連携を図り、本事業を含めた医療政策の方向の注視、  
情報収集に努めてまいります。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 崎川部長、本当必要なこの巡回診療の車両の導入についての受  
け止め方、とても大事なことではあるが、いろんな医師会様の御協力をはじめ、ランニングコ  
ストの件、手払いや薬局へ取りに行くことなど、いろんな難しい側面もあるということも私も  
調べて、なかなか難しいなと思いつつも、やはりこれからの老岐の高齢化社会の中において、  
また、後ほど空き家のことも質問しますけれども、本当に独居老人の方が増え、お悔やみのお  
便り等も増えるようなこういった中で、大変な思いをしながらどうしてあるのかな、病院など  
は行ってあるのかなと思いつつも、考えを巡らすこともあったもんですから、質問をさせてい  
ただきました。

多くの予算費用がかかる案件でございますので、なかなかすぐに検討しますということも難  
しいでしょうし、また老岐の今の医療体制と、また老岐病院の増築等も控えておりますし、か  
なりそういった面では、県内の離島よりはまだまだいい条件の中におられる部分かなとも思っ  
ておりますので、今後の検討の1つの考え方として捉えていただいて、モバイルクリニックの  
導入についてもう少し前向きな検討のお返事いただければなと思っておりますけれども、今  
日のところはひとまずこの件は話して、掘り下げて、またもっと課題や問題点などを克服する  
手だてとか、何か事例など収集して、また再度、いつか近いうちにさせていただきたいとい  
うふうに今思ったところです。ありがとうございました。

それでは、2つ目のUIターン促進事業の現状と課題についての質問をさせていただきます。

このことも壱岐市では移住定住の促進に向け、地方創生交付金などを活用して様々な取組がなされています。少子高齢化がさらに進行する中で、空き家も増え、空き家改修補助などを活用して空き家バンクへの登録も増えていると感じます。

この新しい空き家バンクの資料、少し前までよりは本当内容が見やすく、分かりやすく、これだったら自分も空き家の登録を増やすために考えてみようかなというようなことを感じたところです。LINEから情報とかを探しやすかったし、見てみてもたくさんの登録がしてあって、もう成約中とか商談中とか、本当にやはりそういった需要というか、空き家を探しておられる方々も多いし、それに対する取組もいい効果を出しておられるんだなということを感じました。

この空き家の問題は、私も人ごとだけではなくて、自分の家もどうなるだろうかと、やはり考えます。もう使えなくなりかけてから考えても遅いですから、やはり自分の財産をしっかりと守りながら、それを有効に活用していただけるようにという立場で、一市民として協力できる部分はやっぱりしなきゃいけないのかなという思いからこの質問になりますが、空き家バンクへの登録はどうすればいいのかなという相談を受けたり、また所有者と利用希望者の合意や、改修事業者とのトラブルなどもこれまで何うことがありました。

そこで、今のこの空き家対策等についてのことで、次の2点についてお尋ねします。

1つ目は、コロナ禍前からのUIターン者も多く来られたと思いますが、その推移と、この実績に係る費用等の推移、加えていわゆる定住率といいますか、5年以上壱岐に住んでいただいている方の数等が分かれば教えていただきたいというのが1点目。

2点目は、現状の空き家バンクへの登録と、所有者と利用希望者との契約には、空き家の紹介はするけれども市は関わらないということが、この制度の大きな、いい面でもあるし、やはりちょっと相談を受けた方から見れば不安になった部分もあったみたいですので、メリット、デメリットがあり、相談を受けることがありましたし、もうそのことは、いわゆる成約、契約の以降については市は介入できませんということがありますので、それ以上のことはなかなか私も対応できてなくて、改善ができておりません。

今後、市内の空き家をより有効に活用していくための課題解決的なことや、見直しなどの方策などが検討しておられれば、教えていただきたいというのが2点目でございます。

よろしく申し上げます。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 登壇〕

**○企画振興部部長（塚本 和弘君）** 8番、清水議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますが、コロナ禍前のUIターン者数は平成29年度の48人から、



平成30年度には96人に倍増し、令和元年度も84人と、それまでの移住施策の成果が現れ始めたという状況にありました。

令和2年度以降は、コロナ禍における行動制限等で人の流れが抑制される一方、リモートワークの普及等による地方への移住機運の高まり等もあって、令和2年度は91人、令和3年度は86人と、90人前後の移住者数を維持してきたところでございます。

令和4年度はそれまでの行動制限や自粛ムードが徐々に緩和されていったこともあり、70世帯122人と、これまでの実績から大幅に増加し、過去最高の移住者数となっております。

移住定住促進に係る補助金の活用実績につきましては、コロナ禍前である令和元年度の2,498万円に対し、令和2年度が2,357万4,000円、令和3年度が2,581万5,000円、令和4年度は3,523万4,000円となっております。移住者数の増加に伴い、特に引っ越し費用や賃貸住宅の家賃に対する補助金の申請件数が増えていることから、こうした支援策が移住される方に対する後押しになっているものと考えております。

これらの補助金は老岐市に5年以上定住することを交付の要件としておりますが、令和5年9月の調査時点において、平成29年度以降の移住者580人のうち、5年未満の転出者は7.4%の43人となっており、定住率は92.6%でございます。

次に、2つ目の御質問にお答えいたします。

移住相談を受ける中で最も多いのは住居に関する相談であり、移住を決める上での重要な要素となっております。市内には民間の不動産業者もございますが、戸建ての空き家についてはほとんど取り扱われていないというのが現状であります。

一方で、御承知のとおり、市内には非常に多くの空き家が存在しており、今後も増えていくことが予想されるため、こうした空き家を移住者向けに有効活用することを目的として、市では空き家バンクの取組を進めております。

令和5年8月末時点における空き家バンクへの登録件数は、空き家が102件、空き地が10件ございまして、このうち空き家62件、空き地4件が売買または賃貸が成立済みとなっております。登録件数も年々増えている状況です。

空き家バンクに登録された物件はポータルサイトいきしまぐらしに掲載し、情報発信を行うことにより、空き家所有者と移住者等のマッチングを行っております。

市では、内覧の受付、日程調整、現場対応までを行い、金額の交渉、契約等に関しては当事者間で話し合ってもらって決めていただくこととしております。空き家バンクでは、登録や利用に関して費用が発生しないことがメリットの1つではありますが、一方で、交渉や契約等に関しては個人間で行う必要があるため、万が一、トラブルが生じた場合に自己解決しなければならないというデメリットがございます。

トラブルは頻繁に発生するものではありませんが、空き家物件であるがゆえに、例えば契約を行った後、建物の状態に不具合が判明した場合にトラブルに至るケースなどが挙げられます。こうしたトラブルを避けるためにも、相談窓口においては、空き家バンク利用者に対して、事前にデメリットの部分についても丁寧に説明を行い、御理解いただいた上で利用していただくとともに、特に契約に関しては、専門知識を有する不動産業者や司法書士を介することを強く推奨しております。

今後の方策としましては、宅地建物取引業者に空き家バンク制度に関わっていただくことで、専門家の観点から、空き家登録時の物件の状態の確認や契約時のサポート体制の構築等ができないか、研究を行っているところでございます。

制度の見直しに当たっては、現在メリットとなっている費用の問題も関係してきますので、他の自治体の事例も参考にしながら慎重に検討を進めてまいります。

以上でございます。

〔企画振興部部長（塚本 和弘君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 清水議員。

**○議員（8番 清水 修君）** やはりこういう、もう本当に壱岐の島が抱えている、私たちに身近な空き家対策について、数値でお示ししていただくことはとても分かりやすく、そしてこれからどのような対応をしていくのかというようなこともよく理解できました。

当初の事例なので、わざわざここで言う必要もないわけですが、私が相談を受けた方で、いわゆるその方はいきっこ留学で来られた方で、移住定住、住む場所を探しに相談に、窓口に来られたときに、そのときの説明では、どちらの補助金というか、そういう移住に関する、また転入に関する経費が使えますよというような案内があったということで、それを期待されて、いろいろトイレをやり変えたり、かれこれされたんですけども、ちょっとその後で、そのことは間違いで、どちらか一方のことで補助をするようになってますというようなことで、少しマイナスイメージを持って、何かどうにかできませんかというような御相談だったりして、私もそのことは確かに行ったりして対応はしたんですけども、やはりもうこれだけいろんな実績、かれこれされてますので、十分な配慮事項とか、事前に言うべきこととか、案内等には一定の公平的な対応をされてあるかと思えます。

ただ、先ほど部長さんが言われましたように、やっぱり専門家の方を相談できる立場で、不動産関係者とか、または法律的な部分での相談とかができるような体制といいますか、そういったことには取り組んでいただくほうが親切かなというか、そういう起臥の話の中でしましたし、そういう見直しも考えているということでしたので、そのところはお願いとしてお伝えさせていただきます。

私が一番、うれしいじゃないですけども、このモバイルクリニックの件も五島で聞いたことなんですけど、そのときにUIターンの話も伺いました。五島市では定住率といいますか、は81.8%という報告だったので、本市では90%を超える、そういった成果を出されているというようなことも聞いて、何かこの壱岐市内、島内の空き家に対することについてはこのまま進めていっていただきたいし、応援もしたいなと思います。

1つ追加の質問ですけど、私が少し相談の行きがかり上、どうしてもこの時期は草が敷地内に覆いかぶさり、虫とかもかなり出るということで、1つの希望の相談を受けたんですけども、時期が悪かったのか、草切りとかもして、ちゃんと見ていただいたりもしたんですけども、やっぱりちょっと少し街中からは離れてましたので、結局は実を結ばなかったんですけども、そういった島外から来られる方々に、時期にもよるでしょうけれども、そういった草切りとか、しくり切りといいますか、樹木の伐採等、そういったことに対する作業は、その方も入って、以前そこに入ってた方も頼んだり、シルバーに頼んだり、近所の人に応援してもらったり、いろんな形でされながらしてありますので、そこは、いろいろ高望みはできないと思うんですけど、何かそういった管理面での支援とか、そういった補助とかいうことは難しいでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和弘君）** 清水議員の追加の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

移住相談があった場合には、親身になって、寄り添った形で御相談等には応じております。その中で地域によっては、今おっしゃられるようなしくり切りや草切りなど、必要になってくる部分もあろうかと思っております。

業者等の紹介等はできると思っておりますけども、今時点で今おっしゃられたような補助制度というのは、準備はしておりません。そこは地域の方々も同様のことでございますので、自助努力で頑張っていただければと思っております。

移住者の方、特にアフターフォロー等も必要になってくるかと思っておりますので、相談に関しては親身になって、ちゃんと対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 清水議員。

**○議員（8番 清水 修君）** ありがとうございます。

壱岐の島に夢と希望を持たれて、やはりいろいろ探されて、壱岐を選んで、いろんな仕組みを利用しながら来ていただける皆さんへの大事な窓口として、空き家バンクの仕組み、制度をしっかりと応援をさせていただきたいと思っております。

私、今回、通院が難しい患者さんへのモバイルクリニックと、この財産のことでの空き家バ

シクのことを質問させていただいたんですけれども、この医療と、こういった財産を守る仕組みというのは、もう壱岐市が本当に一番大事にして取り組まれていることですから、改めて学ばせてもらいましたし、地域での関わり方の大切さも感じた次第です。

ウィズコロナの時代を迎えましたが、3年間を取り戻すことの難さといいますか、簡単なことではないなというのを実感するこの頃です。

例えば、これまで地域で、小学校、保育所と合同運動会をしていたんですけども、3年間は全くできませんでした。今回、何とか地域と一緒にやりましょうという話が数回検討されましたが、なかなかいろんな面で難しさがあり、例えば、敬老老人会種目は、取りあえず1種目やりましょう、地域の種目も綱引きと壱岐洋洋とリレーぐらいは何とかできませんでしょうかねというような、そういった話合いを年々しながら、少しずつ取り戻していかなければいけない。また、自分が所管してるナイター陸上も4年ぶりに開催、壱岐市の御協力を得てできたんですけども、参加者は半分に満たないぐらいの人数でした。

やはり、なかなかこの難しい時代を乗り切るためには、市の施策、それに対する私たちの理解、地域の理解を少しでもしていただけるように、これからも取り組んでいかなきゃいけないなということを申し述べて、本日の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

---

○議長（小金丸益明君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月14日木曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっております、3名の議員が登壇予定となっております。

壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民皆様におかれましては御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後2時37分散会

---

---

令和5年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第4日)

---

議事日程 (第4号)

令和5年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

6番 山川 忠久 議員

15番 赤木 貴尚 議員

3番 武原由里子 議員

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第4号に同じ)

---

出席議員 (14名)

1番 森 俊介君

2番 樋口伊久磨君

3番 武原由里子君

4番 山口 欽秀君

5番 中原 正博君

6番 山川 忠久君

7番 植村 圭司君

8番 清水 修君

9番 土谷 勇二君

11番 豊坂 敏文君

13番 中田 恭一君

14番 市山 繁君

15番 赤木 貴尚君

16番 小金丸益明君

---

欠席議員 (1名)

10番 音嶋 正吾君

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君

議会事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	白川 博一君	教育長	……………	山口 千樹君
総務部部長	……………	中上 良二君	企画振興部部長	……………	塚本 和広君
市民部部長	……………	西原 辰也君	保健環境部部長	……………	崎川 敏春君
農林水産部部長	……………	谷口 実君	建設部部長	……………	平田 英貴君
消防本部消防長	……………	山川 康君	教育次長	……………	目良 顕隆君
総務課課長	……………	横山 将司君	財政課課長	……………	原 裕治君
会計管理者	……………	篠崎 昭子君			

---

午前 10 時 00 分開議

**○議長（小金丸益明君）** 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

10 番、音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は 14 名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

---

**日程第 1. 一般質問**

**○議長（小金丸益明君）** 日程第 1、一般質問を行います。

質問順位に従い、6 番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

**○議員（6 番 山川 忠久君）** おはようございます。それでは、6 番、山川が SDG s について一般質問を行います。

老崎市では、早くから SDG s について取り組んでこられました。最近になって時代が追いつきまして、テレビやラジオなど、メディアでも頻繁に聞かれるようになっております。一方で、ただのブームとして消費されてしまうというような危惧もありまして、しかしながら、それぞれの目標を見ますと、当然目指すべき事柄ばかりになっており、これからさらに実行力を持って取り組んでいきたい課題であると思っております。

SDG s について参考になる資料を、このタブレットの中から探してみようと思したところ、質問に書いたような資料が出てきました。タブレットで SDG s と検索していただきまして、老崎市 SDG s 戦略マップというのが出てきますので、それを参考にいただければと思います。

その資料に基づいて質問いたします。

その資料の中に、市民の意識変容から始まる改革とあります。どのような取組を通じて市民に気づきを得てもらおうとしているのかというのが1点目。

そして2点目、壱岐版SDGsの達成にエンゲージメントパートナー制度が大きく関わっているというような印象を個人的には持っております。その関連についてお伺いしたいと思います。

3点目です。小中高生のSDGsについて、やはり素直な感性を持った子どもたちのほうが、SDGsについては理解度が深いと感じております。そのSDGsについての教育が、今後どのように進められていくのかについてもお伺いしたいと思います。

それでは、よろしくお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 山川議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 6番、山川忠久議員の御質問にお答えいたします。壱岐版SDGsの現在地と今後についてということで、3点でございます。

壱岐市が力を入れておりますSDGsについての御質問でございます。御質問内容に大変なボリュームがございますので、答弁が少し長くなりますことをお許し願いたいと思っております。

御質問いただいております資料は、令和4年度第3回市民対話会の際に、対話会参加者の皆様に、壱岐市のSDGsの進捗状況や今後の推進の方向性を説明したSDGs戦略マップについて、議員皆様にもタブレットに配信し、共有させていただいている資料でございます。

本市は2018年第1回SDGs未来都市認定から全国に先駆けて、SDGsを推進してまいりました。取組開始から3年間はモデル事業を中心に、特に行政が先行して推進してきたこともあり、SDGsという言葉自体になじみがなかったり、片仮名が多く、抽象的なことで、よく分からないという声も多かったところがございますけれども、最近ではテレビやメディアなどの効果もあり、社会全体で日常の中にSDGsという言葉や考え方が浸透しつつあると感じております。

本市の現在地といたしましては、モデル事業の3年間と、コロナ禍の急激な社会情勢の変化を受けて、次のステップに向けて事業を再構築する2年間の最終年度の5年目となります。市役所全体といたしましては、第3次壱岐市総合計画において、「壱岐、誇り」「我々が未来をつくる」を未来に向けたスローガンとして定め、誰一人取り残さない協働のまちづくりを基本理念に、既存の政策をSDGsとひもづけして、経済、社会、環境の3分野の各分野において総合的に推進しております。

まず、経済面では、土台となる一次産業を持続可能なものとしつつ、その上に成り立つ二次

産業、三次産業の循環経済をつくることを目的に、まずはスマート農業の推進や、規格外品の利活用、高付加価値化の取組を行っております。

次に、社会面の取組といたしましては、情報発信や啓蒙イベントの開催、高校におけるイノベーション教育の実施と、市民対話会の開催により、様々な政策に市民の声を取り入れていく活動を行っております。

環境面の取組といたしましては、小学校での海洋教育、中学校での住み続けたいまちづくり運動というSDGs教育事業により、地域の実情を通して学ぶ機会を提供しております。

また、夏休みの地域インタビューや、授業参観での活動発表、市民対話会等での発表の機会により、大人へのSDGsに関する意識、行動変容を促す取組となっております。

本市のこれまでの取組は、地域内の連携体制の構築はもとより、不足する資源、ここでは人、もの、金と御理解いただきたいわけがございますけれども、この不足する資源は地域外の企業等との連携を強化することで確保し、市民対話会を軸に、市民皆様の描く壱岐の未来像を共に作り上げていくための土台づくりを行ってきたと言えます。

今後の取組といたしましては、これまで築いてきた対話と共創のまちづくりの基盤を生かし、対話を通して個人の課題の延長線上に社会の課題を設定することで、誰もがまちづくりに参画できる仕組みを構築し、共に未来をつくることが重要となっております。

SDGsを推進することで目指す未来は、誰もが自分らしく幸せに暮らし続けることができる社会であります。豊かな自然、自給自足の循環型社会、自分らしさを大切にできる暮らし、こういった壱岐らしさを市民一人一人が誇りとして抱き、併せて壱岐に愛着を持ち、主体的に関わりを持ちたい島外の人や企業等とも共創し、住み続けたい壱岐島を自らの手で創造していく、自分ごとのまちづくりの輪を広げていくことで、社会の変化に適応しながら100年後も人々がイキイキと生活できる島を目指してまいります。その実現のためには、知る、気づくことが一番大事なことだと考えております。

SDGsはこれまで、行政主導で推進してまいりましたが、これからは行政の事業だけではなく、地域の皆様の挑戦にも注目しながら、一人一人の生活の一部や延長線上にSDGsがあることが伝わる情報発信を行うとともに、教育事業、市民対話会や様々なイベント機会を通して、地域メディアのお力もお借りしながら、SDGsを地域全体に浸透させていきたいと考えております。

その第一歩として、今年度はSDGs認定制度の創設をいたします。これはSDGs推進の第2段階に進むに当たり、地域一丸となって推進体制を構築していくために地域事業者の皆様のSDGsにつながる活動を可視化し、より一層のSDGs推進を目指すものであります。

まずは事業所においてSDGs宣言をしていただき、市民、地域事業者の皆様の取り組むS



SDG s 活動の見える化を図ります。より積極的に推進いただける事業者には、壱岐市SDG s 推進パートナーとして認定することで、ESG投資や、SDG s 関連融資につながる仕組みを目指します。

なお、この認定制度等を基盤にSDG s ポイント制度として、電子地域通貨等の仕組みを活用し、市民のSDG s 活動インセンティブとして、ポイントを付与する仕組みを構築いたします。これによりまして、市民皆様のSDG s 活動により経済循環が生まれる仕組みを目指してまいります。

このように、知る、共感する、行動するというサイクルで、一人一人の意識、行動変容を促していくことで、自治基本条例にも掲げる主体的にまちづくりに参画する市民を増やし、SDG s を推進していきたいと考えております。

2点目の御質問、壱岐版SDG s の達成とエンゲージメントパートナー制度の関連についての御質問にお答えをいたします。

先に申し上げましたとおり、SDG s の推進のためには、多様な関係者が協力し合いながら複雑化する地域課題解決に様々な角度で取り組んでいく必要がございます。人口減少、超高齢化社会となっている本市においては、イノベーション、ここでは未来に向けた行動と御理解いただきたいのですが、イノベーションを起こすための必要な資源、人、もの、知恵が必ずしもそろっているとは言えない状況にあります。

そこでSDG s 推進事業においては、企業の実証事業等と地域課題解決に向けた政策を同時実現できる事業内容とすることで、企業の力を積極的に取り入れてまいりました。これにより、行政と地域だけでは実現困難な未来に向けても行動を起こすことができっております。全国の離島のベンチマークモデルを目指し、積極的に地方創生SDG s を推進してきたからこそ、SDG s 未来都市として、企業、大学、国内外の自治体から評価されていることも事実であります。

エンゲージメントパートナー制度に関しましては、3月の議会でも御説明させていただいたとおり、本市へのエンゲージメント、愛着や主体的な貢献意欲でございますけれども、このエンゲージメントを持った企業等とパートナーシップを構築し、双方の資源、特徴を生かしながら共創し、持続可能な未来を創造することを目的としております。SDG s 未来都市としての評価と相乗効果によりまして、現時点でエンゲージメントパートナーは自治体1件、大学2件、企業17件の合計20組織となっております。今年度の効果を申し上げますと、企業研修等でパートナー企業から既に100名以上の社員の方に訪れていただきました。

また、SDG s 推進のためのツールとして、電子黒板15台を御寄贈いただいております。

さらに、西南学院大学や、豊島岡女子学園など、多くの学生も本市を訪れており、本市が抱える課題について様々な御提案をいただくことになっております。

今後もエンゲージメントパートナーが持つ知恵や資金をいかした共創の仕組みを構築してまいります。

次に、3つ目の御質問。SDG s 教育を今後どのように進めていくのかの御質問についてお答えいたします。

SDG s 推進事業等においては、小学校から高校まで段階的にSDG s 教育の取組を各学校と協力しながら実施しております。これらの成果につきましては、毎年2月下旬に開催している市民対話会において発表いただいております。行動経済学のナッジ理論を取り入れ、地域インタビュー活動や市民皆様に向けて、児童生徒の活動発表など、児童生徒と地域の接点をつくることで大人に気づきを与え、意識、行動変容を促していくすばらしい活動となっております。

このナッジと申しますのは肘で突っつくという意味でございますけれども、1例を挙げますと、ゴミ拾いなど環境に関する体験などを子どもが家庭や地域で話すことによって、親を含めた大人が何か気づき、行動が変化していくきっかけとなるといった、このようなことで御理解いただきたいと思います。

本市の特徴といたしましては、SDG s 教育の取組と市民対話会の取組を連動させ、地域事業者とのマッチングや、政策へ意見を取り入れている点です。対話会の参加者は高校生が4割強と、未来を担う若い世代のアイデアがまちづくりの原動力となっております。特に昨年度は、壱岐高校の探究活動から「マッチングめぐり」という農業を手伝いたい人と農家をマッチングするサービスアイデアを考えたチームが、朝日新聞社主催、SDG s QUESTみらい甲子園九州北部エリア大会で優秀賞、全体の第2位を受賞いたしました。

また、「神社エール」という、神社を身近に感じる未来をつくるために、堅苦しいイメージがある由緒書きを現代風に更新することで神社を応援するアイデアを考えたチームが、長崎県高校教育課主催の長崎を元気にするアイデアコンテストで最優秀賞を受賞。全国大会と位置づけられるワールド・ワイド・ラーニング探究発表会で、1位相当の優秀賞受賞という輝かしい成績を収めております。

人口減少が深刻化する中で、定住人口の増加が理想ではありますが、関係人口化も選択肢として重要なポイントであると考えております。夢の実現のために大学進学、就職に羽ばたいていく子どもたちに、ふるさとの魅力、誇りを持ってもらうことができれば、企業等で働く中で仕事として壱岐に貢献したり、ふるさと納税で壱岐を応援するという関わり方も考えられます。現に壱岐高校のイノベーションサマープログラムで、大学生メンターとして、高校生のサポートのために戻ってくる高校OBの大学生からは、社会人になってもこの活動は継続したい、探究活動をきっかけに地方創生系の学部に進学し、将来は地元に戻って地域創生につながる仕事をしたいといった声も聞かれるようになってまいりました。

SDG s 教育の取組につきましては、中長期的な視点で継続してこそ成果が現れるものと考えておりますので、各学校の先生方、教育委員会等とも協議しながら内容を磨き上げ、継続してまいりたいと考えております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 今回、かなり抽象的な質問になってしまったかなと思ってまして、それでなかなか答弁も難しくなってしまったのではないかなと思っておりますが、しかしこのエンゲージメントパートナーであるとか、SDG s そのものについては、やはり腹に落とし込むにはかなり時間がかかるということで、市長も喜んでこの質問には受けて立っていただいていると思っております。

1つ目の回答の中で、初めて聞くSDG s ポイントという言葉が出てきましたけども、これについては、どこかほかの自治体の取組であったりするのでしょうか。また、ポイントをつけるには財源も必要になるかと思えますけども、それについてはどうお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） このSDG s 認定制度につきましては、長野県あるいは神奈川県等々が幾つかございます。

財源につきましては、今年度は一応登録というか、そういったことで進めていきたいと思っておりますので、来年の当初予算で財源を確保したいと考えておるところであります。まだ、どこからかということは、まだ研究中でございます。

○議長（小金丸益明君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） 既に取り組んである自治体があるということで、その動向をしっかり注視していただきまして、またポイントについてはこれから考えるということですので、その取組の具体的な案を待ちたいと思っております。

SDG s 認定制度については、以前一般質問取り上げました、アダプト制度を取り上げましたけども、それに近い内容になっているのかなと個人的には思っていますので、その点期待をしたいと思っております。

2点目の質問のエンゲージメントパートナーについての質問を今回考えたきっかけが、3月の予算委員会で東京事務所の報告がありまして、予算委員会の中でなかなか珍しい形での報告ということで、かなり象徴的に東京事務所、それからエンゲージメントパートナーの取組を進めていこうということを感じましたので、今回このような質問になった次第です。

エンゲージメントパートナーとSDG s を関連づけたときに、老岐版SDG s、老岐の島の

持続的な発展というのを考えたときに、やはり島の外から資源が必要であるという認識で様々な施策が考えられております。そのことは確かにそうで、やはり島外から壱岐市に愛着を持って関わってくださっている人や企業に支えられているということは数え切れないほどあります。しかし、やはりそこは人と人の関わりの中でできていくものですから、合う合わないという問題も出てくるかと思えます。例えば、エンゲージメントパートナーさんが、壱岐市の課題はここにあるからこうしたほうがいいですよという提案があったとしても、壱岐市民としては、いや、そういうことは別に困ってないので受け入れられませんという回答があったりとか、逆に、本当にいい取組を提案していただいたとしても、そこにやっぱり人間関係の構築ができてなくて不信感があって、そこでうまくいかないというようなこともあったりすると考えられます。

取組そのそのものではなくて、そもそも人と人が合わないという、そういう関係性の構築に終始してしまうということを懸念しておりますが、その点についてはどうお考えでしょうかということをお伺いします。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** このエンゲージメントパートナーシップというのは、押しつけとかいうことは全く考えられません。お互いがウィン・ウィンになる関係を築いていくというのがこの基本的な考えでございます。例えば例を申し上げますと、12日にルートレック・ネットワークスさんという方がお見えになりました。これはどういう方かといいますと、株式会社クボタとこのルートレック・ネットワークスさんと、三者でエンゲージメントパートナーを締結したんです。その方が、石田町のある農家のハウスを借り上げてまして、高畝のアスパラ栽培を実施をするという、そういった取組でございます。いわゆる壱岐のスマート農業をクボタさん、ルートレック・ネットワークスさんが支援する。壱岐市はそれに対して圃場を提供するとか、そういったお互いがウィン・ウィンになるような関係のパートナーでございますので、今、議員がおっしゃられた御心配は、あまり当たらないんじゃないかと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 山川議員。

**○議員（6番 山川 忠久君）** まず対等なウィン・ウィンという関係を構築していくということですけども、ただいえば、市民が気持ち的に対等な関係を築けるかというのと、やはりどうしても外部の人に身構えてしまうということはあるわけで、そういう相手に対して、もうぶれない人間を育成していくということが必要ではないかと思っております。相手に対してひるまないとか、おもねらないとか、逆に偏見を持って接しないとか、そうした人間を、人材を育成するためにはどうしたらいいのかというのは常日頃考えているところであります。どうしたらそういう人材育成できるかというのと、個人的にはもうその人がいろんな人と出会って、そしていろんなところに出向いて、様々な知見を得ていくことでしか成長できないんじゃないかと思っ

ているんです。そういうことで考えると、対話会というのは1つの解決策になるとは思って  
おります。でも、その対応会に参加してもらうことが難しいんだという課題も聞いているところ  
なんです。

唐突な話になりますけども、自分もいろんな組織の一員として活動しております。それぞれ  
の組織の中で議員としての目線でもあり、壱岐市の持続的な発展について考えることがありま  
す。

例えば消防団員としては、どうしたら災害に強いまちづくりをしていけるのか。消防団員の  
減少にどう対応していくのか。あるいはPTAでありますと、子どもたちにどういう環境をつ  
くっていくのか、そして子どもたちが壱岐に残りたいと思っていただけるような島をどうやっ  
てつくるのかとか。あとは（・・・）が商工会青年部にいました。いろいろと周りと関係を構築  
しながら、事業の持続的な発展をどう進めていけばいいのかという、そういう切り口があれば、  
自分に今足りないのが、この島に足りないのが何かということを感じつきっかけになると思っ  
ています。

そういうことを考えますと、対話会のアプローチの仕方について、今言った組織だけではあ  
りません。様々な組織があります。そうした組織に働きかけをしていくということが大事では  
ないかなと思っておりますが、そういうことが資料にありますように、市民一人一人が抱える  
個人の課題の延長としての社会の課題を設定し、誰もがまちづくりに参加できる仕組みを構築  
ということにつながっていくと思っておりますけども、それについてどういうアプローチをしたら  
いかということをお伺いしたいと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** 今、山川議員がおっしゃった、そういったもろもろのいろんな事象が  
考えられるわけでございます。今、壱岐市といたしましては、プロジェクトマネジャーとい  
うのを採用いたしておまして、企業と行政、あるいは個人と行政、企業と企業、個人と個人、そ  
ういったものを何と申しますか、コーディネートといいますか、その辺をうまく結びつける役  
割を担っていただけるプロジェクトマネジャーを採用いたしております。ただいまの御意見に  
ついて、ぜひ彼にそういったことを伝えて、どういったことで具体的に動けるのかいうことを  
模索してみたいと思っております。

**○議長（小金丸益明君）** 山川議員。

**○議員（6番 山川 忠久君）** ただ1つ、あらかじめ指摘しておきたいのは、ありがちなこと  
として、取りあえずそれぞれの組織に、誰か対話会に出してくれということで参加してもら  
って、対話会を開催します。それで感想を聞いて、それで参加者はかなり満足度が高い取組だ  
と思ってるんです。それで、1回限りで満足して、それでパッケージとしてはもうそれで終わり

ですから、それで終わりということになってしまうと、それは持続可能性としてどうかなということがありますので、囲い込むということではなくて、もういろんな組織に対して根を張っていくような、そういうイメージでやっていただければと思います。

最後に、小中高生のSDGsの取組について再質問をいたします。

答弁にあったように、小中高生の取組がいろんなところで評価されていて本当に素晴らしいと思っています。そしてその評価が自信につながり、そしてさらなる活動の意欲となっていると思っています。

一方、先ほどあったように、小学校は海洋教育を主にされておりまして、小学校の小学生の発表などでは環境面についての取組が主なわけですけれども、これ意地の悪い見方をすると、自分たち大人が、子どもに対してそのツケを回しているような状況が可視化されているようにも感じているわけで、今まさに、大人が気づくべき喫緊の課題ではないかなと思っております。

こうした大人に対する強いメッセージが必要かと思えますけれども、その点、市長どのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

**○議長（小金丸益明君）** 白川市長。

**○市長（白川 博一君）** これやっぱりなかなか難しい問題でありまして、今まさにおっしゃるように、子どもが、先ほど申しましたけど、ナッジ、肘で突つつく、いかんよ、お父さんそんなこといかんよ、というようなことを言葉で言うのではなくて、まさに今日ほどどこに海のごみ拾い行ったとか、何で空き缶を捨てる人がおるんやろうとかいう、そういったことを家庭や地域で子どもたちが大人に対して話す。そういったことで、もうそれこそ劇的には全然行動変容ないわけですけれども、やはりそういった話を聞くことによって、大人が、例えば車の窓から空き缶を投げようとしたときに思い出して足元に置くとか、そういったことにやっばつながっていくのではないかと思いますし、やはりこれは教育といいますか、むしろ子どもの教育ではなくて大人の教育につながるわけですけれども、やはり地道なといいますか、長いスパンで考えなくてはいけない問題ではなからうかと思っている次第です。

**○議長（小金丸益明君）** 山川議員。

**○議員（6番 山川 忠久君）** おっしゃるように、もう大人が気づかないといけないという段階にあると思います。大人がどれだけ、それこそ壱岐市に愛着を持っているかということにもつながってくるわけで、例えばエンゲージメントパートナーがいかに壱岐市に愛着を持って接してくれていたとしても、壱岐の大人が、こんな島とかという、そういう言い方をしていれば成り立たないわけでありまして、そういう大人に向けての強いメッセージというのをこれからどんどん考えていただきたいと思っております。

最後になりますけど、あとSDGs未来課の担当職員さんとも事前に面談させていただきま

して、小中学生は壱岐市教育委員会と相談しながら活動できますということですが、高校生は県立高校ということもありまして、高校生のチャンネルはSDGs未来課ぐらいしかなくてというお話もあります。そうした中で、高校生であるとか壱岐校生OBの大学生がそれぞれ関わっていただいているということでもありますので、そうした世代の人に壱岐市に愛着を持ち続けてもらうためのアプローチということを教育長が答弁していただけるようなので、お願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** まず、SDGsに関しましては、本当に先ほどから市長さんは環境のことおっしゃってますけれども、持続可能な壱岐を考えるという意味では環境だけではなくて、人権であるとか、福祉であるとか、経済であるとか、そういった発想も必要でございます、その教育はもちろん先ほどから大人の話になっておりますけど、根本は学校教育が担うものであると思っております。

今おっしゃったとおり、小中は学習指導要領とか、教科書の中でもしっかりと並べられてありますから、ちゃんと勉強してるわけですが、中学校においてはSDGs未来課さんのお助けもあって、学校教育の中でもやっておりますし、今御心配の高校についても、私、壱岐高校の校長とも、壱岐商業の校長とも密に連絡を取っております。向こうから御相談もいっぱい得ております。私どもが表に立つわけいきませんから、SDGs未来課さんを通しながらということになっておりますが、できる協力はもう十分やっております。そういったことで小中高一貫となって壱岐の未来のためにやっていくという思いでおりますので、そこは御理解いただきたいと思っております。

以上です。

**○議長（小金丸益明君）** 山川議員。

**○議員（6番 山川 忠久君）** ありがとうございます。

教育長も壱岐高校の校長、商校の校長と密に連絡、連携取っているとおっしゃいました。御存じかもしれませんが、私は今、壱岐商業高校のPTA会長、赤木議員が壱岐高校のPTA会長をやっておりますので、その点もうまく活用していただいて取組を進めていただければと思っております。

ということで、私の一般質問は終わりたいと思います。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、山川忠久議員の一般質問を終わります。

.....

**○議長（小金丸益明君）** ここで暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

午前 10 時 34 分休憩

午前 10 時 45 分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、15番、赤木貴尚議員の登壇をお願いします。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 赤木 貴尚君） 15番、赤木貴尚が通告に従い一般質問を行います。

本日は、大きく3点質問をしたいと思っております。

2点は教育現場の施設環境整備についてということと、3点目は市長の進退の考えということで質問していきたいと思っておりますので、答弁のほうをお願いいたします。

まず1点目の大きな項目で、壱岐市内小・中学校特別教室や子どもたちが学び過ごす全教室にエアコンを設置すべきという質問を行いたいと思います。

このエアコンの質問、私、今回3回目でございます、1回目は2017年9月でした。当時、久保田教育長に御答弁いただいたんですが、そのときは設置はしないというようなお答えでしたが、翌年の2018年9月には補正を組んでいただいて、設置をするというような御答弁をいただき、普通教室ですね。普通教室とは子どもたちが普通、まあ授業ですね。特別教室というのは、特別な教科の授業をするところを特別教室と通称して言っておりますが、普通教室というのは朝子どもたちが集まって先生たちからの出欠を取ったり、その場で給食を食べたりする教室のことですが、普通教室の設置に関しては2018年9月以降に設置をしていき、今、壱岐市では普通教室は100%の設置をしていただいているというところでございます。

そういう状況で、普通教室、特別教室、両方ともに、子どもたちが学んでいる教室には間違いがないと。その中において、普通教室には100%空調設備、エアコンが設置されており、特別教室と言われる教室には、私の調べたところによると49教室に設置状況で、24.5%の設置しかできてないというところで、その状況を踏まえて、質問としては壱岐市内小・中学校の特別教室や、子どもたちが学び過ごす全ての教室にエアコンを設置すべきと考えるが、設置計画あるのかと。設置予定がない場合の理由は何かということで質問したいと思いますが、ここで言う、先ほども言いましたが、特別教室というのは特殊な科目を学ぶ教室と。それと、子どもたちが学ぶ、学び過ごす全ての教室というのは、子どもたちにとって普通教室以外に特別教室と、それ以外に例えば通級教室だったり、特別支援が要る子どもたちが学び過ごす教室だったり、そういう教室のことを指しております。

とにかく、子どもたちが学び過ごす教室において、エアコン全て設置すべきではないかという趣旨の質問でございますので、そのことについての答弁をお願いいたします。



**○議長（小金丸益明君）** 赤木貴尚議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

**○教育次長（目良 顕隆君）** 赤木議員御質問の、壱岐市内小・中学校特別教室や、子どもたちが学び過ごす全教室にエアコンを設置すべきについてお答えをいたします。

公立学校施設の空調設備については、児童生徒の熱中症対策として国のブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金、この交付金は普通教室の設置が対象の交付金でございましたが、これを活用し、令和元年度に市内小・中学校の全普通教室に290台の空調設備の設置を行ったところ です。

現状として、各学校の特別教室の一部、図書室やパソコン教室になりますけれども、この教室には空調設備は設置済みでございます。音楽室や理科室など、空調設備のないその他の特別教室もありますので、その利用の際、暑い日には空調設備のある教室等に変更し、授業をするなど、各学校が工夫をしながら対応していただいているところです。

また、既に設置してある空調設備の老朽化等による故障も多く、それらの改修や、特別支援教室など、学校の状況に応じた新たな設置を優先的に実施していることから、費用の面を含め、ほかの特別教室に空調設備を設置するまでに至っていない状況となっております。

議員お尋ねの、特別教室等にエアコンの設置計画はあるかについては、現状では計画はございませんが、近年、厳しい暑さが続き、全国的にも児童生徒の熱中症の発生も増えてきている状況から、今後、各学校において児童生徒の利用度が高い特別教室を調査し、学校と協議をしながら必要に応じ設置に向け検討していきたいと考えております。引き続き、児童生徒の安全に配慮した教育環境の改善に努めてまいります。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 赤木議員。

**○議員（15番 赤木 貴尚君）** 私の捉え方としては、設置をする方向で進めていくというふうな答弁だったと思います。山口新教育長になられて答弁をいただけるかと思いましたが、目良次長のすばらしい答弁いただきまして、ありがとうございます。

1つ、私の反省点といいますと、2017年9月に最初のエアコン設置をすべきだという質問をしたときから、早くも5年程度たっております。特別教室のエアコン設置というのは、私が小・中学校のPTA会長をしたときから現場の声としてはありました。しかしながら、その答弁を現場に戻すときに、まずは普通教室からということで答弁をいただいたお話をしてきました。それからもう4年、設置をされてから4年程度たっております。近年の暑さというのは、もう数値で表すよりも皆さんが体感済みですので、分かってはおられると思いますが、この4年間、子どもたちには非常に迷惑をかけたなというところを反省しております。

先ほどの答弁にもありましたが、暑い日は工夫をして授業されてたと。工夫というのはどういう工夫かということ、エアコンのついてる教室で授業してたということところです。例えば音楽に関しては、音楽教室、私の地元であるのは盈科小学校ということなんです、盈科小学校なんかは4階にあって非常に暑いんですけども、盈科小学校のことではないんですけど、とある学校のお話を聞くと、音楽教室が暑いので、そのときは普通教室でやってたというお話を聞きました。やはり音楽にはピアノが必要だったり、ちょっとした防音というか、離れたところにあって、ほかのクラスに音の影響がないところを考えたりするゆえに音楽教室があると思うんですが、暑さゆえに普通教室で音楽の授業をやってたということを知ると、やはり音楽教室にエアコン設置するのは早くすべきではないかなと思います。

私が小学校のPTAをしたときに、ちょっと和太鼓の授業を音楽教室でやりました。非常に暑くて、太鼓たたくんで暑いんですけど、実はそのときに、周辺の市民の方からうるさいということで苦情が来まして、もう窓完璧に閉めた状態で、9月ぐらいだったと思うんですが、授業しました。やはり改めて思うと、音楽教室ってのは防音のこともあるので、暑いからっていつか窓を開けっ放しにして、昔だったらピアノの音だったり、リコーダーの音が心地よく聞こえた時代だったのかもしれませんが、今やはりいろんな方がおられるのと、私がクレームを受けたときに思ったのは、お年寄りの方がお家で寝てあって、その安眠を妨害するから静かにしてほしいというようなお話だったと思います。そういう意味でも、やはり音楽教室に関しては特にエアコン設置を早急に進めて、子どもたちが、やはり音楽のできる教室で音楽を学ぶということは絶対必要だと思いますので、早急をお願いしたいと思います。

理科室のお話もありました。理科室も特殊な授業をするところなので、中学校であつたらバーナーを使ったりとか、いろんな特殊な機材があるということで非常に必要性も感じます。

私がもう一点聞いたのは、家庭科室のお話でした。家庭科室が暑いので普通教室でやろうと思ったけれども、ミシンの授業をしようと思ったがミシンがないと。それはそうだよなと思いました。家庭科室というのは家庭科のための授業ができるように、ミシンがあつたり、いろんな調理する環境だったりするのにもかかわらず、エアコンがないので普通教室でやろうと思ってもそれは難しいというのが現場の声でした。

優しくも厳しい言い方をしておりますが、現実はそのことをしっかり理解していただいて、早急に予算措置等を考えてやっていただければなと思っております。全ての教室となると、財源がどうなるのかということを考えられる市民の方もおられますが、いろんな国の補助制度もありますので、そういうところをしっかりと使っていただいて、壱岐に住む子どもたちはすばらしい環境で学びの保証ができているところを売りに、今後も新山口教育長の下、教育現場をどんどん活性化して盛り上げていただけたらなと思いますので、よろしくお願

ます。

それでは2点目の質問に移りたいと思います。

2点目も、やはり空調設備のことについての質問ですが、壱岐市内小・中学校の体育館の環境整備にということです。

質問の趣旨としては、壱岐市内の小・中学校で気温の高い季節に使用するときには義務教育で学ぶ場所、社会教育で学ぶ場所、避難所として過ごす場所、それぞれの役目がある場所としての環境整備はできているのかということで見解を求めたいと思います。

小さな項目として、1番目に義務教育を学ぶ場所として適切な温度で学べないときの対策はということと、2番目は社会教育で学ぶ場所としての適正な温度で学べないときの対策はということと、3番目には避難所として過ごすときに、避難所の場所として適切な気温で過ごせないときの対策はという、ちょっと私の国語力のなさが露呈している質問ですが、要は小・中学校の体育館、非常に利用頻度が高いわけです。

先ほどの答弁で、実はその利用頻度に応じて、高い場所に設置をしていくという答弁がございましたが、小学校、中学校の体育館、非常に利用頻度が高いと思っております。今ここに書いてますが、最低でも3つですね。子どもたちが学ぶ教育現場としての体育館の使用。2番目の社会教育ということに関しては、部活であったり、一般の利用者の方が健康維持のために使われる社会教育としての使われる体育館。そして3番目には、いざ大きな災害が来たときに避難所としての体育館。ほかにも、地域によってはどうか、壱岐ではあるかどうかを、ちょっと定かではない。選挙で使ったりとか、あとは壱岐市ではスポーツ合宿とかも非常に積極的に誘致されてますが、そういうスポーツ合宿で来たときとか、あとは文化系の合宿とかでも、吹奏楽部がマーチングの練習をしたりとかする場合においても体育館を使用すると。そういう点では、非常に体育館の利用というのは高いなと思っております。そういう意味で、先ほどの答弁でいうと、利用頻度が非常に高い体育館ですが空調設備が整っていないというところがあります。

それによって、気温が高くて学べないというときにどういう対策をしてるのかということ、ちょっと御答弁いただきたいなと思っております。お願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 目良教育次長。

〔教育次長（目良 顕隆君） 登壇〕

**○教育次長（目良 顕隆君）** 小・中学校体育館の環境整備についてお答えをいたします。教育委員会からは、1番目の義務教育、そして2番目の社会教育で学ぶ場所として適切な気温で学べないときの対策はという今の現状をお答えをいたします。

まず、1番目の義務教育で学ぶ場所としての対策についてでございますが、現在学校では換気の徹底や、室内用扇風機を使いながら体育館を利用しておりますが、熱中症の高いリスクが

考えられるときは、エアコンの設置されたほかの教室等で、オンラインを含め同様の活動ができないかを検討し、可能な場合はそこで実施をしております。それができない場合においては、実施可能な時間帯や、実施する日を変更するなどして対応しているところでございます。

次に、2番目の社会教育で学ぶ場所としての対策についてでございますが、小学生の各種ジュニアチームや社会人チーム等での利用の際には、チーム関係者により換気をしていただくといった対策とともに、いわゆる暑さ指数に御留意いただいて、気温や湿度が高いと感じられるときには利用を控えていただく、その判断をしていただくということが一定浸透してるのではと考えております。

以上のとおり、義務教育、社会教育の施設として利用している小・中学校体育館は、熱中症予防における空調設備等の環境整備はできていないと認識をしておりますが、その対策について早急に対応することは財源を含め困難でありますので、体育館の利用をされる各団体の皆様には館内の気温や湿度を確認しながら利用していただくなど、御理解と御協力を引き続きお願いをしていきたいと考えております。

〔教育次長（目良 顕隆君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 中上総務部長。

〔総務部部長（中上 良二君） 登壇〕

**○総務部部長（中上 良二君）** 赤木議員の3番目の御質問につきましては、総務部、私のほうからお答えをさせていただきます。

避難所として過ごす場所として適切な気温で過ごせないときの対策はどの御質問でございますが、平成30年9月会議において、赤木議員から、指定避難所、緊急避難所へのエアコンの設置についての御質問、あるいは御意見をいただき、そのときの答弁といたしまして、指定避難所はそれぞれの利用目的のために、現に整備されている施設を使用することを基本としており、大谷体育館や石田スポーツセンターを避難所として利用するがために、エアコンを設置するという計画は現在のところ持っておりませんが、いろいろな施設に対応可能な持ち運びのできる大型の冷風機、扇風機やストーブ等の非常用資機材については、備蓄を進めているとの答弁をさせていただきます、また、その折の赤木議員からいただきました御意見等を踏まえまして、ただいま申し上げました資機材の整備を行ってきたところでございます。

現在、暑さ対策といたしましては、大型扇風機を104台、スポットクーラーを23台、寒さ対策としましては、ストーブを20台整備し、また停電時にも対応できるよう発電機25台を整備しているところでございます。

指定避難所内の空調設備の必要性については認識をいたしております。防災担当部署といたしましては、指定避難所として体育館も指定をしておりますが、基本的には、各町ごとに空調

設備が整備された壱岐の島ホール、勝本町ふれあいセンターかざはや、芦辺町クオリティーライフセンターつばさ、石田農村環境改善センター等開設をしているところがございます。

また、令和2年9月の台風14号の接近の際には、自主防災組織等10組織で地元公民館を自主避難所として開設をいただいた例もございます。地元公民館で自宅からも近く、安心して避難できたという御意見もありましたので、防災における自助、共助、公助のうち、公助でカバーできない部分につきましては、自主防災組織等によります共助の取組といたしまして、公民館等を活用した避難所開設に御協力をいただければと考えております。

しかしながら、体育館にせよ、あるいは他の施設にせよ、防災上の必要なハード整備は必要かと存じますので、引き続き、現在整備をいたしております移動できる資機材の充実を図るとともに、空調の設備についても、例えば施設全体ではなく一部の部屋への整備など、所管部署とも協議をし、研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部部長（中上 良二君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 赤木議員。

**○議員（15番 赤木 貴尚君）** まず、教育委員会からの答弁ですね。私の捉え方がもしも間違っていたら間違ってたと言っていたいただきたいんですが、暑いときは使わないというようなことかなと思っております。

コロナ禍のときに、学びの場を止めないという言葉が出たと思うんですが、やはり学ぶ場をなくさないというのが教育委員会の見解だったと思います。ゆえに休校もせず、コロナ禍でも周りも注意をしながら換気等もしながら、学ぶ場を確保するというようなお答えで、非常にすばらしいなと思っておりました。子どもたちが、やっぱ学ぶ場を提供するのが必要だなというところを感じました。

今回、私思ったんですけど、もしも使わないという答弁が来たときに、子どもたちが学ぶ場というのをなくしてるんじゃないかなと思いました。そのために、いや、なくしてないよと、ほかの場でやってるよと、今さっきのことはリモートでやってるよと。僕、体育の授業リモートでできるんだなと改めて思ったんですが、現場の声としては聞いたことがないんですけど、何が言いたいかという、これ財源の問題あると思ってちょっと調べてみると、文科省が2023年4月19日に公立学校施設の空調設備の今後について公表したと。地域の避難所として役割も担う体育館については、空調施設と合わせて断熱性も確保するよう要請とともに、国庫補助の対象となるため、自治体での検討を進めるように促したというような記事がありまして、まさしくこういう国庫の補助があるというようなことも見まして、何かうまく使えないかなとは思っておりましたが、インターネットでとある広島の市長さんの答弁を聞いてると、こういうふうに

言ってたんですよね。これ議会からの質問で、その市長さんに体育館に空調の、エアコン等の施設設置の計画を考えているようだが、意図は何だというような質問があったときに、その市長はこう答えました。暑いからですと。シンプルに暑いからですということと言われて、この国庫の補助のこともと言われてましたが、確かに暑いからエアコンを設置する。私たちが今日、何かちょっとパフォーマンス的に、議長にお願いしてエアコン切ってから、ちょっとこの議会やってみましょうかって言いたかったんですが、暑い中でやはり何かをすること、勉強でもそうですけど、体育の授業とかで、ましてや体動かすのに、暑いのに、やはりエアコンがないと厳しい状況だと思うんですよね。昔は涼しいのもあったんで、僕らの小学校のときはもうエアコンとかなしに、窓開けた状態でできてたんですけど、やはり今もう近年、この温暖化の現状を考えると、国も体育館にエアコンをつけるべきだということで、こういう国庫の補助もあるよということで進めてきております。

財源の問題、非常に難しいとは思いますが、もうエアコンをつける時代になってることは確かです。その上で、体育館というのはいろんな方が使うということです。子どもたちの勉強はもちろんのこと、社会人の健康維持のために使ったり、いざというときに避難所としても使うということで、本当に利用頻度が高いので、この体育館のエアコンの整備というのは、将来的にというか、早いうちに検討すべきだと思って今日質問しております。

学ぶ場をなくしてはいけないということと、先ほど中上部長の答弁でもありましたが、スポットクーラーも23台もあって、これ使うためのいろんな問題点があるから、小学校の授業とかで、小・中学校の授業で、体育館で使わせないのかもしれませんが、もう僕も議員長くやってるんで、そこら辺のことは分かれよと思うんですが、もう全く分からないというてい言うのと、何で23台もスポットクーラーあって、大型扇風機が104台もあって、それが避難のときしか使えないで、体育館の授業のときは何で使えないんだと思うのが正直なところです。

ただ、郷ノ浦庁舎がエアコン壊れたときのスポットクーラー使ってあったんですけど、あれは何のスポットクーラーなのかなと思うんですけど、やはりもう本当、何か素人っぽい疑問で申し訳ないんですが、市の財産としてスポットクーラーがあるんだったら、教育現場でもそれを使っていいんじゃないかと思うんですよね、23台もあるなら。それをもっと増やして、教育現場でも使える、社会教育現場でも使える、避難所でも使える、もう全てにおいて使える財産として、壱岐市で、スポットクーラーからでもいいので、体育館でスポットクーラー置いて、大型扇風機でその冷風を全部館内に回すぐらいの取組、まずその小さな一歩でもいいので、進めるべきだと思います。

この23台のスポットクーラー、教育現場とかで使うことが難しいのかなという再質問をしたいんですけど、どなたかお答えができるのであれば、お答えを願いたいと思います。

○議長（小金丸益明君） 中上総務部長。

○総務部部長（中上 良二君） 赤木議員の再質問、お答えをさせていただきます。

このスポットクーラーにつきましては、先ほど赤木議員、郷ノ浦庁舎の空調の故障のときにということでしたが、まさにこれを活用しているというような状況でございます。

また、ほかにもそういった、あるいは故障だとか、そういったところで冷房がきかなくなったというようなときについては、こういったものを活用をしているというような状況でございます。一応防災という形で整備はいたしておりますけれども、状況に応じてこれは対応できるものは、防災担当としてはしたいということで考えておりますので、そういった協議をしながら対応はしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 非常に答えにくいと思いつつも質問をしてしまいました。

協議をしていただいて、もう縦割りじゃなくて、横つながりで、横断的に市の財産をうまく活用して、子どもたちのためや、いざというときのために使えるようなもの、今のうちにしっかり整備していただいて、1日でも早く使える御相談を、協議をしていただきたいなと思っております。

もうこれ以上の答弁は求めませんが、もうシンプルに言うと、簡単に使えるようにしていただいて、どうせあるなら使って、故障したらまた新しいの買うぐらいの気持ちでやってほしいなと思います。もうシンプルにそのことだけをお願いして、教育現場等の施設環境整備については、質問は終わりたいと思います。

それでは、3番目の次期市長選挙に向けて白川市長に答弁いただくんですが、進退の考えはということで質問をしたいと思っております。

白川市長の任期も令和6年4月17日までということで、4期16年の任期を終えられようとしておられます。次期市長選の御自身の進退についてお伺いしたいと思います。続投を目指して5期目をチャレンジされるのか、勇退をされると。勇退というのは後身に道を譲るということですが、後身にということであればどなたか、市長がこの人は、こいつは、こいつはって言ったらあれですけど、彼ならとか、彼女ならと思うような方がおられるのであれば、そういう現時点でのお考えをお聞かせ願いたいと思っております。

市長の答弁をよろしく申し上げます。

○議長（小金丸益明君） 白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 15番、赤木貴尚議員の御質問にお答えいたします。

次期市長選での進退の考えはどの御質問でございます。

私は平成20年、2008年4月に初当選以来、16年目を迎えております。私はこれまで市民皆様の御理解と御協力に支えられ、市政振興に全力を尽くしてまいりました。

現在の私の心境を申し上げますと、まず政治は生き物であります。様々な事象の変化に対応しなければなりません。そのため、信念を貫くためには、信念がないと思われても仕方のない朝令暮改的な対応をも余儀なくされます。今一つ、方丈記の冒頭部分、「行く河の流れは絶えずして、しかももとの水にあらず」の言葉を、身をもって感じているところであります。

そのようなことから、たとえどれほどのことをしても、政治には全体としての達成はない。言い換えますと、全てに対応しようとする努力に終わりはないと思っております。それゆえ、私は常々、市長は、体力、気力、知力が充実していないと務まらないと考えております。現在、この3つの力が持続できるのかどうかについて自己診断中でございますので、進退の判断について、今しばらく御猶予をお願いしたいと思っております。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 赤木議員。

○議員（15番 赤木 貴尚君） 自己診断中ということで、私も現時点でのお考えをということで聞かせてくださいということで質問させていただきました。

今後、市長がはっきり続ける、やめる、どちらかを選択されるときが来られると思います。今までやられた実績を継承していく、続けていくという気持ち持ちながら続投される決断をされるのか、または後身に譲るということでどなたかを御指名されるのか分かりませんが、そういう場合があるのかもしれませんが、やはりそのときには、市長が、今日はちょっと再質問を考えてたんですが、市長が今、現在自己診断中ということで、ちょっと質問はもうしませんが、市長には、最終的には自分が今までやってこられたことの評価と、今後、やり残したことや心残り、政治には終わりが無いというお答えでしたが、やり残したこと、心残りのこととか、あとは次の方に譲る場合であれば何を継続してほしいのかなとか、そういうことで、また新しい取組はこうしてほしいとか、自分だったらこうするよというところをしっかりと表明していただいて、市民が納得する答えを出していただきたいなと思っておりますが、市民の納得というのも難しいところではあります。市長が今までしっかりリーダーシップを取ってやられたことを、今後市長がどのように判断されて、続けるのか辞めるのかということは、しかるべき時期に発表していただきたいなと思っております。

私の口から言うのも何ですが、白川市長、4期16年、本当にいろんな紆余曲折あられたと思います。いろんなことを、市民からすると、よかった、頑張ったということもあれば、何やってるんだというようなお声もありました。それは、正直言ってなかなか100%全てを理解し



てもらうのにはいろんなことが難しいと思います。

ただ、今市長が、市長のかじ取りでこの壱岐の船、壱岐号も16年間ずっと進んできたわけなんです、いつかその総括をするときがあると思いますが、やってこられたことをいろんな意味で、みんなでしっかり評価し合って、先ほども言いましたが、よかったことはよかったとしてしっかり認めるべきであるし、白川市長、そこは駄目だったよというところはしっかり駄目というような答えを出しながら、市民はしっかりそこも理解した上で、最終的には市長も市民も私たちも、この壱岐の島がよくなることを願ってることは間違いないと思います。壱岐の島がよくなることを、市長も市民も私たちもみんな願っていることでありますので、来期、この壱岐号が誰のかじ取りになるか分かりませんが、みんなの共通していることは、壱岐の島がよくなることだけを願っていきたいと思います。

本日は教育現場のことと市長の進退ということで、この3点を質問させていただきました。前向きな答弁と、市長の自己診断中というような答弁をいただいたということで、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

〔赤木 貴尚議員 一般質問席 降壇〕

○議長（小金丸益明君） 以上で、赤木貴尚議員の一般質問を終わります。

○議長（小金丸益明君） お諮りします。

10分間の休憩の後に武原議員の登壇でよろしいですかね。よろしいですか。

それでは暫時休憩いたします。再開を11時35分とします。

午前11時23分休憩

午前11時35分再開

○議長（小金丸益明君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 3番、武原由里子が質問通告に従って、大きく3点質問いたします。

まず1点目です。安心して働き、安心して生活ができる福祉のまちづくりの推進に向けて、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた土地、地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、社会資源の少ない壱岐のこの島では、重層的かつ全世代、全対象型の支援体制が必要です。市民参画はもちろん、専門職の多職種や役割分担、行政主

導での制度運用が求められています。

以下、2点についての現状と課題、今後の方策について伺います。

まず1点目です。壱岐における医療的ケア児及びその家族に対する支援について。

2点目が、障害者就業・生活支援センターの設置、準備状況について、御答弁をお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁をお願いします。西原市民部長。

〔市民部部長（西原 辰也君） 登壇〕

**○市民部部長（西原 辰也君）** 3番、武原議員の医療的ケア児及びその家族に対する支援についてお答えいたします。

令和3年、法律第81号、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律、通称医療的ケア児支援法でございますが、国や地方自治体に対し、医療的ケア児の支援を行う責務を負うことを明文化した法律でございます。

壱岐市において、令和3年度までに現在4名の医療的ケア児がいらっしゃいます。これまでも医療的ケア児の状況に応じて、切れ目のない支援が行えるよう、関係機関と連携を密に図りながら支援に取り組んできております。しかしながら、本市においては在宅医療における制度、訪問看護師の不足等、様々な課題を抱えております。その解決策の一環として、議員も御存じのとおり、昨年設置されました「長崎県医療的ケア児支援センターつなぐ」と、現在情報の共有、連携を行い、医療的ケア児とその御家族に寄り添いながら、市としてもどのような支援ができるのかを模索をしている最中であり、今後とも共生社会の実現に向けた取組を行ってまいります。

次に、2つ目の障害者就業・生活支援センターの設置準備状況についてでございますが、議員も御承知のとおり、障害者就業・生活支援センターの運営主体は、支援対象障がい者の職業の安定を図ることを目的として設立をされた一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等であるため、壱岐市では昨年8月に市内の就労支援B型事業者の3事業者及び社会福祉協議会に対しまして、長崎県や公共職業安定所とともに事業概要の説明会を実施いたしております。

現在、障害者就業・生活支援センターは、壱岐市においては未設置であります。壱岐障害者地域活動支援センターひまわりが、相談支援事業として関係機関と連携をし、就業を含めた様々な相談に応じ、情報の提供、サービス利用等の支援等を実施しているところでございます。

以上でございます。

〔市民部部長（西原 辰也君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** 御説明いただきました。

まず1点目の、医療的ケア児及びその家族に対する支援について、丁寧に御説明いただきました。法律ができておりますので、これは地方自治体の責務として、きちんと対応して今行かれているということをお聞きいたしました。しかしながら、やはりいろんな面で整っていない、模索しながら今進んでおられるという状況、よく存じ上げました。

私も今回質問するに当たりまして、地元紙でも取り上げておられました、この御家族の方から御相談がありました。私も実際に、県の医療的ケア児センターのお二人が壱岐に来島された9月4日に御自宅を御訪問いたしました。本当に御家族の方、また御親戚、また市の関係のヘルパーさん、保健師さん、こどもセンターさん、訪問介護、ヘルパーさんなどなど、たくさんの協力が得て、今2歳を過ぎて生活しておる。本当に感謝しておられました。

しかしながら、やはりこの法律の基本理念の第5番、居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられるような施策というところが、まだまだ壱岐には足りていないのではないかと思います、今回質問いたします。

県のセンター長さんもおっしゃっていましたが、壱岐にはまだコーディネーターが設置されていないということでした。県内を見ますと、22か所、事業所にコーディネーターを設置されています。残念ながら離島ではまだいच्छゃらないということなんですけれども、壱岐にいच्छゃる、本当はかなり重度の医療的ケア児さんに対応するには、やはり早急にこのコーディネーターを設置していただきたい。国の令和5年度の予算にも、このコーディネーター設置のための予算が、国と県とで2分の1補助がついております。壱岐の場合は、まだまだ人材がということだと思いますけれども、待っていても育ちません。ぜひ、養成をまずしていきながらのコーディネーター設置を目標に、その辺りをしていただきたいと思いますが、そのような動きは今の現段階ではいかがでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

**○市民部部長（西原 辰也君）** 医療的ケア児、コーディネーターの配置ということでございますが、現在いきいろ子ども未来課及び壱岐こどもセンターで医療的ケア児コーディネーター、資格を有する職員は不在でございます。専門職員による資格を取得に向けた準備を、現在県の医療的ケア児支援センターのほうとも協議をいたしまして、資格取得に向けた職員養成を検討中でございます。今年度中に取得に向けた研修等受けさせる予定でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** 大変前向きなというか、今年度中に養成できるということは本当に当事者の御家族も含めて安堵されると思います。ぜひ、そのようにやっていただきたいと思います。

実際には、そのコーディネーターだけでは、やはり足りません。国の予算では、もう一点ついておりました。在宅医療関連講師人材養成事業というところで、高度人材を養成するための費用も国の予算がついております。ぜひ、これは本当に壱岐市だけでは難しいと思います。地域包括ケアシステムの中での子どもの部分、医療的ケア児という部分になると思いますので、ぜひ島内の各関係機関も含めながら一緒にやっていただきたいと思います。

実際に、今回保護者の声としては、島だからとか前例がないからということで、この医療的ケア児がケアを受けられないというのはとても悲しいと。やはり壱岐に住んでいても、この医療的ケア児を育てられるんだということを、自分がまず第一歩として、それを道を開いていきたいとおっしゃってました。そして、これは娘から託された使命だとも言われました。自分が声を上げることで、医療的ケア児の環境が変わる。1歳までの生存率が本当1割だそうです。それが今2歳まで生きておられます。こういう大切な命を、この島の温かいサポートで受けられる。本当に感謝しておられました。それをもっともっと前に進めていただきたい。一番大きいところは、救急搬送で救急隊の方が本当にシミュレーションしながら、そのお子さんの搬送の仕方を、もう全ての方ができるようにされてる。相当感謝しておられました。家もすぐに通報したらすぐ駆けつけてくださる。本当にありがたいとおっしゃっております。これも様々な方の協力があってこそということですよ。

そして、先ほどの県のセンターから来られておりました、コーディネーターの方が言っておられました。まずは地域皆さんに知ってもらうことが大切ですよということでした。なかなかほんの、先ほど4名ということでしたけれども、本当にこういう方も島の中にいて、一緒に生活をしているということを皆さんに知ってもらうこと。決して無関心では駄目ですよということをおっしゃっておられました。

先ほども部長答弁のとおり、共生社会、一緒に生きていく社会をつくるためにも、まずは知ってもらう。そして、そこで何ができるのかということをお皆さんで考えていただきたいということでした。保護者の方が今考えておられることを、ちょっとお知らせしたいと思います。

まずは家族会を発足したいとおっしゃっております。今、4人の方とのつながりもまずない。自分の不安とか悩みとかも吐き出せる場が欲しいということでした。家族会をすぐにつくりたいということですよ。

あと2つ目が、先ほどの知ってもらうというところで、市民公開講座など、学ぶ機会をやはりつくっていききたい。これは行政のお力も必要ですよということでした。そして、またこの18トリソミーのお子さんの写真展、皆さんに知ってもらいたい、頑張っている姿、また同じような境遇の方もいらっしゃる。全国で写真展があっているんですけども、そういうのを壱岐でやりたいとおっしゃっておりました。

壱岐でも安心して生活できる、そして安心してまた働くことができる環境をつくること。まずはその一歩として、この医療的ケア児の、及び家族に対する支援のほど、よろしく願いいたします。

2点目の障害者就業・生活支援センター、これは通称なかぼつと言われております。先ほどの説明のように、壱岐ではまだ設置できていないという、県下では壱岐だけになっております。やはり今動いているということですが、なかなか障がい者と言われる方の就労をサポートできる場が、壱岐では、ひまわりさんがすごく頑張っておられるんですが、実際にはハローワークさんとかもされております。しかしながら、障がい者と企業の間で仲を取り持つというところで、なかぼつさんということになると思うんですが、やっぱりこの障害者就業・生活支援センターというのは、やはり早急に設置をお願いしたいと考えております。

2つの就労支援と生活支援、このどちらもがやはり壱岐では足りていない。

また、ジョブコーチという認定の方もおられません。やはり人材不足というところもあるでしょうけれども、これも先ほどと同じように、人材は育てないところから降ってはきませんので、それも含めて壱岐市のサポートを全です。大事かなと思っています。こちらの設置の目標とかありましたらお聞かせください。

**○議長（小金丸益明君）** 西原市民部長。

**○市民部部長（西原 辰也君）** 障害者就業・生活支援センター、通称なかぼつセンター、議員おっしゃられました。

これについては先ほど答弁で申し上げましたけれども、運営自体が支援対象障がい者の職業の安定を図ることを目的として設立をされた一般社団法人、社会福祉法人、医療法人等であるというところがございます。そのようなことで、説明会を昨年いたしましたけれども、現在まで設置ができていないという状況でございますが、その理由と申しますか、非常に、これは国、県からの委託ということになりますけれども、業務委託の要件が厳しく、他の圏域の指定法人でも継続が非常に厳しいという話も伺っております。そのようなことがございますが、今後も市内の社会福祉法人等とも協議を重ねていきたいと思っております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** 大変厳しい状況とは存じ上げております。実はある方が、壱岐には就業できる企業がない、だから大村や福岡へ移住されたほうがいいですよとまで言われている方が相談に見えました。やはり、これ、こうなると、壱岐では安心して住み続けられないということになります。こういうことがないように、やはり本当に早急に、難しい問題ですが、だからこそ市も上げてサポートしながら、こういう設置を前に進めていただきた

と思いますので、そうすることによって安心して働き、安心して生活できる壱岐の島、福祉のまちづくりが推進できるのではないかと考えております。大変なことだと思いますけれども、今後とも継続して取り組んでいただきたいと思います。

以上で、1つ目の質問は終わります。

続きまして、2つ目です。誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策についてです。これは昨年6月にも一般質問いたしました。学校へ行きづらい児童生徒への支援の拡充についてということで質問しておりますが、今回はその内容も踏まえて、現状等、また課題も含めて御答弁をお願いいたします。

学校内外の専門機関等で相談を受けていない小中学生が、全国では今4.6万人ということ。不登校児童生徒の中で2割弱が、全くどこにもつながらずに相談を受けていないという現状があります。不登校により学びにアクセスできない子に必要な支援は、行政や学校だけではなく、スクールカウンセラー等の専門職や、医療機関、家庭、地域、民間団体等の包括的な支援体制が必要です。

以下、3点について、壱岐市の不登校対策の現状と課題及び文部科学省が発表しておりますCOCOLOプランに沿った壱岐市の方策についてお伺いいたします。3つですね。項目としては3つです。

まず1番目、不登校の、通告では支援と書いておりましたが、正式には壱岐市不登校相談ネットワーク、i-ネットの運用についてが1点目です。

2点目が、これも教育支援センターと書いておりましたが、正式には教育支援教室ということでした。教育支援教室太陽の利用実績について。

3つ目が、保護者の会と居場所づくりの支援について、御答弁をお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

〔教育長（山口 千樹君） 登壇〕

**○教育長（山口 千樹君）** お答えいたします。

まず不登校対策の第1の壱岐市不登校相談ネットワーク、i-ネットについてでございます。

これは平成22年に運用が開始されておまして、目的として相談のワンストップ化のほかに、行政機関同士の情報共有による対応の迅速化というのがあったというふうに理解しております。

実際、現在の運用状況でございますが、学校に行けないことが相談の内容でございますので、ほとんどは学校を経由して市教委に上がっている状況でございます。市教委の相談実績としましては、令和4年度は28件、令和5年度は4月から8月までの実績で8件となっております。これらの相談に対応する場合に、先ほど言ったi-ネットを使いまして、関係する課と連携し

ながら対応しているというところでございます。

次に、教育支援教室太陽でございますが、先ほど申しましたように名称が変わっております。この利用実績でございますが、令和5年9月現在、小学生が1名、中学生が3名在籍しているところでございます。壱岐市全体の不登校の数を考えると少ないようにお感じになるかもしれませんが、現在不登校の子どもの居場所というのは多様性を認めているというか、自宅でもいいし、フリースクールでもよいというようなスタンスを取っておりますので、その中でここに来ているということで、選択肢の一つとして機能しているというふうに解釈してるところでございます。

次に、保護者の会と居場所づくりのことでございます。壱岐市には現在、なみまち親の会という不登校の会の保護者の会があるというふうに認識しております。そのほかは申し訳ございませんが、情報持っておりませんが、現在この主催の方とは、お話をしながら何をしたいのか、あるいは我々が何ができるのかというようなことを含めて考えております。

また、不登校にかかわらず、元気な子でも居場所をつくろうという方もいらっしゃるし、こちらとも話をしながら我々が何ができるのかというのを検討しているところでございます。

最後に、文科のCOCOLOプランでございます。最近概算要求が出されましたので、私もじっくりと読んでるところです。学びの多様化学校とか、校内教育支援センターという、目を引くものもあるんですけども、壱岐市の子どもたちにとって本当に何が役に立つのか、これはまた東京とは違うと思っております。そこで私が、私自身が、不登校の保護者の方と意見を交わす会を今計画しております。これをやった後で、やはり先ほどと同じですが、何ができるのか、できることからやっていきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

〔教育長（山口 千樹君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** 丁寧な御答弁いただきました。

先ほどの不登校相談ネットワーク、i-ネット、これ本当に昨年6月も質問いたしました。実際、1年ちょっとたって、今日の回答では何件か相談があるということだったんですけども、実際この関係機関の方に、私御相談というか、これを御存じですかということを聞いたところ、どなたも実は知らないということでした。

そもそも、なぜ私がこれを出したかといいますと、4月より壱岐病院にいられた小児科のドクターからお話があるということで伺いました。実際、4月から不登校のお子さんが壱岐病院の小児科に直接来ると。いろんなところに相談して、ほかの病院経験上、ほかのいろんな相談機関を受けて、最後に病院に行くというパターンは今まであったんですが、壱岐ではもう

いきなり病院に、小児科に来る方が多い。これは、ちょっと1件、2件ではないということです。やっぱ異常ではないかと、そのドクターは思われたということで、壱岐のこの相談体制はどうなってるんでしょうかというお尋ねでした。そこで、こういうi-ネットというのがあるんですということを御案内しまして、私も各機関の出ている方たちですね。専門職も含めて確認したところ、これを使った相談があってはいないという、これも知らないということでしたので、実質は運用されてはいない。意識はされてないということでしたので、やはりこれが本当に回って運用できていればそれぞれの情報共有等もできますし、いきなり小児科に行くことは多分なかったのではないかとこのころです。

やはり電話で相談ってここにも書いてあるんですけども、今の子どもも含めて、親御さんも含めて、なかなか電話ができる時間帯に電話ができないという方もいらっしゃいますし、相談の仕方SNSを含めた相談の仕方を、今、各相談機関は取り入れてもありますので、壱岐市もそういう形でされてはどうかと1つ御提案いたします。

先ほども、不登校の問題で昨年も上げましたけれども、やはり不登校が問題行動ではないところを各学校関係者の方は御存じですけども、一般の方はまだまだ問題行動と思われるようなところが大いにあります。だからどうしても、何か悪いことだということが頭にあって、なかなか相談もしづらい。保護者はかなり孤立されております。なので、電話で相談というの、かなりハードルがあるところだと思いますので、その辺りも含めてこのi-ネットの運用も、うまく回るような形でしていただきたいと思います。

2点目ですけども、教育支援教室太陽の今利用も4名現在はあるということ。去年は1名ということでしたので、増えているのかなと思いました。また、ほかのフリースクールや居場所も利用されてる方もいるということで、家に籠もらずにいろんなところに行かれてるのはすごくいいことかなと思いました。

1つ気になったのが、教室の設置要綱を見ますと、入室対象者ということで第4条に、学校への復帰に向けて取り組もうとする者ということが書いてございました。なので、これがやはり学校復帰というところが大前提の制度なんでしょうか。壱岐市のスタンスなのか。国としては、今は不登校の支援としては、学校復帰だけを目指すのではなく、社会的自立を目指した支援を第一歩、第一にしてほしいと国は出しております。

支援の視点として、不登校児童生徒への支援は学校に登校するという結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すとはっきり視点を書いてあります。ぜひ壱岐市のこの教室の入室対象者の条件といいますかね。見直しも含めて御検討いただきたいと思います。

それにプラスして、私が一番懸念してるところは、この場所の問題ですね。場所は設置当初



から芦辺地区の公民館と聞いておりますが、ここが実は、昨日ちょっと確認したんですけれども、耐震の問題が出ているのではないかということで、公民館の方が今その場所にはいらっしやらないということでした。やはりそれであれば、かなりここを教室として利用するのがどうかというのは御見解をいただきたいと思います。それが2点目ですね。

3点目としては、この利用時間が午前で、お昼にかけて給食まで出るそうですね。すごく、こういう教室はほかにはないというところなんですけれども、感謝されてる一方、なかなかその時間帯には無理ですという方の声もたくさんいただきました。午後からのほうが利用しやすいんですけどという声もたくさんいただいております。それについてもお答えください。

また、4点目としては指導体制ですね。今、指導員の方が2人おられるということです。これが、国の方針では、やはり指導体制については、指導される方としては年齢や職種は多様な人材をここに置くのが望ましいとありますが、今はほぼ同じお二人、環境の方と聞いております。実際にそこが、教室がW i - F i ができているのか、使えるのかどうかですね。それも含めて、それがあればタブレットでの学びもできますし、やっぱりそういうところは民間の力を借りて、そういう指導体制も含めてされたほうがいいのではないかと考えております。

以上、4点について御答弁をお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** すいません、いっぱいあってなかなか難しいんですが、まず最初の要綱のことですけど、これはもうおっしゃるとおりで、もう全体的に不登校の子を学校に戻すとかいうスタンスをやってるようなところは長崎県内にはないと思います。私もそういうつもりです。要綱については、今後見直していきたいと思いますが、運用は既に早い、もう大分前から、学校に戻すということじゃなくて、ひきこもりになるような子どもを引き出してくると、引っ張り出してくるとというのが目的になっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから場所ですけど、私もあの場所は好ましいと思っておりません。初めて行きまして、もうそもそも古いですしね。もっと明るくていいこと思ってるんですけども、財政的に厳しいという状況もあるでしょう。先ほどの耐震化のことですが、おっしゃるとおりで、耐震診断をして、どうも外階段が大きく損壊するというような診断を得ているために、2階にあった公民館が出ていっているという状況だと思います。今、教室は1階でやっておりますから問題はないと思いますけど、ただ私も繰り返しますが場所は移動したいなと思っております。

ただ、先ほどおっしゃったように、給食が魅力でございますね。私も県内でああいうところで給食が出てるところは聞いたことございませんから、給食が出る場所で子どもたちが行きやすくして駐車場がたっぷりあって静かだという場所を、今一生懸命探してるところでございます。ちょっと時間を頂いてと思っております。

それから時間のことですね。これも全く同感です。先ほども申しましたが、不登校の保護者と少し話をしたいと思ってます。その中でそういう要求があるのであれば対応していきたいとは思っておりますけれども、これも検討というか研究という段階だと思います。

それから、体制についてでございますけれども、おっしゃるとおり、民間の方を入れてもいいだろうと思っておりますけれども、我々採用する側としましては、やはり多少なりとも教育に造詣がある方のほうが、我々も信用しやすいなと思っております。

最後にWi-Fiですが、それも私も同感で、どうもCOCOLOプランでWi-Fi設置の予算が国からつきそうですから、こちらは申請していきたいと思えますし、予算がつかないならつかないで、何かいい対応はできないかなというふうなことを考えているところでございます。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** かなり前向きな答弁いただいております。

実際に場所の問題についてですが、本当に言われたとおりですね。

もし、御提案ですけれども、毎日通えるというのはベストなんでしょうけれども、まずは週1回とかいうぐらいから始められてるんだと思いますので、巡回というか、場所、4町ありますので、4町に1つずつの歩いて行けるようなところに、もし1つでもあれば、お子さんが通える割合が高くなるのかなというの、ちょっと考えております。曜日のことも含めて、場所も含めてですが、以前勝本の公民館の方とお話ししたときに、ここは本当に利用の方もそう多くはないし、子どもたちがそういうときに使っただけしたら、私はもう見てるだけですけどというようなお話もされておりました。図書コーナーもありますし、そういうところもいろんな候補に入れられたらいいのかなって、ちょっと話をしたところでした。そうやって島全体で子どもたちを見守り育む、本当に教育的な資格はなくても、そういう見守りはできるということで、どういった形でも、何か子どもが引き籠もらずに社会に出る、何かそのきっかけになるような、教室というか、場所、居場所も含めてですけれども、考えていただきたいと思っております。

体制については先ほど言われましたように、それはもうそうなんです。実際には民間の方のサポートが常時ではなく、アドバイスの、アドバイザー的な形で入られてもいいのかなと思っておりますので、そこはいろいろなケースを、特にeラーニングとかは、今はもう本当に民間のほうは進んでおりますので、せっかく子どもたちに1人1台のタブレットがあるということですから、みんなと同じ教室じゃなくても、自分の学びに合わせた個別最適な学習ができる場を保障してあげるというのが、やはり大切かと思えます。ぜひ御検討ください。

最後に、とてもありがたいお言葉ですね、保護者の声を聞くと。そこで何ができるのか、何が必要なのか、ぜひお願いいたします。今中学生の保護者、不登校の保護者、一番困っておられるのが高校進学のことですね。恐らく、やはりほとんどの方が通信制高校を考えておられます。その情報が全くないと。やはり長崎よりも福岡の情報が欲しいですね。長崎県でも県の民間団体がこういう通信制の高校の情報を集めて、マッチングとか説明会ということもされておりました。その資料を私が持っておりましたので、そういう方々にお配りしたら本当に大変喜ばれております。そういうやはり民間のノウハウなどもありますので、やはりそれを学校、教育委員会も共有しながら、子どもたちに、保護者にも安心していただけるような形でのサポート体制をぜひお願いいたします。

最後にも、保護者の会、居場所づくりも、ぜひぜひお願いいたします。サポート、やはり孤立孤独というのが一番怖いことです。これがそのまま行くと、やはり自分は駄目だということにもなって、自死を選ぶということもありますので、そうならないためにもぜひお願いいたします。

3番目の、1つ御提案ですけれども、県議会では県内の社会教育施設でそういう不登校のお子さんの体験活動、自然体験活動とかの予算をつけていくということを前回の県議会で答弁されておりました。これは実は神奈川県では毎月1回、こういう自然体験の場の提供を県教委がしてるということです。長崎の場合は、やはり島地、特に壱岐は離島ですので、壱岐は壱岐でのそういう自然体験、なかなか籠もって1人でという方が多いですので、何かその月1回でもそういう形で外に出て、同じような境遇の方たちと出会い、そこから体験をすることによって子どもたちの感受性も育つと思います。そういうことを壱岐市で御検討いただけないかという御提案です。いかがでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 山口教育長。

**○教育長（山口 千樹君）** 今、最後におっしゃった県の事業については、ちょっと思い当たるものがないんですけれども、県にちょっと問い合わせせてみて、何かありましたら活用していきたいと思います。

また、別件ですが、生涯学習課がやっている講座がございまして、それは例えば武原議員さんがそういう講座を起こした場合、そこに対して財政的支援がございまして、そういったものの活用もお知らせしていくというようなことをやっていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** ありがとうございます。

さっきの国のCOCOLOプランでもありました、やはり本当に子どもたちを真ん中にしな

がら、いろんな機関が連携して対応していくというところが、この国でも出されております。先ほどの壱岐市のi-ネットと同様、これが本当に回れば困らないですよ、保護者も子どもも。やはりこれをしっかりとつくっていく、回していくというのは、やっぱり現場になってきますので、なかなか本当に大変だと思います。このつながりをつくること、決して学校だけでは難しい、行政だけでも難しい、民間も含めて、また行政教育委員会だけでも難しいです。福祉部局も含めて、一緒に子どもについて、どうできるのか、支援できるのか、壱岐では何ができるのか、もう一度考えて取り組んでいただきたいと思います。

以上で2点目の質問を終わります。

最後に3点目です。市民参画による健康づくりとDX化による効率化の推進ということで、2つお聞きいたします。

今年度、保険事業計画の策定が行われていると思いますが、この計画策定過程及び実践段階における市民周知における市民参画がどのように行われているのか。2つ、この計画策定の公募委員はいるのか。2点目は、パブリックコメント等の予定はあるのか。この2つ、お聞かせください。

そして2点目が、デジタル田園都市国家構想の交付金が2024年度末で終わろうとしております。健康づくりを行う場の見える化、またスポーツを楽しむための参入障壁の解消のための公共施設等の予約システムの導入の検討をしてはどうかという御質問です。

答弁をお願いいたします。

**○議長（小金丸益明君）** 崎川保健環境部長。

[保健環境部部長（崎川 敏春君） 登壇]

**○保健環境部部長（崎川 敏春君）** 武原議員の御質問にお答えをいたします。私のほうからは、市民参画による健康づくりについてお答えを申し上げます。

国の新たな国民健康づくり運動プランの策定を受け、壱岐市も健康増進法に基づく健康増進計画、保険事業計画の策定を本年度行っているところでございます。

具体的なスケジュールとしましては、8月に長崎県からの説明を受け、プロジェクトチームを編成し、これまでの評価を行い、10月に市民アンケートを踏まえた次期計画内容の見直し、変更を行い、年末までに素案を作成し、1月にパブリックコメントを予定をしておるところでございます。

また、2月には医師会をはじめとする医療関係者や保健所、計画推進の要となる公民館連絡協議会や婦人会の代表者で構成する壱岐市保健事業連絡協議会に内容等を諮り、3月に策定の予定であります。

また、具体的な推進につきましては、SNSを含めた広報媒体を活用し、広く周知を行い、

関係機関やヘルスメイト、まちづくり協議会など、各種団体と連携を図り、市民を巻き込んだ実効性のある推進に向け、積極的な取組を行ってまいることといたしております。

以上でございます。

〔保健環境部部長（崎川 敏春君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 登壇〕

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 3番、武原議員御質問の健康づくりを行う場の見える化や、スポーツを楽しむための参入障壁の解消のため、公共施設等の予約システムの導入を検討したかどうかの御質問について、お答えいたします。

デジタル田園都市国家構想推進交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や、魅力向上の実現に向けた交付金であり、予約システム等の導入に関しても活用できるとのことで承知をいたしております。

システム導入の判断につきましては、施設の所管部署との調整も必要になりますことから、導入可能な施設の選定、現在の課題や運用方法の検証、さらにデジタル通信機器を使用できない方への配慮も含め、横断的な協議が必要であると考えているところでございます。

また、システム導入の先行自治体では、マイナンバーカードを利用している事例もあり、個人認証等の取扱いにつきましても調査の必要があろうと考えており、導入費や年間経費等、費用対効果も含め、まずは導入に際しての課題整理をしてまいりたいと存じます。

〔企画振興部部長（塚本 和広君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** 御答弁いただきました。

まず、最初の計画策定のスケジュールについて詳しくお知らせいただきました。この場合は、計画策定の委員さんというのは、現在公募委員も含めていらっしゃるかどうかというところが1つちょっと抜けておりましたので、その辺り御答弁いいでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 崎川保健環境部長。

**○保健環境部部長（崎川 敏春君）** 健康増進計画及び保険事業計画につきましては、計画策定委員会等の設置はいたしておりません。これまでも目標計画の立案方等につきましては、保健事業連絡協議会を設置をいたしまして、この中で意見等をいただいております。

委員の構成につきましては先ほど申し上げましたように、医療関係者、公民館連絡協議会及び婦人会で構成をいたしております、公募委員につきましては設置をしていないところでございます。

**○議長（小金丸益明君）** 武原議員。

**○議員（3番 武原由里子君）** 結局、この計画では市の職員さんがつくってるということですね。そのできた素案を、市民も含めた方たちで検討していただくという認識でよかったですよね。

では、やはり最初の計画段階に市民の声をSNS等から拾うというところを十分にしていたきながら、計画に反映していただきたいと思います。素案ができて、なかなか変えることは難しいですので、最初のアンケート等、ワークショップとかできたらいいと思います。そういうのを検討していただきたいと思います。

2点目の予約システムについても、ぜひ今後取り組んでいただきたいと思います。これが情報管理課を含めたいろんな社会教育施設だけではなく、観光課、または社会福祉協議会とかの持っている施設等も含めた検討が必要ではないかと考えております。

最後に、これから少子高齢化が進む中で、今壱岐市には180名もの会計年度任用職員の方が、優秀な方がいらっしゃいます。この方々も、今、これから先どうなるかというところなんです。今のうちから仕事の効率化も含めて、こういうデジタル化も検討しながら、前向きに進んでいただきたいと考えております。2025年度末が期限となっております、自治体情報システム標準化のために、今年が正念場と言われております。壱岐市の諸問題がたくさんある中、10年先、20年先を見据えて計画的に次世代のための施策をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 以上をもって、武原由里子議員の一般質問を終わります。

---

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月19日は、各常任委員会、22日は予算特別委員会、25、26日は、決算特別委員会を、いずれも午前10時から開催いたします。

次の本会議は、9月28日木曜日午前10時から開きます。

本日はこれにて散会いたします。皆さん大変お疲れさまでした。

午後0時26分散会

---

令和5年 壱岐市議会定例会 9月会議会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和5年9月28日 午前10時00分開議

日程第1	議案第45号	壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第46号	壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第47号	公の施設の指定管理者の指定について (壱岐市立一支国博物館)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第48号	第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画 (中間見直し) の策定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第49号	令和5年度壱岐市一般会計補正予算 (第4号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第50号	令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第51号	令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第52号	令和5年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第53号	令和5年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	認定第2号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第11	認定第3号	令和4年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第12	認定第4号	令和4年度老岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第13	認定第5号	令和4年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第14	認定第6号	令和4年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第7号	令和4年度老岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第8号	令和4年度老岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第18	諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承
日程第19	諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・委員会付託省略・討論なし・了承

---

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

---

出席議員 (14名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 土谷 勇二君	11番 豊坂 敏文君
13番 中田 恭一君	14番 市山 繁君
15番 赤木 貴尚君	16番 小金丸益明君

---



欠席議員（1名）

10番 音嶋 正吾君

---

欠 員（1名）

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局局長 山川 正信君 議会事務局次長 平本 善広君  
議会事務局次長補佐 松永 淳志君

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	山口 千樹君	総務部部长	中上 良二君
企画振興部部长	塚本 和広君	市民部部长	西原 辰也君
保健環境部部长	崎川 敏春君	農林水産部部长	谷口 実君
建設部部长	平田 英貴君	消防本部消防長	山川 康君
教育次長	目良 顕隆君	総務課課長	横山 将司君
財政課課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

---

午前10時00分開議

○議長（小金丸益明君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。報道機関に対し、撮影機材等の使用を許可いたしておりますので御了承ください。

10番、音嶋議員から欠席の届出がっております。

ただいまの出席議員は14名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案3件を受理いたしております。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。

相次ぐイルカの死亡について申し上げます。3日前、9月25日に、イルカパークのイルカ、名前をジェリービーンズと申しますが、死亡いたしました。

このイルカは、壱岐イルカパークを、学生の実習先としている学校法人福岡安達学園専門学校ビジョナリーアーツの所有で、令和3年4月21日に「IKI PARK MANAGEMENT」が預かって以来、2年5か月、推定年齢は18歳であります。

死因等については、昨日、獣医師が病理解剖を行い、現在検査中ではありますが、死亡前は肝機能に異常が見られ、顧問獣医師、スタッフ、トレーナーにより、懸命な治療を続けておりました。市所有のイルカではなく、餌代等も負担はしていなかったとはいえ、本年2月と6月、そして今回と、相次ぐイルカの死亡に大変な危機感を覚え、予算特別委員会においても、議員各位から様々な厳しい御意見等をいただいたところであります。

その折にも御説明いたしましたとおり、死亡の原因が分からないという中で、原因の仮説を立てて検証を重ね、今後も引き続き、海洋環境の改善と健康管理の徹底、飼育技術の向上に向けて取り組んでまいりたいと考えております。具体的には、御指摘を踏まえ、再度、海底汚泥の成分検査や飼育エリア内の潮流調査、また、海水をポンプでくみ上げての海水の入れ替えの検討など、市としても今後御意見等をお聞きする委員会を設けることを含め、検討いたします。さらにイルカの飼育、健康管理に積極的に関わってまいります。

また、今回、購入搬入予定のイルカについては、事前に十分な体調や健康の確認を行った上で購入等対応することといたしております。

イルカパークは、本市の観光振興をはじめ、本市にとってなくてはならない施設であることは議員各位も十分御認識のことと存じます。イルカあつてのイルカパークであり、そのことが本市の振興発展につながるものであります。

現在、イルカパークには、平成24年4月搬入以来、11年5か月を経過している推定年齢30歳の雌、あずきだけとなります。あずき1頭だけになりますと、当然ながら過重な負担をかけることになり、運営上も厳しい状況になってまいります。このような現場の状況にあつて、先ほど来申し上げました対応策について、今後、議会とも十分な協議を重ねながら、取り組んでまいりますので、何とぞ御理解賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

## **日程第1. 議案第45号～日程第16. 認定第8号**

○議長（小金丸益明君） 日程第1、議案第45号から日程第16、認定第8号まで16件を一括議題とします。本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について、各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。植村圭司総務文教厚生常任委員会委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君） 登壇〕

○**総務文教厚生常任委員長（植村 圭司君）** 令和5年9月28日、老岐市議会議長、小金丸益明様。

総務文教厚生常任委員会委員長、植村圭司。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、老岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第48号、第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について、審査の結果、原案可決。

議案第50号、令和5年度老岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案可決。

議案第51号、令和5年度老岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、審査の結果、原案可決。

認定第2号、令和4年度老岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

認定第3号、令和4年度老岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

認定第4号、令和4年度老岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

認定第6号、令和4年度老岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、審査の結果、認定。

以上です。

○**議長（小金丸益明君）** これから、総務文教厚生常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小金丸益明君）** 質疑がありませんので、総務文教厚生常任委員会の委員長報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（植山 圭司君） 降壇〕

○**議長（小金丸益明君）** 次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。中原正博産業建

設常任委員会委員長。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（中原 正博君） 令和5年9月28日、苓崎市議会議長、小金丸益明様。

産業建設常任委員会委員長、中原正博。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定したので、苓崎市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告いたします。

議案第45号、苓崎市漁業集落排水処理施設条例及び苓崎市公共下水道条例の一部改正について、原案可決。

議案第46号、苓崎市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について、原案可決。

議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について（苓崎市立一支国博物館）、原案可決。

議案第52号、令和5年度苓崎市下水道事業特別会計補正予算（第1号）原案可決。

議案第53号、令和5年度苓崎市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第5号、令和4年度苓崎市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号、令和4年度苓崎市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号、令和4年度苓崎市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、認定。

委員会の意見といたしまして、認定第5号、認定第7号、認定第8号の未収金の回収については、収入未済額の縮減と公平公正な債権管理を行うため、債権管理室へ債権を移管し、債権回収業務の一元化を求める。

以上です。

○議長（小金丸益明君） これから、産業建設常任委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員会委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（中原 正博君） 降壇〕

○議長（小金丸益明君） ここで、塚本企画振興部長より発言の申出がっておりますので、これを許します。塚本企画振興部長。

○企画振興部部長（塚本 和広君） おはようございます。

先週、9月22日の予算特別委員会において、森議員から発言がありました苓岐イルカパークにおける、IKI PARK MANAGEMENT高田社長の未成年学生との飲酒事案に

つきまして調査いたしましたので、御報告いたします。

まず、森議員が言われております、未成年学生との飲酒については、二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律に基づいてのこととしますので、二十歳未満ということで御報告いたします。

先日の予算特別委員会終了後、高田氏と面会を行いまして、その事実を確認いたしました。事案の概要といたしましては、IKI PARK MANAGEMENTが授業の契約を行っております専門学校の生徒を受け入れた際、その際に学生が飲酒することを止めなかった事実があると確認できました。その事案について、SNSのグループ内で情報が共有され、そのグループ内に市職員が入っていたことから、壱岐市は、その事案を知っておきながら、何も対処しなかったのかとの御指摘がありましたが、まず当該市職員は、飲酒が確認されている現場に出席していませんでした。また、当該市職員を交えて、そのSNSの内容を確認した結果、確かに法令遵守を促す内容はありましたが、その中で飲酒を示唆する文言等がなく、具体的なやり取りもなかったことから、その場に出席していなかった職員は内容が分からなかったとのことでした。

本飲酒事案は、壱岐市が指定管理を委託している業務外のことではございますが、管理施設内でそのような行為が行われたことは誠に遺憾でございます。このことを受けまして、顧問弁護士にも相談の結果、高田氏には厳重注意と、二度とこのようなことがないように強く要請することといたしております。

市民皆様には、本件によりましてお騒がせしたことをお詫び申し上げます。このようなことが二度とないように指導管理を徹底してまいります。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 森議員、よろしいですかね。いいですね。森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** 今の発言の内容だと未成年との飲酒というのは、イルカパークの内部での1回というようなニュアンスを受けたんですけども、市が把握してるのはそれだけということでしょうか。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** ただいま申し上げたとおりでございます。

**○議長（小金丸益明君）** 森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** 僕のところに、その他の複数回の事案が上がってきていますけれども、そちらについて、改めて公というか、報告したときに、市としての対応は変わるというようなことはありますか。

**○議長（小金丸益明君）** 塚本企画振興部長。

**○企画振興部部長（塚本 和広君）** 現在のところ、森議員が今言われますような事案は確認できておりません。もしそのようなことがあるようであれば、確認をいたしまして、またそのときに対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（小金丸益明君）** 次に、予算特別委員会委員長報告を求めます。武原由里子予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長（武原由里子君） 登壇〕

**○予算特別委員長（武原由里子君）** 令和5年9月28日、壱岐市議会議長、小金丸益明様。

予算特別委員会委員長、武原由里子。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

議案第49号、令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、審査の結果、原案可決。

委員会意見。イルカパーク管理費について、壱岐イルカパークは重要な観光資源であり、将来にわたり持続可能な施設とするために専門家を含む委員会等を開催し、イルカの死亡原因特定に努めること。また、具体的改善策を早急に検討し、飼育エリア内のさらなる海洋環境改善とイルカの徹底した、適切な管理を求める。なお、イルカの購入費用、輸送費用については、縮減に努めること。

以上です。

**○議長（小金丸益明君）** これから、予算特別委員会委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 質疑がありませんので、これで予算特別委員会委員長報告を終わります。

〔予算特別委員長（武原由里子君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第45号、壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について、及び議案第46号、壱岐市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正についての2件について、一括して討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 議案第45号、壱岐市漁業集落排水処理施設条例及び壱岐市公共下水道条例の一部改正について、反対討論を行います。

平成16年度の合併以来の漁業集落排水と公共下水道の利用料の統一とするものでありますが、その第1の反対理由は、不公平性感の是正として出されましたが、市民との意見を十分聞いて、丁寧な説明もなく使用料の統一という決定手続が進められたことであります。

第2の反対理由は、格差のある漁業集落排水と公共下水道の利用料の2つを足して2で割ったような利用料金になっていることです。市民の利用状況を考え、市民の負担状況への配慮もなく、利用料金が決められています。県下で4番目に高い使用料であります。公共下水道だけを見ると、県下で一番高い利用料を市民に押し付ける内容になっております。市民に冷たい料金設定となっていると言わざるを得ません。

第3に、市は市民生活を支える下水道事業を推し進めるために、できるだけ利用料を押し下げていく、そして今後下水道への加入を推し進めていく事業計画が求められていますが、その計画、そしてその説明がありません。

以上の点をもって反対といたします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号及び議案第46号の2件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

各議案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、議案第45号及び議案第46号の2件は、原案どおり可決されました。

次に、議案第47号、公の施設の指定管理者の指定について（老岐市立一支国博物館）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号、第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 議案第48号、第2期老岐市子ども・子育て支援事業計画（中間見直し）の策定について、反対討論を行います。

この見直し計画について、いきいろ子ども未来課は、今回の中間見直しは、子ども・子育て支援事業計画の教育保育の量の見込みの見直しをするものだと言っております。今回の見直しの目的は、待機児童を出さないように見直しをしなければならないと考えます。

昨年、民間認定こども園の建設に伴い、へき地保育所の閉園を行おうとした量の見込みを大きく変えたものが出されました。その後、民間認定こども園の急遽建設中止となりました。建設中止になったにもかかわらず、へき地保育所の閉園の方針は変わらず、そのままであり、量の見込みはその状況に合わせた数字になっており、納得がいきません。

市全体として1つの教育、保育提供区域にして、量の見込みを設定していることによって不都合が生じていることに目を向けた見直しとなっております。武生水保育園は定員を大きくオーバーしており、へき地保育園に通っていた（・・・）の児童を令和6年、令和7年はどこへ受け入れることになるのでしょうか。はっきりいたしません。勝本、芦辺、八幡保育園があるから、そちらへ行けという冷たい保育サービスを進めることになっていませんか。このままだと待機児童が確実に出るようになります。

現在の状況をしっかり見て、責任ある支援事業の実施を求めて反対討論といたします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数。よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和5年度老岐市一般会計補正予算（第4号）について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 議案第49号、令和5年度老岐市一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論を行います。



第1の反対理由は、物価高騰対策として、国は電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を予算化したしました。特に市民や事業者を幅広く支援するメニューとなっており、生活者支援と事業者支援が増額されている内容です。

生活者支援がまず先に来て、その後に事業者支援という位置づけになっています。そこで国は、第1に挙げている、生活支援を挙げて、その例として非課税世帯一律3万円の給付対象から外れている低所得者層への支援等を例示しております。

しかし、壱岐市の事業には、事業者支援はありますが、生活者支援、特に低所得者に対する支援メニューがありません。高齢者、子育て世代への支援策がない冷たい内容となっていることです。

次に、反対の第2の理由は、イルカパーク管理費1,128万円に関する問題点です。今日、市長から新たにイルカ1匹の死亡の報告がありました。このようにイルカの死亡が立て続けに続いている現実を直視しなければならないと思います。安易にイルカがなければならぬ、イルカが観光の面で重要だ、その点だけで今後のこのイルカ購入を進めることは大きな原因究明をしないまま突き進む、行政としてあってはならない、立ち止まるべき事案であると考えます。

今後、イルカの購入に当たって、死亡を防ぐための方策もないまま、水質検査や、小手先の具体策では、また死亡事故を起こしかねない。しっかりとした計画が必要です。無計画な購入はあってはなりません。このようなずさんなやり方を正すことが、今こそ求められていると、ここで一旦立ち止まり、イルカの死亡原因をしっかりと究明し、今後確かな計画をもって、イルカの購入に当たることこそ長期的な壱岐市の観光としての位置づけになるのではないかと考えます。

しかし、このイルカパークの問題ですが、大きくもう一つ反対理由があります。世界の観光の中で、イルカはどのような存在であるかを見る必要があるからです。市長は、イルカは壱岐市の観光の目玉と言われました。しかし、世界、そして日本の状況はちょっと違う。

まず国際自然保護連合は、イルカの飼育自体は可能、合法だと言っておりますが、ショーは禁じられているとしています。イルカの飼育は動物愛護管理法が適用され、動物の健康と安全を確保することを努めなければなりません。

今、世界中で動物愛護に関する考え方が急速に変化しつつあります。世界の中で、イルカショーが厳しい視線にさらされているわけです。世界的な旅行予約サイトでは、イルカや鯨のショーを含む旅行プランの販売を中止いたしました。北欧最大規模の動物園では、12頭いるイルカのショーの展示を、今後、終了すると発表いたしました。欧米諸国にとどまらず、インド、チリ、コスタリカ、ブラジルなどでもイルカの商業利用が禁止や制限に行われております。そして隣の韓国でも、昨年、娯楽目的でのイルカの利用を禁止する法案が国会で可決され、今年、

施行される予定であると聞いております。

動物保護団体から、ショーはイルカに必要以上にストレスをかけると指摘も受けています。日本国内でもイルカショーの廃止を求める声が広がっている。東京のしながわ水族館では、リニューアルに合わせて、イルカのショーをどうするかも検討するとしています。

このような世界、そして日本の状況の中で、壱岐市はイルカパークをどう考え、イルカを必要だ、イルカを購入すると、このような今までどおりの考え方で進んでいいのでしょうか。

世界、そして日本の状況をしっかり見て、今後のイルカパークの方向性をしっかり考えることを求めて、反対討論いたします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。中田議員。

**○議員（13番 中田 恭一君）** 私は賛成のほうで討論をいたしたいと思います。

しかし、先ほどから話にあっております市長の挨拶なりありましたように、イルカが、ここ二、三年で立て続けに死亡しております。反対討論の中にもありましたように、水質の検査、特に今年は高温で水温も上がっていると思います。ただ、原因が分からないと、なかなか次のイルカを入れることが非常に考えるところではありますが、現在、いろんなツアーの中で、壱岐のイルカパークをメインとしたツアーも組んでおられます。イルカがいないからと言って、即刻中止というわけにはいきませんので、今回までは、イルカの導入は私は賛成していいと思っておりますが、これだけ二、三年で立て続けに死ぬと、やっぱり風評被害も出てくると思うんですね。イルカパークにイルカをやれば、全て死んで帰ってくるというような風評被害も出てきますし、動物愛護の観点からも、ぜひ長生きをさせて、かわいがりながら、ショーは減らす分でも、イルカとの触れ合いを主にイルカパークを続けていっていただきたいと思いますので、その辺をお願いしたいと思います。

今後、市長が言われたように、いろんな対策をするということでございますので、ぜひ早急に、逆に言うなら新しいイルカが入ってくる前に調査なりして、その対処ができれば最高だと思っておりますので、ぜひともそういう対策を急いでいただいて、いい環境の中でイルカとの触れ合いができることをお願いをして、賛成討論とします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。森議員。

**○議員（1番 森 俊介君）** 議案第49号、令和5年度壱岐市一般会計補正予算（第4号）、イルカパークの件について、反対討論行わせていただきます。

今日、市長から、またイルカが1頭亡くなったという御報告がありました。また、中田議員の今、賛成討論の中で、イルカがやっぱり必要なんだと、壱岐の観光にはという話がありましたが、イルカは必要だとか、観光の目玉になるとか、そういう話では全くないと私は思っております。今、イルカが亡くなっている現状について、できることまだやっていない状況だなと

思っているんですね。

イルカを、ずっと見てくださっている獣医さんが、今、幾つもあるイルカの死因の可能性について、いろいろ考察をされておりました、その中で一番可能性が高いのは、泥の話なんじゃないかという話を獣医さんの見解として聞いております。

その中で、イルカを飼う、飼わないという話ではなくて、先に順番があるよねという話を思っておりまして、先に泥の調査をした上で、そこで改めて問題がないというか、この環境でイルカを飼って平気だなということであれば、イルカを飼うという順番でいいのかなというふうに思っております。

なので、できることをやってから、イルカの死因で、ひとつ可能性が高いものがあるのであれば、そこを調査してから飼うということで、何も問題ないのかなというふうに思っておりますので、その順番を間違えずに先に可能性の高い調査を行ってからイルカを飼うという順番で行っていただければというふうに思っております。

ずっとイルカが亡くなり続けておりますし、3日前にも新しく、新しくというか、3日前にもまた亡くなったということで、本当に由々しき事態だと考えておりますので、反対討論なんですけども、仮にここで予算を通したとしても、イルカを購入する前にひとつ調査を行ってから購入するとか、そういう形にさせていただけたほうがいいのかというふうに思っております。

以上、反対の討論とさせていただきます。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和5年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第51号、令和5年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の2件について、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号及び議案第51号の2件を一括して採決します。山口議員。

○議員（４番 山口 欽秀君） 議案の採決は、討論は一括でも納得できますが、議案の一括採決は（・・・）いただきたい。それぞれ採決をしていただきたいということを思います。

○議長（小金丸益明君） 一括して討論を受け付けて、討論もありませんでしたので、反対がないんだと判断して一括して採決をするようにしております。

これから、議案第５０号及び議案第５１号の２件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５０号及び議案第５１号の２件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５２号、令和５年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５２号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第５３号、令和５年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小金丸益明君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第５３号を採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（小金丸益明君） 起立多数です。よって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

次に、認定第２号、令和４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

**○議員（４番 山口 欽秀君）** 認定第２号、令和４年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

壱岐市は、第３次壱岐市福祉計画を推し進めております。誰一人取り残さないように、「安心して、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくり」を進めるとしております。そして、その中で、良質な福祉サービスの供給の仕組みづくりを具体的に施策として挙げております。

しかし、高い国保税は市民の暮らしに大きな重荷となっております。安心して暮らせる状況がどんどん崩されております。福祉サービスの向上には、ほど遠い悲しい現実が広がっています。壱岐市の取組が問われております。

収入の１割から２割が国保税という、高い国保税に国民は苦しんでいます。収入が少なく安心して病院に行けない状況があります。診療控えが起きております。また子どもが生まれると子どもの均等割で、さらに国保税が跳ね上がる事態であります。

国は異次元の子育て対策というなら、子どもの均等割をなくすべきであります。国保税の引下げが最も効果的な貧困対策であると言えます。国保税を引下げ、誰もが安心して病院にかかれる体制が求められています。そのための壱岐市の努力、国、県への支援・改善を求める声を強く上げること、そのことを強く訴えて反対討論といたします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第２号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、認定第２号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第３号、令和４年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

**○議員（４番 山口 欽秀君）** 認定第３号、令和４年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

高い医療保険料の引下げが必要であります。高齢者の多くが年金生活の中で、そしてこの物

価高の中で苦しんでおります。少ない年金から高い医療保険税が強制的に天引きされ、高齢者の収入は下がるばかりであります。高齢になるとどうしても病院へ行かざるを得ない、しかし医療負担は年々大きくなっております。昨年は、医療費が1割から2割負担に増えました。賦課限度額も引き上げられ、負担がますます高齢者の生活にのしかかっております。

高齢者が多いほど貧しくなる日本の状況をどうにかしなければなりません。長生きを喜ぶことにしなければなりません。誰一人取り残さないとする、壱岐市として医療保険税の引上げを抑え、様々な施策を推し進めることが必要です。そして国、県に対して、支援を求めるために強く声を上げること、そのことを訴えて反対討論といたします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第4号、令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。

討論はありませんか。山口議員。

**○議員（4番 山口 欽秀君）** 認定第4号、令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論を行います。

介護保険料、介護サービスの利用料の引下げが今ほど必要なときはありません。物価高騰中、年金生活者の生活は大変です。少ない年金から介護保険料、医療保険料が天引きされ、収入は大きく減っています。介護保険料の値上げも年々進み、負担が大きくなっています。そして介護サービスを受けるとなると利用料がかかり、サービスが受けられない事態が広がっております。

安心して老後が送れるために、安い介護保険料と安い介護サービスの提供が国、県、そして壱岐市に求められております。その方向が見えません。

そして特別養護老人ホーム、多くの待機者を抱えて長年進んでおり、解消していく方策が明らかになっておりません。

地方自治体の役割、福祉向上のために自治体が果たすべき役割は大変大きい。財源がないか

らできない、これでは市民の安心した生活をつくることにつながりません。財源をつくり、国、財源を求めていく、市民の福祉向上のために全力を挙げる、こんな老岐市になるべきであり、そのことが求められていると考えます。以上の点で反対討論といたします。

**○議長（小金丸益明君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号、令和4年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第8号、令和4年度老岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてまでの4件について、一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号から認定第8号までの4件を一括採決します。この採決は起立によって行います。

本決算に対する委員長の報告は認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、認定第5号から認定第8号までの4件は原案のとおり全て認定することに決定いたしました。

次に、日程第17、諮問第3号から日程第19、諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についての3件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 諮問第3号、諮問第4号及び諮問第5号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を

求めるものであります。

諮問第3号につきましては、勝本町東触の人権擁護委員豊坂敏博氏が、令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第4号につきましては、勝本町仲触の人権擁護委員末永厚子氏が令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として勝本町西戸触の中山万寿美氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

諮問第5号につきましては、石田町本村触の人権擁護委員福田祥一氏が令和5年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として石田町池田仲触の大桑啓雅氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく提案するものであります。

なお各候補者の経歴につきましては、議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

**○議長（小金丸益明君）** これから諮問第3号から諮問第5号までの3件について、一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第3号から諮問第5号までの3件については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 異議なしと認めます。よって、諮問第3号から諮問第5号までの3件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから、諮問第3号から諮問第5号までの3件について、一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第3号から諮問第5号、人権擁護委員候補者の推薦についての3件を一括採決いたします。この採決は起立によって行います。

諮問第3号から諮問第5号までの3件については、これを了承することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕



**○議長（小金丸益明君）** 起立多数です。よって、諮問第3号から諮問第5号までの3件については全て了承することに決定いたしました。

以上で、予定された議事は終了いたしました。この際、お諮りします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（小金丸益明君）** 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

ここで白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

**○市長（白川 博一君）** 閉会に当たり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には9月7日から本日まで22日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚く御礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営に当たる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、去る9月17日に、神奈川県横浜市の日産スタジアムで開催された第39回全国小学生陸上競技交流大会に、走り幅跳びとジャベリックボール投げの最高記録を得点化したコンバインドBの部で、長崎県代表として出場した霞翠小学校6年中田靖稀さんが見事4位入賞という輝かしい成績を収めました。今回の全国大会でのすばらしい活躍を大変うれしく思いますとともに、この経験が自信へとつながり、さらなる飛躍を期待するものであります。

次に、芦辺小学校区において、芦辺地区まちづくり協議会が、来る10月1日に設立の運びとなりました。これまで設立に向けて御尽力いただきました國村勉会長様をはじめ、役員の皆様が心からねぎらいを申し上げますとともに、地域住民皆様の御協力に心から感謝を申し上げます。今後とも地域住民の皆様が、安全で、安心して暮らしていける持続可能な地域社会の実現と究極の地域おこしとして、細やかな自主事業など先進的な取組を展開され、大きな成果を上げていただくことを期待申し上げます。

次に、初日の行政報告で申し述べましたが、来る10月21日に、～壱岐市市制施行20周年記念～神々の島壱岐ウルトラマラソン2023を開催いたします。コロナ禍前の、平成30年の大会を超える過去最多の744名の方からエントリーをいただいております。市制施行20周年記念事業としてすばらしい大会となるよう、各種団体等とも綿密に連絡を取りながら万全の準備を進めておりますので、市民皆様には、ボランティア支援や沿道での応援など温か

いおもてなしについて御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、11月5日に勝本町、勝本港、第2串山団地、周辺でございますけれども、一帯において、令和元年度以来となる、壱岐市防災訓練を31の関係機関の参加の下、実施いたします。本市では、常日頃から各種災害から市民皆様の生命、身体、財産を保護することを目的として、防災・減災対策に取り組んでおり、今回の訓練では、災害発生時における初動体制の確立、防災関係機関との連携強化など実践的な総合訓練を行うこととしておりますので、市民皆様にも御参加並びに御見学をいただき、防災意識の向上につなげていただきたいと思いますと考えております。

早いもので、9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われましますので、市民皆様、議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意され、日々、御健勝にて過ごされますことを心から御祈念申し上げまして、閉会の御挨拶といたします。大変、お疲れさまでございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

---

**○議長（小金丸益明君）** 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和5年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。皆さん、大変、お疲れさまでした。

午前11時01分散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 小金丸益明

署名議員 植村 圭司

署名議員 清水 修